

記者発表（ 発表 ・資料配布）				
月／日 (曜日)	担当課（室） 班名	電話番号 (直通)	発表者名 (担当主幹名)	その他の発表先 配布
9／6 (木)	高校教育課 教育指導班	内線 5736 (078-362-9444)	西田 利也 (清水 道子)	

**平成31年度兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱及び
平成31年度兵庫県立中等教育学校入学者選考要綱について**

7月5日（木）の教育委員会で決定した平成31年度兵庫県公立高等学校入学者選抜に関する基本方針に基づき、「平成31年度兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱」を別添のとおり定めました。この要綱に従い、平成31年度兵庫県公立高等学校入学者選抜を実施します。

併せて平成31年度兵庫県立中等教育学校等入学者選考要綱についても別添のとおり定めました。

平成 31 年度兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱について

平成31年度兵庫県公立高等学校入学者選抜に関する基本方針（H30. 7. 5定例教育委員会で議決）に基づき、「平成31年度兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱」を別添のとおり定める。

平成30年度からの主な変更については、下記のとおりである。

記

1 岡山県から県立佐用高等学校への入学志願について

（H29. 3. 16 定例教育委員会で議決済）

岡山県美作市のうち平成 17 年 3 月 31 日合併前の英田郡大原町及び東栗倉村並びに英田郡西栗倉村に保護者とともに居住している者は、県外からの志願の際に必要な手続を経ずに県立佐用高等学校に出願することができる。ただし、複数志願選抜を実施する学科を志願した場合は、第 1 志望のみ志願可能とする。

2 学力検査における志願変更の一部見直し （H30. 7. 5 定例教育委員会で報告済）

単独選抜から複数志願選抜への志願変更については、出願した志願校内の単独選抜実施学科から複数志願選抜実施学科への志願変更のみ認める。

平成 31 年 度

兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱

兵庫県教育委員会

目 次

第1 入学者選抜の基本方針	p 1
第2 入学者選抜の日程	p 4
第3 調査書・学年学習評定一覧表等	p 6
第4 学力検査実施要領（多部制については第7による）	p 8
1 志願者の取扱い	p 8
2 学力検査の実施	p 14
3 複数志願選抜	p 17
第5 特色選抜実施要領	p 23
第6 推薦入学等実施要領	p 27
1 専門教育を主とする学科における推薦入学	p 27
2 普通科コースにおける推薦入学	p 32
3 普通科単位制（全日制）における推薦入学	p 36
4 総合学科における推薦入学	p 40
5 中高一貫教育における連携型入学者選抜	p 44
6 帰国生徒にかかわる推薦入学	p 48
第7 多部制における入学者選抜実施要領	p 50
1 I 期試験	p 51
2 II 期試験 A	p 54
第8 定時制の課程の成人特例入学者選抜実施要領	p 57
第9 定時制の課程の再募集	p 60
第10 通信制の課程における入学者選抜実施要領	p 62

第11 特別の事情のある者の手続	p 64
1 本県に居住している者で、特別の事情のある者の入学志願手続	p 64
2 県外から本県の公立高等学校全日制の課程を志願する者等の手続	p 64
第12 本県から県外の公立高等学校を志願する者の手続	p 65
○ 別 表 1	
評定換算表	p 66
別 表 2	
隣接区域（第4304項関係）	p 67
別 表 3	
県外からの入学志願の特例（第11201項関係）	p 67
○ そ の 他	
〔付 1-1〕 第11の1による特別事情について〔県内〕	p 68
〔付 1-2〕 第11の2による特別事情について〔県外〕	p 69
〔付 2〕 書類作成上の一般的注意	p 70
〔付 3〕 学年学習評定一覧表（様式 2）の在籍者等の欄の記入例	p 70
〔付 4〕 入学者選抜に関する問い合わせ先	p 70
〔付 5〕 平成31年度兵庫県公立高等学校入学志願手続等に関する期限等の一覧表 ...	p 71

平成 31 年度兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱

第1 入学者選抜の基本方針

平成 31 年度に兵庫県公立高等学校（以下「高等学校」という。）に入学する者の選抜については、この要綱の定めるところにより、厳正に実施する。

（対象となる高等学校等）

1001 対象となる高等学校等については次のとおりとする。

(1) 学校

県立及び市立高等学校

(2) 課程

全日制課程、定時制課程、通信制課程

(3) 学科

普通科（コース、単位制による課程を含む。）、専門教育を主とする学科及び総合学科

（出願資格）

1002 入学を志願することのできる者は、次のいずれかの事項に該当する者とする。

(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程等（以下「中学校」という。）を平成 31 年 3 月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者

(2) 中学校を卒業した者

(3) 中学校卒業者と同等以上と認められる次のいずれかに該当する者

① 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者（平成 31 年 3 月に修了する見込みの者を含む。）

② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者（平成 31 年 3 月に修了する見込みの者を含む。）

③ 文部科学大臣の指定した者

④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

⑤ その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学者選抜の方法）

1003 入学者選抜の方法については次のとおりとする。

(1) 入学者選抜は、複数志願選抜又は単独選抜で実施する。

(2) 単独選抜は、学科ごとに実施する。ただし、専門教育を主とする学科を設置する高等学校においては、複数の学科の募集定員を一括して選抜することができる。この場合の実施校・学科については、別途定める。

（出願手続）

1004 志願者は、複数志願選抜においては、第 1 志望校 1 校 1 学科に出願する。その際、第 2 志望校を付して出願できる。単独選抜においては、1 校 1 学科に出願する。

なお、志願先の変更については、要綱で定める。

（学力検査による入学者選抜）

- 1005 学力検査による入学者選抜は、全日制普通科（中高一貫教育校を除く。）及び総合学科については複数志願選抜で実施し、その他については単独選抜で実施する。その際、中学校の校長（当該教育施設の長。以下同じ。）から送付された調査書その他必要な書類、学力検査の成績等を資料として選抜を実施する。

（学力検査及び調査書の取扱い）

- 1006 学力検査による入学者選抜においては、学力検査の成績と調査書の学習評定との比重が同等となるようにする。ただし、調査書の特別活動、部活動等の記録において顕著な内容がある場合には、その内容を各高等学校の特色に応じて評価して特別に取り扱うことができる。

（学力検査の内容）

- 1007 学力検査は、「国語」、「社会」、「数学」、「理科」、「英語（聞き取りテストを含む。以下同じ。）」の5教科で実施する。その際、中学校学習指導要領に示されている5教科の目標に則し、基本的事項について出題し、知識・技能及びこれらを活用する思考力、判断力等基礎的な学力についての検査とする。ただし、学力検査において総合学科のみを志望し、実技検査での受検を希望する者は、出願時に「音楽」、「美術」、「保健体育」、「技術・家庭」の4教科の実技検査のうちの希望する1教科を届け、学力検査のうちの1教科に代替することができる。その際、実技検査は、中学校学習指導要領に示されている4教科の目標に則し、基本的事項について検査する。

（面接）

- 1008 調査書の記載事項と関連して、進路に対する意志の確認など受検者に対する理解を一層深める必要がある場合には、面接を実施し、その結果を選抜のための資料に追加することができる。

（再募集）

- 1009 定時制課程については、合格者が募集定員に満たない場合には、所管教育委員会に届け出て、更に募集を行うことができる。
なお、この場合の実施内容については、要綱で定める。

（学力検査によらない入学者選抜）

- 1010 各高等学校の特色に応じ、学力検査を実施しない入学者の選抜を行うことができる。その際、中学校の校長から送付された調査書その他必要な書類、面接、要綱に基づいて実施する小論文（作文）等の結果を資料として選抜を実施する。

（推薦入学）

- 1011 全日制課程のうち、専門教育を主とする学科、総合学科並びに普通科の一部に設置するコース（国際文化系コース、自然科学系コース、総合人間系コース、健康福祉系コース）及び単位制による課程については、推薦入学による選抜を実施する。その際、中学校の校長から送付された推薦書、調査書その他必要な書類、面接、要綱に基づいて実施する適性検査等の結果を資料として選抜を実施する。

なお、帰国生徒にかかわる推薦入学については、国際に関する学科及び国際文化系コースにおいて実施する。

（成人特例入学者選抜）

- 1012 定時制課程の受検者のうち満 20 歳以上の希望する者については、面接及び作文による選抜を実施する。

（通信制課程における入学者選抜）

- 1013 通信制課程の入学者の選抜は、面接の結果及び調査書その他必要な書類を資料として実施する。

なお、合格者が募集定員に満たない場合には、県教育委員会に届け出て、更に募集を行うことができる。

第2 入学者選抜の日程

2001 推薦入学・特色選抜・連携型入学者選抜

- (1) 願書受付 平成 31 年 2 月 4 日（月）～ 2 月 6 日（水）
- (2) 適性検査、面接等 平成 31 年 2 月 15 日（金）
（一部の学校は 2 月 16 日（土）も実施）
- (3) 合格者発表 平成 31 年 2 月 20 日（水）

2002 学力検査

- (1) 願書受付 平成 31 年 2 月 22 日（金）～ 2 月 26 日（火）
- (2) 志願変更 平成 31 年 2 月 28 日（木）～ 3 月 4 日（月）
- (3) 学力検査 平成 31 年 3 月 12 日（火）
- (4) 総合学科の実技検査 平成 31 年 3 月 13 日（水）
- (5) 合格者発表 平成 31 年 3 月 19 日（火）

2003 定時制再募集（合格者が募集定員に満たない場合）

- (1) 願書受付 平成 31 年 3 月 20 日（水）～ 3 月 22 日（金）
- (2) 志願変更 平成 31 年 3 月 25 日（月）～ 3 月 26 日（火）
- (3) 学力検査 平成 31 年 3 月 27 日（水）
- (4) 合格者発表 平成 31 年 3 月 27 日（水）から 28 日（木）まで

2004 多部制入試

- (1) I 期試験
 - ・願書受付 平成 31 年 2 月 4 日（月）～ 2 月 6 日（水）
 - ・志願変更 平成 31 年 2 月 7 日（木）、2 月 8 日（金）
 - ・入試（面接及び作文） 平成 31 年 2 月 15 日（金）
※志願者数等の状況に応じて 16 日（土）、17 日（日）も実施
 - ・合格者発表 平成 31 年 2 月 20 日（水）
- (2) II 期試験
 - ・願書受付、入試（学力検査及び面接）、合格者発表
平成 31 年 3 月 12 日以降に入試を実施予定
※II 期試験は、平成 31 年 3 月に中学校を卒業見込みの者又は中学校既卒者等を対象とした試験（II 期試験 A）と転・編入学希望者を対象とした試験（II 期試験 B）を実施。
詳細は、学校が作成する募集要項により決定。（平成 30 年 11 月から配布予定）
- (3) III 期試験
 - ・願書受付、入試（面接及び作文等）、合格者発表
平成 31 年 8 月下旬実施予定
※III 期試験は、中学校既卒者等又は転・編入学希望者を対象とした試験。詳細は、学校が作成する募集要項により決定。

2005 通信制課程

(1) 1次募集

- ・ 願書受付 平成 31 年 2 月 18 日（月）～ 2 月 25 日（月）
※ 2 月 19 日（火）、23 日（土）は除く。
- ・ 面接日 平成 31 年 3 月 3 日（日）、3 月 4 日（月）

(2) 再募集（合格者が募集定員に満たない場合）

- ・ 願書受付 平成 31 年 3 月 18 日（月）～ 3 月 22 日（金）
※ 3 月 21 日（木）は除く。
- ・ 面接日 平成 31 年 3 月 24 日（日）

第3 調査書・学年学習評価一覧表等

（調査書作成委員会の設置）

- 3001 中学校には、調査書作成委員会を設ける。
- 3002 調査書作成委員会は、中学校ごとに、校長、教頭、第3学年の学年主任及び学級担任その他必要な教員をもって組織する。
- 3003 調査書作成委員会は、調査書（様式1）及び学年学習評価一覧表（様式2）を作成する。

（調査書の作成）

- 3004 調査書は、「小学校、中学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成22年8月5日付け教義第1491号、教特第1142号教育長通知）等に従って作成された生徒指導要録等に基づいて、厳正かつ客観的に記入しなければならない。

なお、特別支援学級において、生徒指導要録を特別支援学校の中学部生徒指導要録に準じて作成している場合には、それに基づいて記入する。ただし、第3学年の学習の記録の評価については、第3006項(2)による。

- 3005 名前については、外国人の場合、住民基本台帳に記載された名前を記入し、通称名は志願者名の欄の余白に（ ）をつけて記入する。

- 3006 各教科の学習の記録については、次のとおりとする。

- (1) 第1、第2学年の評価は、生徒指導要録に基づき、5～1の5段階とする。
- (2) 第3学年の評価は、平成31年1月以降において、第1、第2学期の成績を十分参考にして行う。この場合、生徒全員について、教科ごとに、5段階とする。
- (3) 登校する意志があるにもかかわらず、やむを得ない事由により中学校における第3学年の出席日数が40日未満の者についても、上記(2)に基づいて評価を行うことを原則とする。ただし、資料が整わないために上記(2)に基づく評価が困難な場合は、当該生徒の各教科に対する関心・意欲や知識・理解の程度等を勘案して評価の高いものをaとし、以下順にb、c、d、eの記号を用いて5段階の評価を行い、その評価を朱書するとともに、「参考事項」の欄に「a、b、c、d、e評価」と朱書する。

この場合、中学校長からの副申書（様式3）及び中学校長印を押印した本人自筆の自己申告書（様式4）を調査書に添えて提出することとする。

- (4) 過年度卒業者については、生徒指導要録に記載した記録を記入する。この場合、第3学年の評価は朱書し、「参考事項」の欄に「○年度卒」と朱書する。
- (5) 県外の中学校から出願する者の第3学年の評価は、その所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて行った評価を朱書し、「参考事項」の欄にその旨を朱書する。
- (6) 第3学期に転入したため、その中学校での5段階評価ができない場合は、前の中学校の第2学期末の評価を朱書し、「参考事項」の欄にその旨を朱書する。

また、第3学期になってからの海外からの帰国や施設からの編入学のため、その中学校での5段階評価ができない場合にも、上記の取扱いに準じて記入する。

- (7) 「総合的な学習の時間」における学習の活動及びその成果について顕著なものがあれば、「参考事項」の欄に簡潔に記載する。

(8)「参考事項」の欄には、上記(3)～(7)に関するもののほか、次の事項等で該当するものについて記入する。

ア 中学校生徒指導要録の「各教科の学習の記録」に照らして、「観点別学習状況」の評価等における顕著な事項

イ 成績の変動の特に著しい者についての特記事項

ウ 特に優れている教科についての特記事項

3007 出欠の記録については、次のとおりとする。

(1) 第3学年の出欠の記録は、平成31年1月末日までのものを記入する。

(2) 「欠席の主な理由」の欄には、欠席理由の主なものを記入する。

3008 特別活動の記録等については、次のとおりとする。

(1) 生徒会・学級会の委員経験、学級活動・生徒会活動・学校行事等特別活動、部活動、学校外における活動の成果、ボランティア活動等のうち顕著なものがあれば記入する。

(2) 第4119項(4)の事項に関して、中学校が「特別活動、部活動等に関する特別取扱い」を希望する場合は、その活動の記録、成績、意欲等について具体的に朱書する。

(3) その他、調査書の各項目に関して特に参考となることがあれば記入する。

(学年学習評価一覧表の作成)

3009 学年学習評価一覧表は、中学校の第3学年の全員について記入する。特別支援学級から出願する者がある場合には、通常の学級と特別支援学級とに分けてそれぞれ作成する。

また、県外の中学校から出願する場合には、その所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて作成した学年学習評価一覧表を提出する。

3010 学習の評価合計の人数分布は、第3学年で5段階評価をした者全員について、それぞれの合計の数ごとの人数を記入する。

第4 学力検査実施要領（多部制については第7による）

1 志願者の取扱い

（実施学科・募集定員等）

4101 学力検査を実施する学校・学科は、第 6101 項表 2 の学科及び通信制の課程を除くすべての学校・学科とする。

4102 学力検査により入学を許可する者の数は、各高等学校の募集定員から推薦入学又は特色選抜による合格者数を減じた人数とする。ただし、この場合の募集定員には、推薦入学のみ募集する普通科コースは含まない。

（出願資格）

4103 入学を志願することのできる者は、平成 31 年 3 月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第 57 条及び同施行規則第 95 条に規定する者とする。

4104 全日制の課程を志願する者については、志願先高等学校の通学区域内に保護者（本人に対して親権を行う者をいい、親権を行う者がいないときは、本人の後見人をいう。以下同じ。）とともに居住している者に限る。ただし、県外からの転居又は他の通学区域への転居が確定している者、県外の中学校卒業見込みの者及び卒業者等、特別の事情がある場合は、第 11 による。

（出願手続）

4105 志願者は、1 校 1 学科に限り出願することができる。この場合の取扱いについては次のとおりとする。ただし、複数志願選抜の出願については第 4302 項及び第 4303 項による。

（1）複数の学科の募集定員を一括して選抜する場合は、それらの複数の学科をあわせて 1 学科として取り扱う。

（2）1 つの学科を複数の部に分けて選抜する場合は、それぞれの部を 1 学科として取り扱う。

4106 志願者は、異なる課程を併願することはできない。

4107 全日制の課程又は定時制の課程の志願者は、次の書類及び高等学校の各設置者が定める入学考査料を、平成 31 年 2 月 22 日（金）から 2 月 26 日（火）まで（土曜・日曜を除く。）の間に、出身中学校長を経て志願先高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、全日制については 9:00～16:30（2 月 26 日（火）は 9:00～12:00。）とし、定時制については 14:00～19:00 とする（以下、年表示のない日付は平成 31 年を示す。）。

なお、志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は、配達日指定（2 月 22 日（金）又は 2 月 25 日（月））の簡易書留にしなければならない（封筒表面に「願書在中」と朱書すること。）。また、受検票の送付用として 362 円分の切手（速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手。）を貼り、送付先を記入した返信用定形長 3 号封筒（12cm×23.5cm）を同封する。

【提出書類】

（1）入学願書・受検票（様式 5 の A）

（2）過年度卒業者で全日制の課程の学科を志願する場合は、住民票記載事項証明書（様式 6）

- (3) 第 4104 項の保護者が後見人の場合は、中学校長が確認した旨の副申書（様式自由）
- (4) 志願先高等学校長が発行した入学志願承認書（第 11101 項及び第 11201 項に該当する者に限り必要。）
- (5) 写真票（様式 7）（第 4121 項により求められた場合に限り必要。）
- (6) その他志願先高等学校長が必要とする書類

（入学考査料）

4108 入学考査料は、下表に従って納入する。

設置区分	課程	金額	納入方法
県立高等学校	全日制	2,200 円	兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付する（消印のあるものは無効。）。
	定時制	950 円	
市立高等学校	全日制	2,200 円	志願先高等学校に現金により直接納入する。ただし、郵送による出願の場合は、入学考査料分の定額小為替を同封する。
	定時制	尼崎市立は 950 円 神戸市立は 300 円	

（特別出願）

4109 第 4107 項の出願期間にかかわらず、県外から保護者の転勤等正当な理由によって第 11205 項により本県の公立高等学校志願の許可を受けた者は、3 月 1 日（金）及び 3 月 4 日（月）においても特別に出願することができる（以下、「特別出願」という。）。志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は配達日指定（3 月 1 日（金））の簡易書留にしなければならない（封筒表面に「願書在中」と朱書すること。）。また、受検票の送付用として 362 円分の切手（速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手。）を貼り、送付先を記入した返信用定形長 3 号封筒（12cm×23.5cm）を同封する。

なお、定時制の課程にあつては、第 11 の 2 の手続を省略して特別出願ができる。

受付時間は、全日制については 9:00～16:30 とし、定時制については 14:00～19:00 とする。

（志願変更）

4110 志願変更については次のとおりとする。

- (1) 全日制の課程又は定時制の課程の志願者は志願変更の期間内に、次のいずれか 1 回に限り、志願校、志願課程及び志願学科を変更することができる。
 - ア 単独選抜から単独選抜への志願変更。
 - イ 複数志願選抜から単独選抜への志願変更。
 - ウ 出願した志願校内の単独選抜実施学科から複数志願選抜実施学科への志願変更。その場合、第 2 志望校を志願することはできない。
 - エ 複数志願選抜実施校間の第 2 志望校の志願変更。
- (2) 志願変更の手続は次のとおりとする。この場合、郵送は認めない。
 - ア 志願変更の取扱期間は、2 月 28 日（木）から 3 月 4 日（月）まで（土曜・日曜を除く。）とする。受付時間は、全日制については 9:00～16:30（3 月 4 日（月）は 9:00～12:00。）とし、定時制については 14:00～19:00 とする。

イ 志願変更する者は、志願変更願（甲）・（乙）（様式 8 の A）を、出身中学校長を経て、先に出願した高等学校長に提出し、所定の証明を受けた乙票及び先に提出した第 4107 項の書類（ただし、入学願書はその写し）の返還を受けて、志願変更先の高等学校長に提出する。

なお、先に出願した高等学校の受検票は、その高等学校に返還しなければならない。

志願変更により新たに必要となる書類（総合学科実技検査教科届・写真票（様式 10）等）がある場合には、その書類を添付して提出すること。

ウ 第 11101 項及び第 11201 項に該当する者は、先に出願した高等学校長から証拠書類の返還を受け、志願変更先の高等学校長に提出し、審査を受けなければならない。

エ 志願変更の場合の入学考査料については、第 4108 項による。

県立高等学校における同一課程間の志願変更の場合及び全日制の課程から定時制の課程に志願変更する場合は、改めて入学考査料を要しない。定時制の課程から全日制の課程に志願変更する場合は、入学考査料の差額を納入する。

県立高等学校から市立高等学校に志願変更する場合及び市立高等学校から県立高等学校に志願変更する場合は、改めて入学考査料を納入する。ただし、先に納入した入学考査料は還付しない。市立高等学校間の志願変更の場合の入学考査料は、所管教育委員会の定めるところによる。

（検査場所・日程等）

4111 学力検査は、各高等学校において実施し、志願者は原則として志願先の高等学校において受検する。

4112 学力検査の期日は、3 月 12 日（火）とし、その時間表は、次のとおりとする。ただし、第 1008 項により実施する面接は、3 月 13 日（水）にも実施できる。

また、総合学科における実技検査は、3 月 13 日（水）に実施する。

8：20 ～	集 合
8：30 ～ 8：40	注 意
9：00 ～ 9：50	国 語
10：05 ～ 10：55	数 学
11：10 ～ 12：00	社 会
12：50 ～ 13：40	理 科
13：55 ～ 14：45	英 語

なお、「英語」のうち聞き取りテストは、「英語」開始直後に行い、10 分程度とする。

また、「国語」、「数学」、「社会」、「理科」、「英語」の配点は、各教科 100 点、総配点 500 点とする。

（中学校長の任務）

4113 中学校長は、次の(1)～(4)の書類を、下表に従って提出する。

書 類 受付期間		月 日	時 間		提出先
			全日制	定時制	
(1)	第 4107 項の書類 (入学願書等) ＜郵送可＞	2 月 22 日(金)	9:00 ～ 16:30	14:00 ～ 19:00	志 願 先 高等学校
		2 月 25 日(月)	9:00 ～ 16:30		
		2 月 26 日(火)	9:00 ～ 12:00		
(2)	第 4110 項の書類 (志願変更願等) ＜郵送不可＞	2 月 28 日(木)	9:00 ～ 16:30		
		3 月 1 日(金)	9:00 ～ 16:30		
		3 月 4 日(月)	9:00 ～ 12:00		
(3)	調査書（様式 1） ＜郵送可＞	3 月 5 日(火)	9:00 ～ 16:30		
		3 月 6 日(水)	9:00 ～ 16:30		
(4)	学年学習評定一覧表 (様式 2) ＜郵送可＞	3 月 5 日(火)	9:00 ～ 16:30	14:00 ～ 19:00	志 願 先 高等学校
		3 月 6 日(水)	9:00 ～ 16:30	14:00 ～ 19:00	
		3 月 5 日(火)	9:00 ～ 17:00		神戸市教委 各教育事務所 高校教育課
		3 月 6 日(水)	9:00 ～ 17:00		

※ 第 4109 項に定める特別出願により出願する場合、(1)の書類の受付期間は、3 月 1 日（金）及び 3 月 4 日（月）、受付時間は、全日制については 9:00～16:30 とし、定時制については 14:00～19:00 とする。その際、第 4107 項(4)の入学志願承認書に代えて特別出願許可書を提出する。

4114 前項(1)～(4)の書類は、中学校長が志願先高等学校長に提出する。

前項(4)の書類は、志願先高等学校長への提出分とは別に、県教育委員会事務局への提出分 1 部を作成し、神戸市立中学校長は神戸市教育長に、神戸市以外の県内公立中学校長は所管の県教育委員会教育事務所に提出する。また、国立中学校長、国公立特別支援学校長、私立中学校長及び県外の中学校長は、県教育委員会事務局高校教育課長に提出する。ただし、通信制の課程及び過年度卒業生のみが出願している高等学校については提出を必要としない。

なお、前項(4)の書類は、県外の中学校長においては、その中学校の所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて作成したものを提出する。

前項(3)、(4)の書類を郵送する場合は、それぞれ受付最終日必着とし、書留にしなければならない。

4115 中学校長は、受検において特別措置が必要と判断される生徒がいる場合は、事前に志願先高等学校長と十分に連絡・協議を行う。

なお、「英語」の聞き取りテストにおける特別措置願（様式 9）については、第 4107 項の提出書類に準じて提出する。

（県教育委員会教育事務所長の任務）

4116 教育事務所長は、各中学校長から提出された学年学習評定一覧表を取りまとめ、3月11日（月）までに県教育委員会事務局高校教育課長に提出する。

なお、神戸市教育長の上記書類に対する取扱いも、これに準じる。

4117 教育事務所長は、第12にかかわる本県教育長の証明等に関する事務を取り扱う。

（高等学校長の任務）

4118 高等学校長は、募集要項を作成し、その1部を平成30年11月9日（金）までに県教育委員会事務局高校教育課長に提出する。

4119 高等学校長は、その募集要項に、次の事項を明示しなければならない。

- (1) 学科別募集定員（複数の学科の募集定員を一括して選抜する場合は、その内容を含む。）
- (2) 教育目標
- (3) 教育課程上の特色
- (4) 調査書の特別活動、部活動等における顕著な内容を評価して特別に取り扱う場合の内容（「特別活動、部活動等に関する特別取扱い」を実施する高等学校のみ。）
- (5) 学力検査の各教科別得点の簡易開示の実施方法等
- (6) その他必要な事項

4120 高等学校が前項(4)の事項を募集要項に明示する場合は、その内容が当該高等学校の特色づくりに合致するものであり、かつ、当該生徒が入学後、その特性を更に伸長させることのできる教育計画が準備されているものとする。

なお、高等学校長は、その内容について事前に所管教育委員会と協議しなければならない。

4121 高等学校長が必要と認める場合は、志願者に対して写真の提出を求めることができる。この場合、写真の大きさは、縦40mm、横30mmとする。

4122 高等学校長は、志願者総数等を、毎日、県教育委員会事務局高校教育課長に報告しなければならない。ただし、第4109項による県外からの特別出願については、出願者があった学校のみ、3月5日（火）に報告するものとする。これらの報告の方法については、別途指示する。

4123 高等学校長は、願書・志願変更受付期間中、毎日、その学校の学科別の志願者総数を学校内に掲示する。

4124 高等学校長は、中学校長から受検における特別措置について連絡・協議があった場合は、別途指示するところにより、県教育委員会事務局高校教育課長と協議する。ただし、市立高等学校長にあつては、所管教育委員会を通じて協議する。

なお、第4115項の「英語」の聞き取りテストにおける特別措置願を受理した場合は、障害の程度に応じて適切な措置をとらなければならない。その措置については、別途指示する。

4125 高等学校長は、別途指示する方法に従って3月11日（月）に学力検査問題を受領する。

4126 高等学校長は、学力検査問題等の関係書類を、入学者選抜事務の開始から合格者の発表までの間、厳重に保管しなければならない。その際、検査問題等の受領から採点終了までは、学力検査問題等保管責任者2名を定める。

4127 高等学校長は、学力検査の各教科別得点の簡易開示の実施方法等を受検者に周知しなければならない。その内容については、別途指示する。

（中学校卒業程度認定試験合格者）

4128 第 4103 項及び第 4104 項に該当する者のうち、就学義務猶予免除者等で中学校卒業程度認定試験に合格した者（以下、「中学校卒業程度認定試験合格者」という。）が志願する手続は次のとおりとする。

- (1) 第 4107 項に示した書類とともに、文部科学省が発行する中学校卒業程度認定試験合格者に係る調査書を直接志願先高等学校長へ提出することとし、第 4113 項(3)に示す調査書の提出は必要としない。
- (2) 第 11201 項から第 11204 項により、志願先高等学校長の入学志願承認を得なければならない。

4129 中学校卒業程度認定試験合格者の受検者に対しては、面接を実施する。

（注意事項）

4130 高等学校長及び中学校長は、高等学校の各設置者の教育委員会が定めた通学区域に関する規則の趣旨に従い、入学願書の受付その他の手続については、特に正確を期さなければならない。

なお、これらの通学区域に関する規則に違反した場合は、高等学校長はその生徒の入学を取り消すものとする。また、高等学校入学後一家転住等で他学区へ移った場合は、転居先学区内の高等学校へ転校の手続を取らせなければならない。

2 学力検査の実施

(入学者選抜実施本部の設置)

4201 入学者の選抜は、複数志願選抜又は単独選抜で行う。

複数志願選抜については、第 4101 項から第 4221 項のほか、第 4301 項から第 4338 項による。

4202 各高等学校は、入学者選抜を厳正に実施する責任体制を明確にするため、入学者選抜実施本部を設ける。入学者選抜実施本部長は、高等学校長とし、入学者選抜の実施に係る業務を総括する。

4203 各高等学校の入学者選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。

4204 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

4205 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。

合否判定資料作成グループ

調査書審査グループ

学力検査成績審査グループ

面接グループ（面接を実施する高等学校のみ。）

実技検査審査グループ（総合学科の高等学校のみ。）

4206 各高等学校における合否判定資料作成グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。

4207 各高等学校における調査書審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。

4208 各高等学校における学力検査成績審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。

4209 面接グループは、面接を実施する高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。

4210 各高等学校における実技検査審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。

(合否の判定)

4211 単独選抜を行う高等学校の合否判定委員会は、第 4212 項により、その高等学校の合否を判定する。

4212 単独選抜を行う高等学校は、判定資料（A）、（B）、（C）をもとに、次の(1)～(5)のとおりに合否判定を行う。

判定資料（A）・・・調査書の各教科の学習の記録の第 3 学年の、「国語」、「社会」、「数学」、「理科」、「外国語」の 5 教科の評定の和を 4 倍した値と、「音楽」、「美術」、「保健体育」、「技術・家庭」の 4 教科の評定の和を 7.5 倍した値との総和（総配点 250 点）による資料（別表 1 の評定換算表参照。）

判定資料（B）・・・調査書の各教科の学習の記録以外の諸記録を総合した資料

判定資料（C）・・・学力検査（各教科 100 点、総配点 500 点）の結果を県教育委員会の定めた方法によって採点し、それを 0.5 倍した資料

- (1) 判定資料（Ａ）と（Ｃ）とを同等に取り扱い、合否を判定する。その際、判定資料（Ｂ）は参考として用い、総合判定となるよう留意する。ただし、過年度卒業者については、判定資料（Ｃ）を重視して合否の判定を行う。

なお、面接を実施したときは、その結果を合否判定の資料に加えることができる。

- (2) 第 3006 項(3)において評定を朱書された者については、判定資料（Ｃ）を重視して合否の判定を行う。この場合、判定資料（Ａ）、（Ｂ）及び自己申告書を参考として用い、中学校長からの副申書を勘案して、総合判定となるよう留意する。
- (3) 県外からの受検者の場合等、判定資料（Ａ）が条件・事情を異にする場合には、適切な配慮のもとに合否の判定を行う。
- (4) 中学校卒業程度認定試験合格者については、学力検査及び文部科学省が発行する中学校卒業程度認定試験合格者に係る調査書により合否を判定する。その際、面接結果を参考として用い、総合判定となるよう留意する。
- (5) 募集要項に「特別活動、部活動等に関する特別取扱い」を明示した高等学校が、これを行う場合の判定資料（Ａ）、（Ｃ）の取扱いは、当該高等学校の合否判定の境界線に当たる点数からこの点数の 10%に当たる点数を減じた点数を合格の下限として、特別に合否の判定を行う。

（合否判定資料の作成）

- 4213 合否判定資料作成グループは、判定資料（Ａ）、（Ｂ）、（Ｃ）及び面接結果（面接を実施した高等学校のみ。）をもとに、合否判定委員会が必要とする資料を作成する。

なお、資料作成にコンピュータを活用する場合には、データの点検を十分行うとともに、コンピュータ及びデータ等の管理・保管に十分留意する。

（調査書の審査）

- 4214 調査書審査グループは、調査書の記載事項を厳正に審査し、次の判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、1 調査書につき 3 名以上が審査に当たる。

（1）判定資料（Ａ）

「社会」、「理科」等学年によって分野別に学習する教科にあつては、第 1、第 2 学年の学習の記録も十分参考にする。

（2）判定資料（Ｂ）

（学力検査成績の審査）

- 4215 学力検査成績審査グループは、判定資料（Ｃ）を作成する。

なお、採点・点検については、別途指示する。

（面接の審査）

- 4216 面接グループは、審査の公平厳正を期するため、2 名以上が面接に当たり、その結果に基づいて判定資料を作成する。

（実技検査の審査）

- 4217 実技検査審査グループは、実技検査の実施、採点及び判定資料の作成等を行う。

- 4218 実技検査審査グループは、実技検査（1 教科 100 点）を県教育委員会が定めた方法によって採点する。この場合、審査の公平厳正を期するため、1 教科につき 5 名以上が採点・点検等に当たる。

（合格者の決定・発表等）

- 4219 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定する。

4220 合格者の発表は、3月19日（火）とし、校内に受検番号を掲示して行う。その時間は高等学校長又は複数志願選抜管理委員会が決定する。

なお、合否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

4221 高等学校長は、学力検査についての調査の結果を、別途指示する様式により、3月25日（月）までに県教育委員会事務局高校教育課長に報告する。

3 複数志願選抜

（実施校等）

4301 複数志願選抜は、下表に定める高等学校を対象とし、学区ごとに実施する。

学 区	普通科 [学年制]	普通科 [単位制]	総合学科
第 1 学区	東灘・御影・神戸・夢野台・兵庫・神戸 鈴蘭台・神戸北・長田・須磨東・星陵・ 舞子・伊川谷北・伊川谷・神戸高塚・洲 本・津名・淡路三原・市立葺合	北須磨 芦屋 市立六甲アイ ランド	神戸甲北 須磨友が丘 淡路 市立須磨翔風
第 2 学区	尼崎小田・尼崎・尼崎北・尼崎西・伊丹・ 伊丹西・川西緑台・川西明峰・川西北陵・ 猪名川・鳴尾・西宮北・西宮甲山・西宮 南・宝塚・宝塚東・宝塚北・宝塚西・北 摂三田・三田西陵・柏原・篠山鳳鳴・市 立尼崎・市立尼崎双星・市立西宮・市立 西宮東・市立伊丹	尼崎稲園 西宮 三田祥雲館	武庫荘総合 伊丹北 西宮今津 有馬
第 3 学区	明石・明石北・明石城西・明石清水・明 石西・加古川東・加古川西・高砂・高砂 南・松陽・東播磨・播磨南・西脇・三木・ 三木北・小野・吉川・社・多可・北条	加古川北	明石南 加古川南 三木東
第 4 学区	姫路別所・姫路西・姫路飾西・姫路南・ 網干・家島・相生・龍野・赤穂・福崎・ 神崎・夢前・伊和・上郡・佐用・山崎・ 市立姫路・市立琴丘・市立飾磨	姫路東	太子 香寺
第 5 学区	豊岡・出石・浜坂・村岡・八鹿・生野・ 香住	—	豊岡総合 和田山

（出願手続）

4302 志願者は 1 校 1 学科に限り第 1 志望校に出願することができる。

その際、入学願書により、第 1 志望校以外に第 2 志望校を志願できる。

4303 志願者は、次の書類及び高等学校の各設置者が定める入学考査料を、2 月 22 日（金）から 2 月 26 日（火）まで（土曜・日曜を除く。）の間に、出身中学校長を経て第 1 志望の高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、9:00～16:30（2 月 26 日（火）は 9:00～12:00。）とする。

なお、志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は、配達日指定（2 月 22 日（金）又は 2 月 25 日（月））の簡易書留にしなければならない（封筒表面に「願書在中」と朱書すること。）。また、受検票の送付用として 362 円分の切手（速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手。）を貼り、送付先を記入した返信用定形長 3 号封筒（12cm×23.5cm）を同封する。

【提出書類】

- (1) 入学願書・受検票（様式 5 の B）
- (2) 住民票記載事項証明書（様式 6）（過年度卒業者のみ必要。）
- (3) 第 4104 項の保護者が後見人の場合は、中学校長が確認した旨の副申書（様式自由）
- (4) 志願先高等学校長が発行した入学志願承認書（第 11101 項及び第 11201 項に該当する者に限り必要。）

(5) 総合学科実技検査教科届・写真票（様式 10）（実技検査を受検する場合に限り必要。）

(6) その他志願先高等学校長が必要とする書類

（隣接区域への出願）

4304 隣接区域への出願が認められている市区町に居住する者が出願する際、第 2 志望校は、居住地のある学区又は隣接区域（複数の隣接区域がある場合は、いずれか一区域。）のうち、第 1 志望校と同じ学区又は隣接区域から選ばなければならない（別表 2 の隣接区域参照。）。

（志願変更）

4305 志願変更については次のとおりとする。

(1) 志願者は志願変更の期間内に、次のいずれか 1 回に限り、志願校、志願課程及び志願学科を変更することができる。

ア 複数志願選抜から単独選抜への志願変更。

イ 出願した志願校内の単独選抜実施学科から複数志願選抜実施学科への志願変更。その場合、第 2 志望校を志願することはできない。

ウ 複数志願選抜実施校間の第 2 志望校の志願変更。

(2) 志願変更の手続は次のとおりとする。この場合、郵送は認めない。

ア 志願変更の取扱期間は、2 月 28 日（木）から 3 月 4 日（月）まで（土曜・日曜を除く。）とする。受付時間は、全日制については 9:00～16:30（3 月 4 日（月）は 9:00～12:00.）とし、定時制については 14:00～19:00 とする。

イ 志願変更する者は、志願変更願（甲）・（乙）（様式 8 の A）を、出身中学校長を経て、先に出願した高等学校長に提出し、所定の証明を受けた乙票及び先に提出した第 4303 項の書類（ただし、入学願書はその写し）の返還を受けて、志願変更先の高等学校長に提出する。

なお、先に出願した高等学校の受検票は、その高等学校に返還しなければならない。

また、複数志願選抜の第 2 志望を変更する場合は、志願変更願（甲）・志願変更願受理書（様式 8 の B）を、出身中学校長を経て、第 1 志望の高等学校長に提出する。

志願変更により新たに必要となる書類（総合学科実技検査教科届・写真票（様式 10）等）がある場合には、その書類を添付して提出すること。

ウ 第 11101 項及び第 11201 項に該当する者は、先に出願した高等学校長から証拠書類の返還を受け、志願変更先の高等学校長に提出し、審査を受けなければならない。

エ 志願変更の場合の入学考査料については、第 4108 項による。

県立高等学校における同一課程間の志願変更の場合及び全日制の課程から定時制の課程に志願変更する場合は、改めて入学考査料を要しない。定時制の課程から全日制の課程に志願変更する場合は、入学考査料の差額を納入する。

県立高等学校から市立高等学校に志願変更する場合及び市立高等学校から県立高等学校に志願変更する場合は、改めて入学考査料を納入する。ただし、先に納入した入学考査料は還付しない。市立高等学校間の志願変更の場合の入学考査料は、所管教育委員会の定めるところによる。

（学力検査の場所・日程等）

4306 学力検査は、各高等学校において実施し、志願者は原則として第 1 志望の高等学校において受検する。

4307 学力検査の期日は、3月12日（火）とし、その時間表は、次のとおりとする。

8：20 ～	集 合
8：30 ～ 8：40	注 意
9：00 ～ 9：50	国 語
10：05 ～ 10：55	数 学
11：10 ～ 12：00	社 会
12：50 ～ 13：40	理 科
13：55 ～ 14：45	英 語

なお、「英語」のうち聞き取りテストは、「英語」開始直後に行い、10分程度とする。

また、「国語」、「数学」、「社会」、「理科」、「英語」の配点は、各教科100点、総配点500点とする。

（総合学科の実技検査）

4308 総合学科のみを志望し、実技検査での受検を希望する者は、出願時に「音楽」、「美術」、「保健体育」、「技術・家庭」の4教科の実技検査のうちの希望する1教科を届け、学力検査のうちの1教科に代替することができる。

実技検査の受検を希望する者は、出願時に総合学科実技検査教科届・写真票（様式10）により届け出る。ただし、実技検査を受検する者は、受検を希望する教科の調査書の学習の記録が、代替する教科に比べておおむね良好であること。

（実技検査の場所・日程等）

4309 実技検査は、学区ごとにそれぞれの教科について1校で実施する。実技検査を実施する高等学校については、次のとおりとする。

学 区	音 楽	美 術	保健体育	技術・家庭
第1学区	淡路	須磨友が丘	淡路	須磨友が丘
第2学区	伊丹北	伊丹北	武庫荘総合	武庫荘総合
第3学区	三木東	明石南	明石南	三木東
第4学区	香寺	太子	太子	香寺
第5学区	豊岡総合	豊岡総合	和田山	豊岡総合

4310 実技検査の期日は3月13日（水）とし、その時間表は次のとおりとする。

10：00 ～	集合・注意
10：45 ～	実 技 検 査

（高等学校長の任務）

4311 高等学校長は、募集要項を作成し、その1部を平成30年11月9日（金）までに県教育委員会事務局高校教育課長に提出する。

4312 高等学校長は、その募集要項に、次の事項を明示しなければならない。

- (1) 学科別募集定員（複数の学科の募集定員を一括して選抜する場合は、その内容を含む。）
- (2) 教育目標
- (3) 教育課程上の特色

(4) 学力検査の各教科別得点の簡易開示の実施方法等

(5) その他必要な事項

4313 高等学校長は、第 1 志望の志願者総数等を、毎日、県教育委員会事務局高校教育課長に報告しなければならない。

また、複数志願選抜管理校は第 2 志望校の志願者数等について同様に報告しなければならない。ただし、第 4109 項による県外からの特別出願については、出願者があった学校のみ、3 月 5 日（火）に報告するものとする。これらの報告の方法については、別途指示する。

4314 高等学校長は、願書・志願変更受付期間中、毎日、その学校の学科別の志願者総数を学校内に掲示する。

4315 高等学校長は、中学校長から受検における特別措置について連絡・協議があった場合は、別途指示するところにより、県教育委員会事務局高校教育課長と協議する。ただし、市立高等学校長にあっては、所管教育委員会を通じて協議するものとする。

なお、第 4115 項の「英語」の聞き取りテストにおける特別措置願を受理した場合は、障害の程度に応じて適切な措置をとらなければならない。その措置については、別途指示する。

4316 高等学校長は、別途指示する方法に従って 3 月 11 日（月）に学力検査問題を受領する。

4317 高等学校長は、学力検査問題等の関係書類を、入学者選抜事務の開始から合格者の発表までの間、厳重に保管しなければならない。その際、検査問題等の受領から採点終了までは、学力検査問題等保管責任者 2 名を定める。

4318 高等学校長は、学力検査の各教科別得点の簡易開示の実施方法等を受検者に周知しなければならない。その内容については、別途指示する。

（複数志願選抜管理委員会の設置）

4319 複数志願選抜を実施するため、各高等学校に第 4202 項から第 4210 項に定める組織を設けるほか、各学区に複数志願選抜管理委員会を設ける。

4320 複数志願選抜管理委員会の業務を円滑に運営するため、複数志願選抜を実施する高等学校から管理校を定める。

4321 複数志願選抜管理委員会の委員は、関係高等学校長とし、委員長は管理校の校長とする。

4322 複数志願選抜管理委員会には、合否判定委員会を設ける。

4323 複数志願選抜管理委員会の合否判定委員会は、関係高等学校長をもって組織し、複数志願選抜管理委員会委員長が合否判定委員会を運営する。委員長は、必要に応じて補助委員を任命することができる。

4324 複数志願選抜管理委員会の合否判定委員会には、次の作業班を設ける。

合否判定資料作成班

調査書審査班

学力検査成績審査班

実技検査審査班

4325 合否判定資料作成班は、関係高等学校の合否判定資料作成グループの教員の中から関係高等学校長が任命したメンバーで組織し、班長を置く。この場合、メンバーの数は原則として各校同数とする。

4326 調査書審査班は、関係高等学校の調査書審査グループの教員の中から関係高等学校長が任命したメンバーで組織し、班長を置く。この場合、メンバーの数は原則として各校同数とする。

4327 学力検査成績審査班は、関係高等学校の学力検査成績審査グループの教員の中から関係高等学校長が任命したメンバーで組織し、班長を置く。この場合、メンバーの数は原則として各校同数とする。

4328 実技検査審査班は、関係高等学校長及び関係高等学校の実技検査審査グループの教員の中から関係高等学校長が任命したメンバーで組織し、班長を置く。

（作業班の任務）

4329 第 4324 項に定める各作業班は、第 4213 項から第 4218 項に定める各作業グループの任務に準じた任務を、複数志願選抜管理委員会の合否判定委員会において行う。

（合否の判定）

4330 複数志願選抜管理委員会の合否判定委員会は、第 4331 項により、関係高等学校の合否を判定する。

複数志願選抜を行う高等学校の合否判定委員会は、複数志願選抜管理委員会の合否判定委員会を構成し、その高等学校の合否を判定する。

4331 合否判定は、次のとおりとする。

(1) 合格者の決定は、判定資料（A）と（C）の合計点（以下、「素点」という。）を基本として行う。その際、判定資料（B）は参考として用い、総合判定となるよう留意する。

ただし、過年度卒業者については、判定資料（C）を重視して合否の判定を行う。

判定資料（A）・・・調査書の各教科の学習の記録の第 3 学年の、「国語」、「社会」、「数学」、「理科」、「外国語」の 5 教科の評定の和を 4 倍した値と、「音楽」、「美術」、「保健体育」、「技術・家庭」の 4 教科の評定の和を 7.5 倍した値との総和（総配点 250 点）による資料（別表 1 の評価換算表参照。）

ただし、総合学科の場合は、「国語」、「社会」、「数学」、「理科」、「外国語」、「音楽」、「美術」、「保健体育」、「技術・家庭」の各教科の学習の記録の第 3 学年の評定のうち、学力検査及び実技検査で受検する 5 教科（以下「受検教科」という。）の評定の和を 4 倍した値と、受検教科以外の 4 教科の評定の和を 7.5 倍した値との総和（総配点 250 点）による資料（別表 1 の評価換算表参照。）

判定資料（B）・・・調査書の各教科の学習の記録以外の諸記録を総合した資料

判定資料（C）・・・学力検査（総合学科における実技検査で 1 教科を代替した場合の実技検査も含み、各教科 100 点、総配点 500 点。）の結果を県教育委員会の定めた方法によって採点し、それを 0.5 倍した資料

(2) 各高等学校の合否判定に当たっては、第 1 志望を優先するために第 1 志望校の合否判定には素点に一定の点数（以下、「第 1 志望加算点」という。）を加算する。

なお、単独選抜を実施する学科から、複数志願選抜を実施する学科へ志願変更した場合も、第 1 志望加算点を加算する。

(3) 第 1 志望加算点は、学区ごとにそれぞれ次のとおりとする。

- ア 第 1 学区 25 点
- イ 第 2 学区 20 点
- ウ 第 3 学区 25 点

エ 第4学区 30点

オ 第5学区 30点

(4) 次の方法により、合格者を決定する。

ア 第1志望は第1志望加算点を加した点数をもとに、第2志望は素点をもとに、各高等学校ごとに得点の上位の者から順に合格者を決定することを基本とする。

イ 第2志望を志願し、第1志望での合格が決定した受検者については、第2志望の合否判定から除外する。

(5) 第3006項(3)において評定を朱書された者については、判定資料(C)を重視して合否の判定を行う。この場合、判定資料(A)、(B)及び自己申告書を参考として用い、中学校長からの副申書を勘案して、総合判定となるよう留意する。

(6) 県外からの受検者の場合等、判定資料(A)が条件・事情を異にする場合には、適切な配慮のもとに合否の判定を行う。

(7) 中学校卒業程度認定試験合格者については、学力検査及び文部科学省が発行する中学校卒業程度認定試験合格者に係る調査書により合否を判定する。その際、面接結果を参考として用い、総合判定となるよう留意する。

(第5学区の特例)

4332 第5学区における次の高等学校の進学連携中学校は、下表のとおりとする。(進学連携校方式)

高等学校	進 学 連 携 中 学 校
豊 岡	豊岡南、豊岡北、港、日高東、日高西、城崎、竹野
出 石	出石、但東、日高東、日高西、豊岡南、豊岡北
浜 坂	浜坂、夢が丘
村 岡	村岡、小代、関宮
八 鹿	八鹿青溪、養父、大屋、関宮、和田山、梁瀬
生 野	生野、朝来、和田山、梁瀬、(神河)
香 住	香住第一、香住第二、竹野、村岡(香美町村岡区のうち長瀬、山田、小城及び境の区域)

(神河)は、隣接区域の中学校

4333 進学連携中学校以外の中学校からの合格者は、各高等学校の学力検査の募集定員の18%以内とする。

4334 第11101項及び第11201項に該当する志願者については、居住地もしくは居住予定地の中学校在籍者に準じて取り扱う。

(合格者の決定・発表)

4335 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定する。

4336 合格者の発表は、3月19日(火)とし、校内に受検番号を掲示して行う。その時間は複数志願選抜管理委員会が決定する。

なお、合否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

4337 高等学校長は、学力検査についての調査の結果を、別途指示する様式により、3月25日(月)までに県教育委員会事務局高校教育課長に報告する。

(その他)

4338 その他必要な事項については、第1、第3、第4の1及び第4の2による。

第5 特色選抜実施要領

（実施校・募集定員等）

5001 特色選抜を実施する高等学校については、別途指示する。

5002 特色選抜により入学を許可する者の数は、各高等学校の募集定員の 20%以内（最大は 40 人とする。）とし、その割合については、別途指示する。

ただし、県立家島高等学校、県立生野高等学校及び県立村岡高等学校は、募集定員の 50% 以内とする。

（出願資格）

5003 特色選抜を志願することのできる者は、次の条件を満たす者とする。

(1) 平成 31 年 3 月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第 57 条及び同施行規則第 95 条に規定する者。

(2) 志願先高等学校の通学区域内に保護者とともに居住している者（通学区域を定めない高等学校を除く。）。

なお、県立家島高等学校及び県立生野高等学校を志願する者の通学区域は、県下全域とする。

ただし、県外からの転居又は他の通学区域への転居が確定している者、県外の中学校卒業見込みの者及び卒業者等、特別の事情がある場合は、第 11 による。

(3) 志願する学校を第 1 志望とする者。

(4) 当該高等学校の特色ある教育内容を理解し、当該高等学校で学習する強い意欲を持っている者。

(5) 当該高等学校長がその特色ある教育内容に応じて定める要件を満たす者。

（出願手続）

5004 特色選抜を志願する者は、次の書類及び高等学校の各設置者が定める入学考査料を 2 月 4 日（月）から 2 月 6 日（水）までの間に、出身中学校長を経て志願先高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、9:00～16:30（2 月 6 日（水）は 9:00～12:00。）とする。

なお、志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は配達日指定（2 月 4 日（月）又は 2 月 5 日（火））の簡易書留にしなければならない（封筒表面に「願書在中」と朱書すること。）。また、受検票の送付用として 362 円分の切手（速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手。）を貼り、送付先を記入した返信用定形長 3 号封筒（12cm×23.5cm）を同封する。

【提出書類】

(1) 入学願書・受検票（様式 5 の A）

(2) 志願理由書（様式 11）

(3) 住民票記載事項証明書（様式 6）（過年度卒業者のみ必要。）

(4) 第 5003 項の保護者が後見人の場合は、中学校長が確認した旨の副申書（様式自由）

(5) 志願先高等学校長が発行した入学志願承認書（第 11101 項及び第 11201 項に該当する者に限り必要。）

(6) 写真票（様式 7）（高等学校長が必要と認める場合に限り必要。この場合、写真の大きさは、縦 40mm、横 30mm とする。）

(7) その他志願先高等学校長が必要とする書類

5005 中学校長は、調査書（様式 1）を出願する高等学校ごとにとりまとめ、2 月 4 日（月）から 2 月 6 日（水）までの間に、志願先高等学校長に提出する。受付時間は前項による。

5006 特色選抜を志願する者の調査書の作成は、第 3 による。ただし、この場合、第 3006 項(3)に基づいて「a、b、c、d、e 評定」を行うことはできない。

（入学考査料）

5007 入学考査料は、下表に従って納入する。

設置区分	金額	納 入 方 法
県立高等学校	2,200 円	兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付する（消印のあるものは無効。）。
市立高等学校	2,200 円	志願先高等学校に現金により直接納入する。ただし、郵送による出願の場合は、入学考査料分の定額小為替を同封する。

（面接・実技検査等）

5008 特色選抜により志願する者に対しては、面接を実施する。また、必要に応じて、実技検査、小論文（作文）を実施することができる。

5009 面接は、志願理由書の記載内容を参考に、当該高等学校を志望する動機・理由、興味・関心及び意欲等について試問する。

5010 特色選抜を志願する者に対する面接等の期日は、2 月 15 日（金）とし、その方法及び時間は各高等学校長が決定し、当該高等学校の特色ある教育内容に応じて、志願者の多様な個性や能力、特別活動や学校外の活動等、志願者の長所や優れた点を重視し、多面的に評価できるようなものとする。その具体的な実施方法は、当該高等学校の募集要項に明示する。ただし、1 日で実施することが困難な高等学校においては、県教育委員会事務局高校教育課長と協議の上、翌日に実施することができる。

（入学者選抜実施本部の設置）

5011 各高等学校は、入学者選抜を厳正に実施する責任体制を明確にするため、入学者選抜実施本部を設ける。入学者選抜実施本部長は、高等学校長とし、入学者選抜の実施に係る業務を総括する。

5012 各高等学校の入学者選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。

5013 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

5014 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。

書類審査グループ

面接グループ

小論文・実技検査審査グループ（小論文（作文）、実技検査を実施する高等学校のみ。）

5015 書類審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。

5016 面接グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。

5017 小論文・実技検査審査グループは、小論文・実技検査を実施する高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。

（合否の判定）

5018 合否判定委員会は、当該高等学校の特色ある教育内容に即して、判定資料（A）、（B）及び合否判定委員会に報告されたその他の諸資料を総合して合否の判定を行う。

判定資料（A）・・・調査書の各教科の学習の記録を、当該高等学校の特色ある教育内容に即して、総合評定した判定資料

判定資料（B）・・・小論文（作文）及び実技検査の結果に基づく判定資料

（書類の審査）

5019 書類審査グループの任務は、次のとおりとする。

（1）当該高等学校の特色ある教育内容に即して、調査書等、中学校長から提出された書類の記載事項を厳正に審査し、次の判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、1 書類につき 3 名以上が審査にあたる。

ア 判定資料（A）

イ 調査書の各教科の学習の記録以外の諸記録に基づく判定資料

（2）（1）によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

（面接の審査）

5020 面接グループの任務は、次のとおりとする。

（1）審査の公平厳正を期するため、2 名以上が面接に当たり、その結果に基づいて判定資料を作成する。

（2）（1）によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

（小論文・実技検査の審査）

5021 小論文・実技検査審査グループの任務は、次のとおりとする。

（1）判定資料（B）を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、各検査につき 3 名以上が採点に当たる。

なお、小論文（作文）、実技検査を実施しない高等学校にあっては、これに準じて判定資料を作成する。

（2）（1）によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

（合格者の決定・発表等）

5022 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定する。

5023 合格者の発表は、2 月 20 日（水）とし、14:00～15:00 の間に校内に受検番号を掲示して行うとともに、中学校長へ文書で通知する。

なお、合否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

5024 合格者は、県内公立高等学校に新たに出願することができない。

5025 合格とならなかった者が 3 月 12 日（火）に学力検査等を実施する学科へ志願する時は、第 4107 項により新たに出願する。

（中学校長の任務）

5026 中学校長は、合格者のある場合、「学年学習評定一覧表」（様式 2）を志願先高等学校長に、3 月 5 日（火）又は 6 日（水）の 9:00～16:30 の間に提出する。また、志願先高等学校長への提出分とは別に、県教育委員会事務局への提出分として 1 部を作成し、神戸市立中学校長は神戸市教育長に、神戸市以外の県内公立中学校長は所管の県教育委員会教育事務所に、国立中学校長、国公立特別支援学校長、私立中学校長及び県外の中学校長は、

県教育委員会事務局高校教育課長に、3月5日（火）又は6日（水）の9:00～17:00の間に提出する（学力検査の受検者があるなど、別途、同一の学年学習評定一覧表を提出する場合は、重ねての提出は不要。）。

ただし、過年度卒業者のみが合格した高等学校については提出を必要としない。なお、県外の中学校長においては、その中学校の所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて作成したものを提出する。

また、郵送する場合は、それぞれ受付最終日必着とし、書留にしなければならない。

（高等学校長の任務）

5027 高等学校長は、募集要項を作成し、その1部を平成30年11月9日（金）までに県教育委員会事務局高校教育課長に提出する。

5028 高等学校長は、願書受付期間中、毎日、その学校の志願者総数を学校内に掲示する。

5029 高等学校長は、特色選抜の志願者総数等を、毎日、県教育委員会事務局高校教育課長に報告しなければならない。その方法については、別途指示する。

5030 高等学校長は、合否判定についての結果を、別途指示する様式により、2月27日（水）までに県教育委員会事務局高校教育課長に報告する。

（その他）

5031 その他必要な事項については、第1、第3、第4の1及び第4の2による。

第6 推薦入学等実施要領

1 専門教育を主とする学科における推薦入学

(実施学科・募集定員等)

6101 推薦入学は、全日制の課程の次の学科について実施し、その選抜は学科ごとにそれぞれ行う。

(表 1)

- | |
|--|
| (1) 農業に関する各学科
(2) 工業に関する各学科 (電子機械科を除く。)
(3) 商業に関する各学科
(情報科学科、情報科、会計科及び国際会計科を除く。)
(4) 水産に関する学科
(5) 家庭に関する各学科 |
|--|

(表 2)

- | |
|---|
| (6) 工業に関する学科 (電子機械科)
(7) 商業に関する各学科 (情報科学科、情報科、会計科、国際会計科)
(8) 看護に関する学科
(9) 福祉に関する各学科
(10) 理数に関する各学科
(11) 体育に関する学科
(12) 音楽に関する学科
(13) 美術に関する学科
(14) 国際に関する各学科
(15) 演劇に関する学科
(16) 環境防災に関する学科 |
|---|

6102 推薦入学を許可する者の数は、前項表 1 の各学科については募集定員の50%以内、同項表 2 の各学科については募集定員の全部とする。ただし、同項表 1 の各学科においては、学校や学科の実態に応じて30%以内とすることができることとし、その実施校・学科については別途指示する。

6103 国際に関する各学科の志願者のうち、帰国生徒にかかわる推薦入学は第 6 の 6 による。

(出願資格・推薦基準)

6104 推薦入学を志願できる者は、次の条件を満たし、中学校長が推薦する者とする。

- (1) 平成 31 年 3 月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第 57 条及び同施行規則第 95 条に規定する者。
- (2) 志願先高等学校の通学区域内に保護者とともに居住している者。ただし、県外からの転居又は他の通学区域への転居が確定している者、県外の中学校卒業見込みの者及び卒業生等、特別の事情がある場合は、第 11 による。
- (3) 第 6101 項に定める学科を第 1 志望とする者。

(4) 当該学科を志願する動機・理由が明白かつ適切であること。

(5) 当該学科に対する適性及び興味・関心を有すること。

(推薦委員会の設置)

6105 推薦の公平厳正を期するため、中学校に推薦委員会を設ける。

6106 推薦委員会は、校長、教頭、第3学年の学年主任及び学級担任その他必要な教員をもって組織する。

6107 推薦委員会は、推薦入学を志願する者に関する事項を取り扱う。

(出願手続)

6108 推薦入学を志願する者は、次の書類及び高等学校の各設置者が定める入学考査料を、2月4日(月)から2月6日(水)までの間に、出身中学校長を経て志願先高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、9:00～16:30(2月6日(水)は9:00～12:00。)とする。

なお、志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は配達日指定(2月4日(月)又は2月5日(火))の簡易書留にしなければならない(封筒表面に「願書在中」と朱書すること。)。また、受検票の送付用として362円分の切手(速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手。)を貼り、送付先を記入した返信用定形長3号封筒(12cm×23.5cm)を同封する。

【提出書類】

(1) 推薦入学願書・受検票(様式5のA)

(2) 住民票記載事項証明書(様式6)(過年度卒業者のみ必要。)

(3) 第6104項の保護者が後見人の場合は、中学校長が確認した旨の副申書(様式自由)

(4) 志願先高等学校長が発行した入学志願承認書(第11101項及び第11201項に該当する者に限り必要。)

(5) 写真票(様式7)(高等学校長が必要と認める場合に限り必要。この場合、写真の大きさは、縦40mm、横30mmとする。)

(6) その他志願先高等学校長が必要とする書類

6109 中学校長は、次の書類を出願する高等学校ごとにまとめ、2月4日(月)から2月6日(水)までの間に、志願先高等学校長に提出する。受付時間は前項による。

(1) 推薦書(様式12)

(2) 調査書(様式1)

6110 推薦入学を志願する者の調査書の作成は、第3による。ただし、この場合、第3006項(3)に基づいて「a、b、c、d、e評定」を行うことはできない。

(入学考査料)

6111 入学考査料は、下表に従って納入するものとする。

設置区分	金額	納入方法
県立高等学校	2,200円	兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付する(消印のあるものは無効。)
市立高等学校	2,200円	志願先高等学校に現金により直接納入する。ただし、郵送による出願の場合は、入学考査料分の定額小為替を同封する。

（面接・適性検査等）

6112 第 6101 項表 1 の各学科を志願する者に対しては、それぞれの志願先高等学校において面接及び小論文（作文）を実施する。

6113 第 6101 項表 2 (6)～(9)の各学科を志願する者に対しては、それぞれの志願先高等学校において面接を実施する。また、必要に応じて適性検査及び小論文（作文）を実施することができる。

6114 第 6101 項表 2 (10)～(16)の各学科を志願する者に対しては、それぞれの志願先高等学校において面接を実施する。また、必要に応じて適性検査、実技検査及び小論文（作文）を実施することができる。

6115 面接及び小論文（作文）は、当該学科を志願する動機・理由、将来の進路の確認等、当該学科の特色に即して実施する。

なお、面接に先立って面接調査票を記入させる場合は、様式 13 に準じて各高等学校が作成する。

6116 適性検査及び実技検査は、当該学科に対する受検者の適性と将来学習するうえでの能力とを判定できるものとし、その実施方法は、当該高等学校の募集要項に明示する。

6117 推薦入学を志願する者に対する面接、適性検査等の期日は、2月15日（金）とし、その方法及び時間は各高等学校長が決定する。ただし、1日で実施することが困難な高等学校においては、県教育委員会事務局高校教育課長と協議の上、適性検査等を翌日に実施することができる。（〔付5〕1の備考を参照のこと。）

（入学者選抜実施本部の設置）

6118 各高等学校は、入学者選抜を厳正に実施する責任体制を明確にするため、入学者選抜実施本部を設ける。入学者選抜実施本部長は、高等学校長とし、入学者選抜の実施に係る業務を総括する。

6119 各高等学校の入学者選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。

6120 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

6121 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。

書類審査グループ

面接グループ

小論文・適性検査等審査グループ

6122 書類審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

6123 面接グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

6124 小論文・適性検査等審査グループは、小論文・適性検査等を実施する高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

（合否の判定）

6125 合否判定委員会は、当該学科の特色や教育内容に即して、判定資料（A）、（B）及び合否判定委員会に報告されたその他の諸資料を総合して合否の判定を行う。

判定資料（A）・・・調査書の各教科の学習の記録を、当該学科の特色や教育内容に即して、総合評定した判定資料

判定資料（B）・・・小論文（作文）、適性検査及び実技検査の結果に基づく判定資料

（書類の審査）

6126 書類審査グループの任務は、次のとおりとする。

- (1) 当該学科の特色や教育内容に即して、推薦書、調査書等、中学校長から提出された書類の記載事項を厳正に審査し、次の判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、1 書類につき 3 名以上が審査に当たる。

ア 判定資料（A）

イ 調査書の各教科の学習の記録以外の諸記録と推薦書に基づく判定資料

- (2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

（面接の審査）

6127 面接グループの任務は、次のとおりとする。

- (1) 審査の公平厳正を期するため、2 名以上が面接に当たり、その結果に基づいて判定資料を作成する。

- (2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

（小論文・適性検査等の審査）

6128 小論文・適性検査等審査グループの任務は、次のとおりとする。

- (1) 判定資料（B）を作成する。

この場合、審査の公平厳正を期するため、各検査につき 3 名以上が採点に当たる。

なお、小論文（作文）、適性検査、実技検査を実施しない高等学校にあっては、これに準じて判定資料を作成する。

- (2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

（合格者の決定・発表等）

6129 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定する。

6130 合格者の発表は、2 月 20 日（水）とし、14:00～15:00 の間に校内に受検番号を掲示して行うとともに、中学校長へ文書で通知する。

なお、合否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

6131 合格者は、県内公立高等学校に新たに出願することができない。

6132 合格とならなかった者が 3 月 12 日（火）に学力検査等を実施する学科へ志願するときは、第 4107 項により新たに出願する。

（中学校長の任務）

6133 中学校長は、合格者のある場合、「学年学習評定一覧表」（様式 2）を志願先高等学校長に、3 月 5 日（火）又は 6 日（水）の 9:00～16:30 の間に提出する。また、志願先高等学校長への提出分とは別に、県教育委員会事務局への提出分として 1 部を作成し、神戸市立中学校長は神戸市教育長に、神戸市以外の県内公立中学校長は所管の県教育委員会教育事務所長に、国立中学校長、国公立特別支援学校長、私立中学校長及び県外の中学校長は、県教育委員会事務局高校教育課長に、3 月 5 日（火）又は 6 日（水）の 9:00～17:00 の間に提出する（学力検査の受検者があるなど、別途、同一の学年学習評定一覧表を提出する場合は、重ねての提出は不要）。ただし、過年度卒業者のみが合格した高等学校については提出を必要としない。なお、県外の中学校長においては、その中学校の所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて作成したものを提出する。

また、郵送する場合は、それぞれ受付最終日必着とし、書留にしなければならない。

（高等学校長の任務）

6134 高等学校長は、募集要項を作成し、その１部を平成 30 年 11 月 9 日（金）までに県教育委員会事務局高校教育課長に提出する。

6135 高等学校長は、願書受付期間中、毎日、その学校の学科別の志願者総数を学校内に掲示する。

6136 高等学校長は、推薦入学の志願者総数等を、毎日、県教育委員会事務局高校教育課長に報告しなければならない。その方法については別途指示する。

6137 高等学校長は、合否判定についての結果を、別途指示する様式により、2 月 27 日（水）までに県教育委員会事務局高校教育課長に報告する。

（その他）

6138 その他必要な事項については、第 1、第 3、第 4 の 1 及び第 4 の 2 による。

2 普通科コースにおける推薦入学

（実施校・募集定員等）

- 6201 国際文化系コース、自然科学系コース、総合人間系コース及び健康福祉系コースを設置し、推薦入学を実施する高等学校については、別途指示する。
- 6202 推薦入学を許可する者の数は、国際文化系コース、自然科学系コース、総合人間系コース及び健康福祉系コースとも募集定員の全部とする。
- 6203 国際文化系コースへの志願者のうち、帰国生徒にかかわる推薦入学は、第6の6による。

（出願資格・推薦基準）

- 6204 推薦入学を志願できる者は、次の条件を満たし、中学校長が推薦する者とする。
- (1) 平成31年3月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第57条及び同施行規則第95条に規定する者。
 - (2) 志願先高等学校の通学区域内に保護者とともに居住している者。ただし、県外からの転居又は他の通学区域への転居が確定している者、県外の中学校卒業見込みの者及び卒業生等、特別の事情がある場合は、第11による。
 - (3) 国際文化系コース、自然科学系コース、総合人間系コース及び健康福祉系コースを第1志望とする者。
 - (4) 当該コースを志願する動機・理由が明白かつ適切であること。
 - (5) 当該コースに対する適性及び興味・関心を有すること。
 - (6) 当該コースでの特色ある教育活動に積極的に参加し、主体的に学習する意欲があること。

（通学区域）

- 6205 国際文化系コース、自然科学系コース、総合人間系コース及び健康福祉系コースを志願する者の通学区域は、当該高等学校が所在する普通科の通学区域とする。

（推薦委員会の設置）

- 6206 推薦の公平厳正を期するため、中学校に推薦委員会を設ける。
- 6207 推薦委員会は、校長、教頭、第3学年の学年主任及び学級担任その他必要な教員をもって組織する。
- 6208 推薦委員会は、推薦入学を志願する者に関する事項を取り扱う。

（出願手続）

- 6209 推薦入学を志願する者は、次の書類及び高等学校の各設置者が定める入学考査料を、2月4日（月）から2月6日（水）までの間に、出身中学校長を経て志願先高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、9:00～16:30（2月6日（水）は9:00～12:00。）とする。

なお、志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は配達日指定（2月4日（月）又は2月5日（火））の簡易書留にしなければならない（封筒表面に「願書在中」と朱書すること）。また、受検票の送付用として362円分の切手（速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手。）を貼り、送付先を記入した返信用定形長3号封筒（12cm×23.5cm）を同封する。

【提出書類】

- (1) 推薦入学願書・受検票（様式5のA）
- (2) 住民票記載事項証明書（様式6）（過年度卒業生のみ必要。）

- (3) 第 6204 項の保護者が後見人の場合は、中学校長が確認した旨の副申書（様式自由）
- (4) 志願先高等学校長が発行した入学志願承認書（第 11101 項及び第 11201 項に該当する者に限り必要。）
- (5) 写真票（様式 7）（高等学校長が必要と認める場合に限り必要。この場合、写真の大きさは、縦 40mm、横 30mm とする。）
- (6) その他志願先高等学校長が必要とする書類

6210 中学校長は、次の書類を出願する高等学校ごとにまとめ、2 月 4 日（月）から 2 月 6 日（水）までの間に、志願先高等学校長に提出する。受付時間は前項による。

- (1) 推薦書（様式 12）
- (2) 調査書（様式 1）

6211 推薦入学を志願する者の調査書の作成は、第 3 による。ただし、この場合、第 3006 項(3)に基づいて「a、b、c、d、e 評定」を行うことはできない。

（入学考査料）

6212 入学考査料は、下表に従って納入する。

設置区分	金額	納 入 方 法
県立高等学校	2,200 円	兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付する（消印のあるものは無効。）。
市立高等学校	2,200 円	志願先高等学校に現金により直接納入する。ただし、郵送による出願の場合は、入学考査料分の定額小為替を同封する。

（面接・適性検査等）

6213 推薦入学を志願する者に対しては、それぞれの志願先高等学校において面接を実施する。また、必要に応じて適性検査、実技検査及び小論文（作文）を実施することができる。

6214 面接については、当該コースを志願する動機・理由、将来の進路、当該コースでの学習に対する興味・関心及び意欲等について試問するものとし、面接に先立って記入させる面接調査票は、様式 13 による。

6215 適性検査等の内容及び実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 適性検査及び実技検査については、実施する教科の内容の基本的事項を検査することによって、当該コースに対する適性と将来学習する上での能力を判定できるようなものとする。

ア 適性検査は、ペーパーテスト形式等の方法で「英語」、「数学」、「理科」の中から 2 教科以内について実施することができる。ただし、実施する教科については各高等学校のコースの特色に応じた適切なものとする。

イ 実技検査は、英語の「読むこと」、「聞くこと」、「話すこと」等の領域又は理科の「観察・実験」の領域において実施することができる。

- (2) 適性検査、実技検査及び小論文（作文）の検査時間については次のとおりとし、実施時間については各高等学校長が定める。

適性検査・・・・・・・・・・1 検査につき、50 分

実技検査・・・・・・・・・・1 検査につき、20 分以内

小論文（作文）・・・・・・40 分程度

6216 推薦入学を志願する者に対する面接等の期日は、2月15日（金）とし、その方法は各高等学校長が決定する。

（入学者選抜実施本部の設置）

6217 各高等学校は、入学者選抜を厳正に実施する責任体制を明確にするため、入学者選抜実施本部を設ける。入学者選抜実施本部長は、高等学校長とし、入学者選抜の実施に係る業務を総括する。

6218 各高等学校の入学者選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。

6219 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

6220 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。

書類審査グループ

面接グループ

小論文・適性検査等審査グループ

6221 書類審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

6222 面接グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

6223 小論文・適性検査等審査グループは、小論文・適性検査等を実施する高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

（合否の判定）

6224 合否判定委員会は、当該コースの特色や教育内容に即して、面接、適性検査及び実技検査等の結果と推薦書、調査書等を総合して合否の判定を行う。その方法は、次のとおりとする。

（1）適性検査及び実技検査（実施した場合のみ。）の結果と調査書の各教科の学習の記録とを同等にみて、判定資料（A）を作成する。

（2）調査書の各教科の学習の記録以外の諸記録と推薦書、面接並びに小論文（作文）（実施した場合のみ。）の結果を総合して、判定資料（B）を作成する。

（3）判定資料（A）と（B）を総合して合否を判定する。

（書類の審査）

6225 書類審査グループの任務は、次のとおりとする。

（1）当該コースの特色や教育内容に即して、推薦書、調査書等、中学校長から提出された書類の記載事項を厳正に審査し、次の判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、1書類につき3名以上が審査に当たる。

ア 調査書の各教科の学習の記録を当該コースの特色や教育内容に即して総合評定した判定資料

イ 調査書の各教科の学習の記録以外の諸記録と推薦書に基づく判定資料

（2）（1）によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

（面接の審査）

6226 面接グループの任務は、次のとおりとする。

（1）審査の公平厳正を期するため、2名以上が面接に当たり、その結果に基づいて判定資料を作成する。

（2）（1）によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

（小論文・適性検査等の審査）

6227 小論文・適性検査等審査グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 小論文（作文）、適性検査及び実技検査の結果に基づいて判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、各検査につき3名以上が採点に当たる。

なお、小論文（作文）、適性検査、実技検査を実施しない高等学校にあっては、これに準じて判定資料を作成する。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

（合格者の決定・発表等）

6228 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定する。

6229 合格者の発表は、2月20日（水）とし、14:00～15:00の間に校内に受検番号を掲示して行うとともに、中学校長へ文書で通知する。

なお、合否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

6230 合格者は、県内公立高等学校に新たに出願することができない。

6231 合格とならなかった者が3月12日（火）に学力検査等を実施する学科へ志願するときは、第4107項により新たに出願する。

（中学校長の任務）

6232 中学校長は、合格者のある場合、「学年学習評定一覧表」（様式2）を志願先高等学校長に、3月5日（火）又は6日（水）の9:00～16:30の間に提出する。また、志願先高等学校長への提出分とは別に、県教育委員会事務局への提出分として1部を作成し、神戸市立中学校長は神戸市教育長に、神戸市以外の県内公立中学校長は所管の県教育委員会教育事務所に、国立中学校長、国公立特別支援学校長、私立中学校長及び県外の中学校長は、県教育委員会事務局高校教育課長に、3月5日（火）又は6日（水）の9:00～17:00の間に提出する（学力検査の受検者があるなど、別途、同一の学年学習評定一覧表を提出する場合は、重ねての提出は不要。）。ただし、過年度卒業者のみが合格した高等学校については提出を必要としない。なお、県外の中学校長においては、その中学校の所在する都道府県の公立高等学校入学選抜要綱に基づいて作成したものを提出する。

また、郵送する場合は、それぞれ受付最終日必着とし、書留にしなければならない。

（高等学校長の任務）

6233 高等学校長は、募集要項を作成し、その1部を平成30年11月9日（金）までに県教育委員会事務局高校教育課長に提出する。

6234 高等学校長は、願書受付期間中、毎日、その学校の学科別の志願者総数を学校内に掲示する。

6235 高等学校長は、推薦入学の志願者総数等を、毎日、県教育委員会事務局高校教育課長に報告しなければならない。その方法については別途指示する。

6236 高等学校長は、合否判定についての結果を、別途指示する様式により、2月27日（水）までに県教育委員会事務局高校教育課長に報告する。

（その他）

6237 その他必要な事項については、第1、第3、第4の1及び第4の2による。

3 普通科単位制(全日制)における推薦入学

(実施校・募集定員等)

6301 単位制による課程(全日制普通科)を設置し、推薦入学を実施する高等学校は、次のとおりとする。

- (1) 県立北須磨高等学校
- (2) 県立芦屋高等学校
- (3) 神戸市立六甲アイランド高等学校
- (4) 県立尼崎稲園高等学校
- (5) 県立西宮高等学校
- (6) 県立三田祥雲館高等学校
- (7) 県立加古川北高等学校
- (8) 県立姫路東高等学校

6302 推薦入学を許可する者の数は、各校とも募集定員の50%以内とする。

(出願資格・推薦基準)

6303 推薦入学を志願できる者は、次の条件を満たし、中学校長が推薦する者とする。

- (1) 平成31年3月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第57条及び同施行規則第95条に規定する者。
- (2) 志願先高等学校の通学区域内に保護者とともに居住している者。ただし、県外からの転居が確定している者、県外の中学校卒業見込みの者及び卒業者等、特別の事情がある場合は、第11による。
- (3) 単位制による課程を第1志望とする者。
- (4) 個性の伸長を目指し、能力・適性、興味・関心、進路等に応じて、多様な教科・科目を自主的・主体的に学習する意欲があること。

(通学区域)

6304 推薦入学により、単位制による課程を志願する者の通学区域は、県下全域とする。

(推薦委員会の設置)

6305 推薦の公平厳正を期するため、中学校に推薦委員会を設ける。

6306 推薦委員会は、校長、教頭、第3学年の学年主任及び学級担任その他必要な教員をもって組織する。

6307 推薦委員会は、推薦入学を志願する者に関する事項を取り扱う。

(出願手続)

6308 推薦入学を志願する者は、次の書類及び高等学校の各設置者が定める入学考査料を、2月4日(月)から2月6日(水)までの間に、出身中学校長を経て志願先高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、9:00~16:30(2月6日(水)は9:00~12:00。)とする。

なお、志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は配達日指定(2月4日(月)又は2月5日(火)の簡易書留にしなければならない(封筒表面に「願書在中」と朱書すること。))。また、受検票の送付用として362円分の切手(速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手。)を貼り、送付先を記入した返信用定形長3号封筒(12cm×23.5cm)を同封する。

【提出書類】

- (1) 推薦入学願書・受検票（様式 5 の A）
- (2) 住民票記載事項証明書（様式 6）（過年度卒業者のみ必要。）
- (3) 第 6303 項の保護者が後見人の場合は、中学校長が確認した旨の副申書（様式自由）
- (4) 志願先高等学校長が発行した入学志願承認書（第 11101 項及び第 11201 項に該当する者に限り必要。）
- (5) 写真票（様式 7）（高等学校長が必要と認める場合に限り必要。この場合、写真の大きさは、縦 40mm、横 30mm とする。）
- (6) その他志願先高等学校長が必要とする書類

6309 中学校長は、次の書類を出願する高等学校ごとにまとめ、2 月 4 日（月）から 2 月 6 日（水）までの間に、志願先高等学校長に提出する。受付時間は前項による。

- (1) 推薦書（様式 12）
- (2) 調査書（様式 1）

6310 推薦入学を志願する者の調査書の作成は、第 3 による。

ただし、この場合、第 3006 項(3)に基づいて「a、b、c、d、e 評定」を行うことはできない。

（入学考査料）

6311 入学考査料は、下表に従って納入する。

設置区分	金額	納 入 方 法
県立高等学校	2,200 円	兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付する（消印のあるものは無効。）
市立高等学校	2,200 円	志願先高等学校に現金により直接納入する。ただし、郵送による出願の場合は、入学考査料分の定額小為替を同封する。

（面接・適性検査等）

6312 推薦入学を志願する者に対しては、それぞれの志願先高等学校において面接及び適性検査を実施する。また、必要に応じて小論文（作文）を実施することができる。

6313 面接については、単位制による課程を志願する動機・理由、将来の進路、興味・関心のある分野及び意欲等について試問するものとし、面接に先立って記入させる面接調査票は、様式 13 による。

6314 適性検査等の内容及び実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 適性検査については、多様な選択科目を履修するために必要な適性と将来学習する上での能力を判定できるようなものとする。
- (2) 適性検査は、ペーパーテスト形式等の方法で実施する。
- (3) 検査時間については次のとおりとし、実施時間については高等学校長が定める。

適 性 検 査……………1 検査につき、50 分程度

小論文（作文）……………40 分程度

6315 推薦入学を志願する者に対する面接、適性検査及び小論文（作文）の期日は、2 月 15 日（金）とし、その方法は高等学校長が決定する。

（入学者選抜実施本部の設置）

6316 各高等学校は、入学者選抜を厳正に実施する責任体制を明確にするため、入学者選抜実施本部を設ける。入学者選抜実施本部長は、高等学校長とし、入学者選抜の実施に係る業務を総括する。

6317 各高等学校の入学者選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。

6318 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

6319 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。

書類審査グループ

面接グループ

小論文・適性検査等審査グループ

6320 書類審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

6321 面接グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

6322 小論文・適性検査等審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

（合否の判定）

6323 合否判定委員会は、面接、適性検査及び小論文（作文）（実施した場合のみ。）の結果と推薦書、調査書等を総合して合否の判定を行う。その方法は、次のとおりとする。

（1）適性検査の結果と調査書の学習の記録とを同等にみて、判定資料（A）を作成する。

（2）調査書の学習の記録以外の諸記録と推薦書、面接並びに小論文（作文）の結果とを総合して、判定資料（B）を作成する。

（3）判定資料（A）と（B）とを総合して合否を判定する。

（書類の審査）

6324 書類審査グループの任務は、次のとおりとする。

（1）推薦書、調査書等、中学校長から提出された書類の記載事項を厳正に審査し、次の判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、1書類につき3名以上が審査に当たる。

ア 調査書の学習の記録に基づく判定資料

イ 調査書の学習の記録以外の諸記録と推薦書に基づく判定資料

（2）（1）によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

（面接の審査）

6325 面接グループの任務は、次のとおりとする。

（1）審査の公平厳正を期するため、2名以上が面接に当たり、その結果に基づいて判定資料を作成する。

（2）（1）によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

（小論文・適性検査等の審査）

6326 小論文・適性検査等審査グループの任務は、次のとおりとする。

（1）適性検査の結果に基づいて判定資料を作成する。小論文（作文）を課した高等学校にあっては、その結果に基づいて判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、各検査につき3名以上が採点に当たる。

（2）（1）によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

（合格者の決定・発表等）

6327 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定する。

6328 合格者の発表は、2月20日（水）とし、14:00～15:00の間に校内に受検番号を掲示して行うとともに、中学校長へ文書で通知する。

なお、合否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

6329 合格者は、県内公立高等学校に新たに出願することができない。

6330 合格とならなかった者が3月12日（火）に学力検査等を実施する学科へ志願するときは、第4107項により新たに出願する。

（中学校長の任務）

6331 中学校長は、合格者のある場合、「学年学習評定一覧表」（様式2）を志願先高等学校長に、3月5日（火）又は6日（水）の9:00～16:30の間に提出する。また、志願先高等学校長への提出分とは別に、県教育委員会事務局への提出分として1部を作成し、神戸市立中学校長は神戸市教育長に、神戸市以外の県内公立中学校長は所管の県教育委員会教育事務所に、国立中学校長、国公立特別支援学校長、私立中学校長及び県外の中学校長は、県教育委員会事務局高校教育課長に、3月5日（火）又は6日（水）の9:00～17:00の間に提出する（学力検査の受検者があるなど、別途、同一の学年学習評定一覧表を提出する場合は、重ねての提出は不要。）。

ただし、過年度卒業者のみが合格した高等学校については提出を必要としない。なお、県外の中学校長においては、その中学校の所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて作成したものを提出する。

また、郵送する場合は、それぞれ受付最終日必着とし、書留にしなければならない。

（高等学校長の任務）

6332 高等学校長は、募集要項を作成し、その1部を平成30年11月9日（金）までに県教育委員会事務局高校教育課長に提出する。

6333 高等学校長は、願書受付期間中、毎日、その学校の学科別の志願者総数を学校内に掲示する。

6334 高等学校長は、推薦入学の志願者総数等を、毎日、県教育委員会事務局高校教育課長に報告しなければならない。その方法については別途指示する。

6335 高等学校長は、合否判定についての結果を、別途指示する様式により、2月27日（水）までに県教育委員会事務局高校教育課長に報告する。

（その他）

6336 その他必要な事項については、第1、第3、第4の1及び第4の2による。

4 総合学科における推薦入学

(実施校・募集定員等)

6401 総合学科を設置し、推薦入学を実施する高等学校は、次のとおりとする。

- (1) 県立神戸甲北高等学校
- (2) 県立須磨友が丘高等学校
- (3) 県立淡路高等学校
- (4) 神戸市立須磨翔風高等学校
- (5) 県立武庫荘総合高等学校
- (6) 県立伊丹北高等学校
- (7) 県立西宮今津高等学校
- (8) 県立有馬高等学校
- (9) 県立明石南高等学校
- (10) 県立加古川南高等学校
- (11) 県立三木東高等学校
- (12) 県立太子高等学校
- (13) 県立香寺高等学校
- (14) 県立豊岡総合高等学校
- (15) 県立和田山高等学校

6402 推薦入学を許可する者の数は、各校とも募集定員の 50%以内とする。

(出願資格・推薦基準)

6403 推薦入学を志願できる者は、総合学科を第 1 志望とする者のうち、次の条件を満たし、中学校長が推薦する者とする。

- (1) 平成 31 年 3 月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第 57 条及び同施行規則第 95 条に規定する者。
- (2) 志願先高等学校の通学区域内に保護者とともに居住している者。ただし、県外からの転居が確定している者、県外の中学校卒業見込みの者及び卒業者等、特別の事情がある場合は、第 11 による。
- (3) 当該学科を志願する動機・理由が明白かつ適切であること。
- (4) 総合学科における学習を通して個性の伸長を図り、能力・適性を見極めて将来の進路決定を目指そうとする意欲があること。
- (5) 能力・適性、興味・関心、進路等に応じて、多様な教科・科目を自主的・主体的に学習する意欲があること。

(通学区域)

6404 推薦入学により総合学科を志願する者の通学区域は、県下全域とする。

(推薦委員会の設置)

6405 推薦の公平厳正を期するため、中学校に推薦委員会を設ける。

6406 推薦委員会は、校長、教頭、第 3 学年の学年主任及び学級担任その他必要な教員をもって組織する。

6407 推薦委員会は、推薦入学を志願する者に関する事項を取り扱う。

（出願手続）

6408 推薦入学を志願する者は、次の書類及び高等学校の各設置者が定める入学考査料を、2月4日（月）から2月6日（水）までの間に、出身中学校長を経て志願先高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、9:00～16:30（2月6日（水）は 9:00～12:00。）とする。

なお、志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は配達日指定（2月4日（月）又は2月5日（火））の簡易書留にしなければならない（封筒表面に「願書在中」と朱書すること。）。また、受検票の送付用として362円分の切手（速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手。）を貼り、送付先を記入した返信用定形長3号封筒（12cm×23.5cm）を同封する。

【提出書類】

- (1) 推薦入学願書・受検票（様式5のA）
 - (2) 住民票記載事項証明書（様式6）（過年度卒業者のみ必要。）
 - (3) 第6403項の保護者が後見人の場合は、中学校長が確認した旨の副申書（様式自由）
 - (4) 志願先高等学校長が発行した入学志願承認書（第11101項及び第11201項に該当する者に限り必要。）
 - (5) 写真票（様式7）（高等学校長が必要と認める場合に限り必要。この場合、写真の大きさは、縦40mm、横30mmとする。）
 - (6) その他志願先高等学校長が必要とする書類
- 6409 中学校長は、次の書類を出願する高等学校ごとにまとめ、2月4日（月）から2月6日（水）までの間に、志願先高等学校長に提出する。受付時間は前項による。

- (1) 推薦書（様式12）
- (2) 調査書（様式1）

6410 推薦入学を志願する者の調査書の作成は、第3による。

ただし、この場合、第3006項(3)に基づいて「a、b、c、d、e 評定」を行うことはできない。

（入学考査料）

6411 入学考査料は、下表に従って納入する。

設置区分	金額	納 入 方 法
県立高等学校	2,200 円	兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付する（消印のあるものは無効。）。
市立高等学校	2,200 円	志願先高等学校に現金により直接納入する。ただし、郵送による出願の場合は、入学考査料分の定額小為替を同封する。

（面接・小論文（作文））

6412 推薦入学を志願する者に対しては、それぞれの志願先高等学校において面接及び小論文（作文）を実施する。

6413 面接及び小論文（作文）は、総合学科を志願する動機・理由、興味・関心のある分野、進路決定への意欲の確認等、総合学科の特色に即して実施する。

なお、面接に先立って面接調査票を記入させる場合は、様式13 に準じて各高等学校が作成する。

6414 推薦入学を志願する者に対する面接等の期日は、2月15日（金）とし、その方法及び時間は各高等学校長が決定する。

（入学者選抜実施本部の設置）

6415 各高等学校は、入学者選抜を厳正に実施する責任体制を明確にするため、入学者選抜実施本部を設ける。入学者選抜実施本部長は、高等学校長とし、入学者選抜の実施に係る業務を総括する。

6416 各高等学校の入学者選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。

6417 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

6418 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。

書類審査グループ

面接グループ

小論文・適性検査等審査グループ

6419 書類審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

6420 面接グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

6421 小論文・適性検査等審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

（合否の判定）

6422 合否判定委員会は、当該学科の特色や教育内容に即して、判定資料（A）、（B）及び合否判定委員会に報告されたその他の諸資料を総合して合否の判定を行う。

判定資料（A）・・・調査書の各教科の学習の記録を、当該学科の特色や教育内容に即して、総合評定した判定資料

判定資料（B）・・・小論文（作文）、適性検査及び実技検査の結果に基づく判定資料

（書類の審査）

6423 書類審査グループの任務は、次のとおりとする。

（1）当該学科の特色や教育内容に即して、推薦書、調査書等、中学校長から提出された書類の記載事項を厳正に審査し、次の判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、1書類につき3名以上が審査に当たる。

ア 判定資料（A）

イ 調査書の各教科の学習の記録以外の諸記録と推薦書に基づく判定資料

（2）（1）によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

（面接の審査）

6424 面接グループの任務は、次のとおりとする。

（1）審査の公平厳正を期するため、2名以上が面接に当たり、その結果に基づいて判定資料を作成する。

（2）（1）によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

（小論文・適性検査等の審査）

6425 小論文・適性検査等審査グループの任務は、次のとおりとする。

（1）判定資料（B）を作成する。

この場合、審査の公平厳正を期するため、各検査につき3名以上が採点に当たる。

なお、小論文（作文）、適性検査、実技検査を実施しない高等学校にあっては、これに準じて判定資料を作成する。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

（合格者の決定・発表等）

6426 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定する。

6427 合格者の発表は、2月20日（水）とし、14:00～15:00の間に校内に受検番号を掲示して行うとともに、中学校長へ文書で通知する。

なお、合否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

6428 合格者は、県内公立高等学校に新たに出願することができない。

6429 合格とならなかった者が3月12日（火）に学力検査等を実施する学科へ志願するときは、第4107項により新たに出願する。

（中学校長の任務）

6430 中学校長は、合格者のある場合、「学年学習評定一覧表」（様式2）を志願先高等学校長に、3月5日（火）又は6日（水）の9:00～16:30の間に提出する。また、志願先高等学校長への提出分とは別に、県教育委員会事務局への提出分として1部を作成し、神戸市立中学校長は神戸市教育長に、神戸市以外の県内公立中学校長は所管の県教育委員会教育事務所に、国立中学校長、国公立特別支援学校長、私立中学校長及び県外の中学校長は、県教育委員会事務局高校教育課長に、3月5日（火）又は6日（水）の9:00～17:00の間に提出する（学力検査の受検者があるなど、別途、同一の学年学習評定一覧表を提出する場合は、重ねての提出は不要。）。ただし、過年度卒業者のみが合格した高等学校については、提出を必要としない。なお、県外の中学校長においては、その中学校の所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて作成したものを提出する。

郵送する場合は、それぞれ受付最終日必着とし、書留にしなければならない。

（高等学校長の任務）

6431 高等学校長は、募集要項を作成し、その1部を平成30年11月9日（金）までに県教育委員会事務局高校教育課長に提出する。

6432 高等学校長は、願書受付期間中、毎日、その学校の学科別の志願者総数を学校内に掲示する。

6433 高等学校長は、推薦入学の志願者総数等を、毎日、県教育委員会事務局高校教育課長に報告しなければならない。その方法については別途指示する。

6434 高等学校長は、合否判定についての結果を、別途指示する様式により、2月27日（水）までに県教育委員会事務局高校教育課長に報告する。

（その他）

6435 その他必要な事項については、第1、第3、第4の1及び第4の2による。

5 中高一貫教育における連携型入学者選抜

（実施校・募集定員等）

- 6501 連携型中高一貫教育を行う連携型高等学校、連携型中学校は次のとおりとし、連携型入学者選抜に志願できる者は、連携型中学校からの志願者とする。

連携型高等学校	連携型中学校
県立千種高等学校	宍粟市立千種中学校
県立氷上西高等学校	丹波市立氷上中学校 丹波市立青垣中学校

- 6502 連携型高等学校における入学者選抜は、連携型入学者選抜及び学力検査による入学者選抜をそれぞれ行う。

試 験 区 分	入学を許可する者の数
連携型入学者選抜	募集定員の 75%（連携型中学校を対象とする。）
学力検査による入学者選抜	募集定員の 25%（県下全域を対象とする。）

連携型入学者選抜の合格者が表の人数に満たない場合は、その不足数を学力検査による入学者選抜における入学を許可する者の数に加える。

（出願資格・推薦基準）

- 6503 連携型入学者選抜を志願できる者は、連携型高等学校を第 1 志望とする者のうち、次の条件を満たし、連携型中学校長が推薦する者とする。
- (1) 当該連携型中学校を、平成 31 年 3 月に卒業する見込みであり、保護者と同居する者。ただし、特別の事情がある場合は、第 11 による。
 - (2) 当該連携型高等学校を志願する動機・理由が明白かつ適切であること。
 - (3) 当該連携型高等学校に対する適性及び興味・関心を有すること。

（推薦委員会の設置）

- 6504 推薦の公平厳正を期するため、中学校に推薦委員会を設ける。
- 6505 推薦委員会は、校長、教頭、第 3 学年の学年主任及び学級担任その他必要な教員をもって組織する。
- 6506 推薦委員会は、推薦入学を志願する者に関する事項を取り扱う。

（出願手続）

- 6507 連携型入学者選抜を志願する者は、次の書類及び県教育委員会が定める入学考査料を、2 月 4 日（月）から 2 月 6 日（水）までの間に、出身中学校長を経て志願先高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、9:00～16:30（2 月 6 日（水）は 9:00～12:00。）とする。

なお、志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は配達日指定（2 月 4 日（月）又は 2 月 5 日（火））の簡易書留にしなければならない（封筒表面に「願書在中」と朱書すること。）。また、受検票の送付用として 362 円分の切手（速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手。）を貼り、送付先を記入した返信用定形長 3 号封筒（12cm×23.5cm）を同封する。

【提出書類】

- (1) 入学願書・受検票（様式 5 の A）
- (2) 第 6503 項の保護者が後見人の場合は、中学校長が確認した旨の副申書（様式自由）
- (3) その他高等学校長が必要とする書類

6508 中学校長は、次の書類を 2 月 4 日（月）から 2 月 6 日（水）までの間に、高等学校長に提出する。受付時間は前項による。

- (1) 推薦書（様式 12）
- (2) 調査書（様式 1）

6509 連携型入学者選抜を志願する者の調査書の作成は、第 3 による。ただし、この場合、第 3006 項(3)に基づいて「a、b、c、d、e 評定」を行うことはできない。

（入学考査料）

6510 志願者は、入学考査料として 2,200 円分の兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付して出願する（消印のあるものは無効。）。

（面接・適性検査等）

6511 連携型入学者選抜を志願する者に対しては、連携型高等学校において面接及び適性検査を実施する。

6512 面接は、連携型高等学校を志願する動機・理由、興味・関心のある分野、進路決定への意欲の確認等、連携型高等学校の特色に即して実施する。

なお、面接に先立って面接調査票を記入させる場合は、様式 13 に準じて連携型高等学校が作成する。

6513 適性検査の内容及び実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 適性検査は、ペーパーテスト形式等の方法により「国語」、「数学」、「英語」の 3 教科で実施する。
- (2) 検査時間については 1 教科につき 50 分とし、実施時間については高等学校長が定める。

6514 連携型入学者選抜を志願する者に対する面接等の期日は、2 月 15 日（金）とし、その方法及び時間は高等学校長が決定する。

（入学者選抜実施本部の設置）

6515 各高等学校は、入学者選抜を厳正に実施する責任体制を明確にするため、入学者選抜実施本部を設ける。入学者選抜実施本部長は、高等学校長とし、入学者選抜の実施に係る業務を総括する。

6516 各高等学校の入学者選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。

6517 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

6518 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。

書類審査グループ

面接グループ

適性検査審査グループ

6519 書類審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。

6520 面接グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。

6521 適性検査審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名

及びメンバー若干名をもって組織する。

（合否の判定）

6522 合否判定委員会の任務は、連携型高等学校の特色ある教育内容に即して、判定資料（A）、（B）及び合否判定委員会に報告されたその他の資料を総合して合否の判定を行う。

判定資料（A）・・・調査書の各教科の学習の記録を、連携型高等学校の特色や教育内容に即して、総合評定した判定資料

判定資料（B）・・・適性検査の結果に基づく判定資料

（書類の審査）

6523 書類審査グループの任務は、次のとおりとする。

（1）連携型高等学校の特色や教育内容に即して、推薦書、調査書等、連携型中学校長から提出された書類の記載事項を厳正に審査し、次の判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、1書類につき3名以上が審査に当たる。

ア 判定資料（A）

イ 調査書の各教科の学習の記録以外の諸記録と推薦書に基づく判定資料

（2）（1）によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

（面接の審査）

6524 面接グループの任務は、次のとおりとする。

（1）審査の公平厳正を期するため、2名以上が面接に当たり、その結果に基づいて判定資料を作成する。

（2）（1）によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

（適性検査の審査）

6525 適性検査審査グループの任務は、次のとおりとする。

（1）判定資料（B）を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、各教科につき3名以上が採点に当たる。

（2）（1）によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

（合格者の決定・発表等）

6526 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定する。

6527 合格者の発表は、2月20日（水）とし、14:00～15:00の間に校内に受検番号を掲示して行うとともに、中学校長へ文書で通知する。

なお、合否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

6528 合格者は、県内公立高等学校に新たに出願することができない。

6529 合格とならなかった者が3月12日（火）に学力検査等を実施する学科へ志願するときは、第4107項により新たに出願する。

（中学校長の任務）

6530 中学校長は、合格者のある場合、「学年学習評定一覧表」（様式2）を志願先高等学校長に、3月5日（火）又は6日（水）の9:00～16:30の間に提出する。また、志願先高等学校長への提出分とは別に、県教育委員会事務局への提出分として1部を作成し、所管の県教育委員会教育事務所に、3月5日（火）又は6日（水）の9:00～17:00の間に提出する（学力検査の受検者があるなど、別途、同一の学年学習評定一覧表を提出する場合は、重ねての提出は不要。）。

また、郵送する場合は、それぞれ受付最終日必着とし、書留にしなければならない。

（高等学校長の任務）

6531 高等学校長は、募集要項を作成し、その１部を平成 30 年 11 月 9 日（金）までに県教育委員会事務局高校教育課長に提出する。

6532 高等学校長は、願書受付期間中、毎日、その学校の志願者総数を学校内に掲示する。

6533 高等学校長は、連携型入学者選抜の志願者総数等を、毎日、県教育委員会事務局高校教育課長に報告しなければならない。その方法については、別途指示する。

6534 高等学校長は、合否判定についての結果を、別途指示する様式により、2 月 27 日（水）までに県教育委員会事務局高校教育課長に報告する。

（その他）

6535 その他必要な事項については、第 1、第 3、第 4 の 1 及び第 4 の 2 による。

6 帰国生徒にかかわる推薦入学

（出願資格）

6601 帰国生徒にかかわる推薦入学の対象とする学科、コースは次のとおりとする。

- (1) 専門学科 国際に関する各学科（国際探求学科、国際文化情報学科、国際科、国際人間科、国際総合科、国際文化科）
- (2) コース 国際文化系コース

6602 帰国生徒で、前項の学科、コースに入学を志願することのできる者は、平成 31 年 3 月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第 57 条及び同施行規則第 95 条に規定する者で、推薦入学において当該学科、コースを第 1 志望とし、外国における在学期間が 1 年以上であり、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者とする。

なお、第 4104 項のただし書きに該当する者は、第 11 の手続を要する。

- (1) 平成 28 年 4 月 1 日以降に帰国後、県内に居住しており、保護者とともに引き続き県内に住所を有する者。
- (2) 平成 28 年 4 月 1 日以降に帰国後、現在県外に居住しており、平成 31 年 4 月 7 日までに県内へ住所を移し、保護者とともに引き続き県内に住所を定める見込みの者。
- (3) 現在外国に居住しており、平成 31 年 4 月 7 日までに県内へ住所を移し、保護者とともに引き続き県内に住所を定める見込みの者。

（通学区域）

6603 帰国生徒で、国際に関する各学科に入学を志願する者の通学区域は県下全域とし、国際文化系コースを志願する者の通学区域は普通科の通学区域とする。

（出願手続）

6604 志願者は、次の書類及び高等学校の各設置者が定める入学考査料を、2 月 4 日（月）から 2 月 6 日（水）までの間に、出身中学校長又は外国における最終学校の校長を経て、志願先高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、9:00～16:30（2 月 6 日（水）は 9:00～12:00。）とする。

なお、志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は配達日指定（2 月 4 日（月）又は 2 月 5 日（火））の簡易書留にしなければならない（封筒表面に「願書在中」と朱書すること。）。また、受検票の送付用として 362 円分の切手（速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手。）を貼り、送付先を記入した返信用定形長 3 号封筒（12cm×23.5cm）を同封する。

【提出書類】

- (1) 推薦入学願書・受検票（様式 5 の A に準じる。）
- (2) 外国在住を証明する書類（在学期間明示のもの。）
- (3) 出身中学校長又は外国における最終学校の校長の推薦書（様式 12 に準じる。）

ただし、外国における最終学校の校長の推薦書を提出できない場合は、その旨を志願先高等学校長に届け出ること。

- (4) 調査書（様式 1）又は外国における最終学校の成績証明書若しくはこれに代わるもの。
- (5) 志願先高等学校長が発行した入学志願承認書（第 11101 項及び第 11201 項に該当する者に限り必要。）

(6) 写真票（様式 7）（高等学校長が必要と認める場合に限り必要。この場合、写真の大きさは、縦 40mm、横 30mm とする。）

(7) その他志願先高等学校長が必要とする書類

（入学審査料）

6605 入学審査料は、下表に従って納入する。

設置区分	金額	納入方法
県立高等学校	2,200 円	兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付する（消印のあるものは無効。）。
市立高等学校	2,200 円	志願先高等学校に現金により直接納入する。ただし、郵送による出願の場合は、入学審査料分の定額小為替を同封する。

（選抜方法等）

6606 推薦入学による入学者の選抜は、国際に関する各学科については第 6 の 1 によって行い、国際文化系コースについては第 6 の 2 によって行う。ただし、合否判定委員会においては、帰国生徒の事情を配慮しながら、総合的に合否の判定を行う。

第 7 多部制における入学者選抜実施要領

（実施校・募集定員等）

7001 単位制による課程（多部制）を設置し、入学者選抜を実施する高等学校は、次のとおりとする。

- (1) 県立西宮香風高等学校
- (2) 県立阪神昆陽高等学校
- (3) 県立西脇北高等学校
- (4) 県立飾磨工業高等学校

7002 入学者の選抜は、1 部、2 部、3 部ごとにそれぞれ行う。

I 期～Ⅲ期の各試験ごとに入学を許可する者の数は、下表のとおりとする。

I 期～Ⅲ期の各試験は、1 校 1 つの部に限り第 1 志望校に出願することができる。

試験区分 \ 部	1 部	2 部	3 部
I 期試験	60 %	60 %	70 %
II 期試験 A	20 %	20 %	10 %
II 期試験 B	15 %	15 %	15 %
III 期試験	5 %	5 %	5 %

（注） 1 表の数字は募集定員に占める割合を示す。

2 合格者が表の人数に満たない場合は、その不足数を以降の試験の入学を許可する者の数に加えることができる。

（出願資格等）

7003 入学を志願することができる者は、平成 31 年 3 月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第 57 条及び同施行規則第 95 条に規定する者で、次の条件を満たす者とする。

- (1) 本県の区域内に住所を有する者又はその勤務地が本県の区域内にある者。
- (2) 本県の区域内に居住を予定している者又はその勤務地を本県の区域内に予定している者。

7004 出願資格の区分は、下表のとおりとする。

試験区分	出 願 資 格 の 区 分
I 期試験	平成 31 年 3 月に中学校等を卒業見込みの者又は中学校既卒者等
II 期試験 A	I 期試験に同じ
II 期試験 B	転・編入学希望者
III 期試験	中学校既卒者等又は転・編入学希望者

1 I 期試験

（出願手続等）

7101 志願者は、次の書類及び入学考査料を、2月4日（月）から2月6日（水）までの間に、出身中学校長を経て志願先高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、11:00～19:00 とする。

なお、志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は配達日指定（2月4日（月）又は2月5日（火））の簡易書留にしなければならない（封筒表面に「願書在中」と朱書すること。）。また、受検票の送付用として362円分の切手（速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手。）を貼り、送付先を記入した返信用定形長3号封筒（12cm×23.5cm）を同封する。

【提出書類】

- (1) 入学願書・受検票（様式5のA）
- (2) 志願理由書（様式11）
- (3) 住民票記載事項証明書（様式6）（過年度卒業者等の場合に必要。）
- (4) 写真票（様式7）（高等学校長が必要と認める場合に限り必要。この場合、写真の大きさは、縦40mm、横30mmとする。）
- (5) その他志願先高等学校長が必要とする書類

7102 中学校長は志願者の調査書（様式1）を2月4日（月）から2月6日（水）までの間に、高等学校長に提出する。受付時間は前項による。ただし、平成30年4月1日現在満20歳以上の者に関する調査書は提出を要しない。

（入学考査料）

7103 志願者は、入学考査料として950円分の兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付して出願する（消印のあるものは無効。）。

（志願変更）

7104 志願者は、志願変更の期間内に1回に限り、志願校、志願課程及び志願学科を変更することができる。

このための手続は次のとおりとする。この場合、郵送は認めない。

- (1) 志願変更の取扱期間は、2月7日（木）又は2月8日（金）とする。受付時間は、11:00～19:00 とする。
- (2) 志願変更する者は、志願変更願（甲）・（乙）（様式8のA）を、出身中学校長を経て、先に出願した高等学校長に提出し、所定の証明を受けた乙票及び先に提出した第7101項の書類（ただし、入学願書はその写し。）の返還を受けて、志願変更先の高等学校長に提出する。

なお、先に出願した高等学校の受検票は、その高等学校に返還しなければならない。

- (3) 第11101項及び第11201項に該当する者は、先に出願した高等学校長から証拠書類の返還を受け、志願変更先の高等学校長に提出し、審査を受けなければならない。

（面接・作文）

7105 志願者に対しては面接及び作文を実施する。

7106 面接及び作文は、志願する動機・理由、将来の進路等、当該高等学校の特色に即して実施する。

7107 志願者に対する面接、作文の期日は、2月15日（金）とし、その方法及び時間は当該高等学校長が決定する。

ただし、志願者数等の状況に応じて、2月16日（土）、17日（日）にも実施することができる。

（入学者選抜実施本部の設置）

7108 各高等学校は、入学者選抜を厳正に実施する責任体制を明確にするため、入学者選抜実施本部を設ける。入学者選抜実施本部長は、高等学校長とし、入学者選抜の実施に係る業務を総括する。

7109 各高等学校の入学者選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。

7110 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

7111 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。

書類審査グループ

面接グループ

作文審査グループ

7112 書類審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

7113 面接グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

7114 作文審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

（合否の判定）

7115 合否判定委員会は、当該高等学校の特色や教育内容に即して、書類審査グループ、面接グループ及び作文審査グループから報告された諸資料を総合して合否の判定を行う。

（書類の審査）

7116 書類審査グループの任務は、次のとおりとする。

（1）調査書、副申書等、中学校長から提出された書類の記載事項を厳正に審査し、判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、1書類につき3名以上が審査に当たる。

（2）（1）によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

（面接の審査）

7117 面接グループの任務は、次のとおりとする。

（1）志願理由書の記載内容や就労状況等をふまえて面接を実施し、その結果に基づいて判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、2名以上が面接に当たる。

（2）（1）によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

（作文の審査）

7118 作文審査グループの任務は、次のとおりとする。

（1）作文の内容を審査し、判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、各作文につき3名以上が審査に当たる。

（2）（1）によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

（合格者の決定・発表等）

7119 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定する。

7120 合格者の発表は、2月20日（水）とし、校内に受検番号を掲示して行う。その時間は高等学校長が決定する。

なお、合否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

7121 合格者は、県内公立高等学校に新たに出願することができない。

（中学校長の任務）

7122 中学校長は、合格者のある場合、「学年学習評定一覧表」（様式2）を志願先高等学校長に、3月5日（火）又は6日（水）の9:00～16:30の間に提出する。また、志願先高等学校長への提出分とは別に、県教育委員会事務局への提出分1部を作成し、神戸市立中学校長は神戸市教育長に、神戸市以外の県内公立中学校長は所管の県教育委員会教育事務所に、国立中学校長、国公立特別支援学校長、私立中学校長及び県外の中学校長は、県教育委員会事務局高校教育課長に、3月5日（火）又は6日（水）の9:00～17:00の間に提出する（Ⅱ期試験A等の受検者があるなど、別途、同一の学年学習評定一覧表を提出する場合は、重ねての提出は不要。）。ただし、過年度卒業者のみが出願している高等学校については提出を必要としない。

なお、県外の中学校長においては、その中学校の所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて作成したものを提出する。

また、郵送する場合は、受付最終日必着とし、書留にしなければならない。

7123 中学校長は、受検において特別措置が必要と判断される生徒がいる場合は、事前に志願先高等学校長と十分に連絡・協議を行う。

また、中学校長が特別な教育ニーズがあると認めた者については、調査書に添えて副申書（様式自由）を提出することができる。

（高等学校長の任務）

7124 高等学校長は、募集要項を作成し、その1部を平成30年11月9日（金）までに県教育委員会事務局高校教育課長に提出する。

7125 高等学校長は、願書受付期間中、毎日、その学校の志願者総数を学校内に掲示する。

7126 高等学校長は、志願者総数等を、毎日、県教育委員会事務局高校教育課長に報告しなければならない。その方法については、別途指示する。

7127 高等学校長は、合否判定についての結果を、別途指示する様式、期日により県教育委員会事務局高校教育課長に報告する。

（その他）

7128 その他必要な事項については、第1、第3、第4の1及び第4の2による。

2 II 期試験A

(出願手続)

7201 志願者は、次の書類及び入学考査料を、当該高等学校長が定めた願書受付期間に、出身中学校長を経て志願先高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、11:00～19:00とする。

なお、志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は、配達日指定（当該高等学校長が定めた期間）の簡易書留にしなければならない（封筒表面に「願書在中」と朱書すること。）。また、受検票の送付用として 362 円分の切手（速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手。）を貼り、送付先を記入した返信用定形長 3 号封筒（12cm×23.5cm）を同封する。

【提出書類】

(1) 入学願書・受検票（様式 5 の A）

(2) 住民票記載事項証明書（様式 6）（過年度卒業者等の場合に必要。）

(3) 写真票（様式 7）（高等学校長が必要と認める場合に限り必要。この場合、写真の大きさは、縦 40mm、横 30mm とする。）

(4) その他志願先高等学校長が必要とする書類

7202 中学校長は、志願者の調査書（様式 1）を願書受付最終日までに、志願先高等学校長に提出する。ただし、平成 30 年 4 月 1 日現在満 20 歳以上の者に関する調査書は提出を要しない。

(入学考査料)

7203 志願者は、入学考査料として 950 円分の兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付して出願する（消印のあるものは無効。）。

(学力検査・面接)

7204 志願者に対しては、学力検査及び面接を実施する。

7205 学力検査及び面接の期日は、3 月 12 日（火）以降とし、その期日、検査内容は当該高等学校長が定める。

7206 面接は、志願する動機・理由、将来の進路等、当該高等学校の特色に即して実施する。面接に先立って記入させる面接調査票は、様式 13 に準じて当該高等学校が作成する。

(入学者選抜実施本部の設置)

7207 各高等学校は、入学者選抜を厳正に実施する責任体制を明確にするため、入学者選抜実施本部を設ける。入学者選抜実施本部長は、高等学校長とし、入学者選抜の実施に係る業務を総括する。

7208 各高等学校の入学者選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。

7209 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

7210 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。

合否判定資料作成グループ

調査書審査グループ

学力検査成績審査グループ

面接グループ

- 7211 各高等学校における合否判定資料作成グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。
- 7212 各高等学校における調査書審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。
- 7213 各高等学校における学力検査成績審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。
- 7214 各高等学校における面接グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。

(合否の判定)

7215 合否判定委員会は、第 7216 項により、その高等学校の合否を判定する。

7216 合否判定は、次のとおりとする。

- (1) 判定資料 (A) と (C) とを同等に取り扱い、合否を判定する。その際、判定資料 (B) は参考として用い、総合判定となるよう留意する。

ただし、過年度卒業者については、判定資料 (C) を重視して合否の判定を行う。

なお、面接の結果を合否判定の資料に加えることができる。

判定資料 (A)・・・調査書の各教科の学習の記録の第 3 学年の、「国語」、「社会」、「数学」、「理科」、「外国語」の 5 教科の評定の和を 4 倍した値と、「音楽」、「美術」、「保健体育」、「技術・家庭」の 4 教科の評定の和を 7.5 倍した値との総和（総配点 250 点）による（別表 1 の評定換算表参照）

判定資料 (B)・・・調査書の各教科の学習の記録以外の諸記録を総合した資料

判定資料 (C)・・・学力検査（各教科 100 点、総配点 300 点）の結果を県教育委員会の定めた方法によって採点し、その得点をさらに 0.5 倍したものを 5/3 倍した資料

- (2) 第 3006 項(3)において評定を朱書された者については、判定資料 (C) を重視して合否の判定を行う。この場合、判定資料 (A)、(B) 及び自己申告書を参考として用い、中学校長からの副申書を勘案して、総合判定となるよう留意するものとする。
- (3) 県外からの受検者の場合等、判定資料 (A) が条件・事情を異にする場合には、適切な配慮のもとに合否の判定を行う。
- (4) 中学校卒業程度認定試験合格者については、学力検査及び文部科学省が発行する中学校卒業程度認定試験合格者に係る調査書により合否を判定する。その際、面接結果を参考として用い、総合判定となるよう留意する。
- (5) 第 7202 項のただし書きにより、調査書が提出されなかった者については、判定資料 (C) を重視して合否の判定を行う。その際、面接結果を参考として用い、総合判定となるよう留意する。

(合否判定資料の作成)

7217 合否判定資料作成グループは、判定資料 (A)、(B)、(C) 及び面接結果をもとに、合否判定委員会が必要とする資料を作成する。

なお、資料作成にコンピュータを活用する場合には、データの点検を十分行うとともに、コンピュータ及びデータ等の管理・保管に十分留意する。

(調査書の審査)

7218 調査書審査グループは、調査書の記載事項を厳正に審査し、次の判定資料を作成する。
この場合、審査の公平厳正を期するため、1 調査書につき 3 名以上が審査に当たる。

(1) 判定資料 (A)

「社会」、「理科」等学年によって分野別に学習する教科にあつては、第1、第2学年の学習の記録も十分参考にする。

(2) 判定資料 (B)

(学力検査成績の審査)

7219 学力検査成績審査グループは、判定資料 (C) を作成する。

なお、採点・点検については、別途指示する。

(面接の審査)

7220 面接グループは、審査の公平厳正を期するため、2名以上が面接に当たり、その結果に基づいて判定資料を作成する。

(合格者の決定・発表等)

7221 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定する。

7222 合格者の発表の日時は、高等学校長が決定し、その方法は校内に受検番号を掲示して行う。

なお、合否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

(中学校長の任務)

7223 中学校長は、「学年学習評定一覧表」(様式2)を志願先高等学校長に、高等学校長が定める期間に提出する。また、志願先高等学校長への提出分とは別に、県教育委員会事務局への提出分1部を作成し、神戸市立中学校長は神戸市教育長に、神戸市以外の県内公立中学校長は所管の県教育委員会教育事務所に、国立中学校長、国公立特別支援学校長、私立中学校長及び県外の中学校長は、県教育委員会事務局高校教育課長に、高等学校長が定める期間に提出する。ただし、過年度卒業者のみが出願している高等学校については提出を必要としない。

なお、県外の中学校長においては、その中学校の所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて作成したものを提出する。

また、郵送する場合は、受付最終日必着とし、書留にしなければならない。

7224 中学校長は、受検において特別措置が必要と判断される生徒がいる場合は、事前に志願先高等学校長と十分に連絡・協議を行う。

また、中学校長が特別な教育ニーズがあると認めた者については、調査書に添えて副申書(様式自由)を提出することができる。

(高等学校長の任務)

7225 高等学校長は、募集要項を作成し、その1部を平成30年11月9日(金)までに県教育委員会事務局高校教育課長に提出する。

7226 高等学校長は、願書受付期間中、毎日、その学校の志願者総数を学校内に掲示する。

7227 高等学校長は、志願者総数等を、毎日、県教育委員会事務局高校教育課長に報告しなければならない。その方法については、別途指示する。

7228 高等学校長は、合否判定についての結果を、別途指示する様式、期日により県教育委員会事務局高校教育課長に報告する。

(その他)

7229 その他必要な事項については、第1、第3、第4の1及び第4の2による。

7230 II期試験B及びIII期試験の内容・実施方法等については、当該高等学校長が定める。

第8 定時制の課程の成人特例入学者選抜実施要領

（実施学科等）

8001 成人特例入学者選抜は、定時制の課程のすべての高等学校、学科において実施する。

また、再募集においても実施する。

8002 成人特例入学者選抜により入学を許可された者の数は、学力検査による募集定員に含める。

（出願資格）

8003 成人特例入学者選抜を志願することができる者は、次のとおりとする。

(1) 平成 31 年 3 月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第 57 条及び同施行規則第 95 条に規定する者で、平成 30 年 4 月 1 日現在満 20 歳以上の者。

(2) 成人特例入学者選抜を希望する者。

（出願手続）

8004 成人特例入学者選抜を志願する者は、次の書類及び高等学校の各設置者が定める入学考査料を、2 月 22 日（金）から 2 月 26 日（火）まで（土曜・日曜を除く。）の間に、出身中学校長を経て志願先高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、14:00～19:00 とする。ただし、再募集については、第 9 による。

なお、志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は配達日指定（2 月 22 日（金）又は 2 月 25 日（月））の簡易書留にしなければならない（封筒表面に「願書在中」と朱書すること。）。また、受検票の送付用として 362 円分の切手（速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手。）を貼り、送付先を記入した返信用定形長 3 号封筒（12cm×23.5cm）を同封する。

【提出書類】

(1) 入学願書・受検票（様式 5 の A）

(2) 成人特例入学者選抜による受検届（様式 14）

(3) 写真票（様式 7）（高等学校長が必要と認める場合に限り必要。この場合、写真の大きさは、縦 40mm、横 30mm とする。）

(4) その他志願先高等学校長が必要とする書類

ただし、願書について、保護者の欄は記入を要しない。また、出身中学校長の証明に代えて中学校の卒業証明書を添付することができる。

8005 成人特例入学者選抜を志願した者に関する調査書は、提出を要しない。

（入学考査料）

8006 入学考査料は、下表に従って納入する。

設置区分	金額	納入方法
県立高等学校	950 円	兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付する（消印のあるものは無効。）。
市立高等学校	尼崎市立は 950 円 神戸市立は 300 円	志願先高等学校に現金により直接納入する。ただし、郵送による出願の場合は、入学考査料分の定額小為替を同封する。

（志願変更）

8007 志願者は、願書受付締切後、志願変更の期間内に 1 回に限り、志願校、志願課程及び志願学科を変更することができる。

このための手続は次のとおりとする。この場合、郵送は認めない。

- (1) 志願変更の取扱期間は、2 月 28 日（木）から 3 月 4 日（月）まで（土曜・日曜を除く。）とする。受付時間は、全日制については 9:00～16:30（3 月 4 日（月）は 9:00～12:00.）とし、定時制については 14:00～19:00 とする。

- (2) 志願変更する者は、志願変更願（甲）・（乙）（様式 8 の A）を、先に出願した高等学校長に提出し、所定の証明を受けた乙票及び先に提出した第 8004 項の書類（ただし、入学願書はその写し。）の返還を受けて、志願変更先の高等学校長に提出する。この際に志願変更により新たに必要となる書類がある場合には、その書類を添付して提出すること。

なお、先に出願した高等学校の受検票は、その高等学校に返還しなければならない。

- (3) 第 11101 項及び第 11201 項に該当する者は、先に出願した高等学校長から証拠書類の返還を受け、志願変更先の高等学校長に提出し、審査を受けなければならない。

- (4) 志願変更の場合の入学考査料については、第 4108 項による。

県立高等学校における定時制の課程に志願変更する場合は、改めて入学考査料を要しない。全日制の課程に志願変更する場合は、入学考査料の差額を納入する。

県立高等学校から市立高等学校に志願変更する場合及び市立高等学校から県立高等学校に志願変更する場合は、改めて入学考査料を納入する。ただし、先に納入した入学考査料は還付しない。市立高等学校間の志願変更の場合の入学考査料は、所管教育委員会の定めるところによる。

（選抜方法）

8008 成人特例入学者選抜を志願する者に対しては、それぞれの志願先高等学校において面接及び作文を実施する。ただし、学力検査については、これを行わない。

8009 面接及び作文は、当該高等学校、学科を志願する動機・理由及び志願者の学ぶ意欲等が判定できる内容とする。

なお、面接に先立って面接調査票を記入させる場合は、様式 13 に準じて各高等学校が作成する。

8010 面接及び作文の期日は 3 月 12 日（火）とし、実施時間は次のとおりとする。ただし、再募集については、第 9 による。

8：20 ～	集 合
8：30 ～ 8：40	注 意
9：00 ～ 9：50	作 文
10：00 ～	面 接

（入学者選抜実施本部の設置）

8011 各高等学校は、入学者選抜を厳正に実施する責任体制を明確にするため、入学者選抜実施本部を設ける。入学者選抜実施本部長は、高等学校長とし、入学者選抜の実施に係る業務を総括する。

8012 各高等学校の入学者選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。

8013 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長と

なり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

8014 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。

面接グループ

8015 面接グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。

（合否の判定）

8016 合否判定委員会は、当該高等学校、学科の特色や教育内容に即して、面接グループの報告に基づき合否の判定を行う。その際、学力検査による受検者の合否の判定を同時に行い、厳正かつ公平な判定となるよう配慮する。

（面接の審査）

8017 面接グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 審査の公平厳正を期するため、2 名以上が面接及び作文の審査に当たり、その結果を総合して判定資料を作成する。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

（合格者の決定・発表等）

8018 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定する。

8019 合格者の発表は、3 月 19 日（火）とし、校内に受検番号を掲示して行う。その時間は高等学校長が決定する。ただし、再募集については、第 9 による。

なお、合否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

（その他）

8020 その他必要な事項については、第 1、第 4 の 1 及び第 4 の 2 による。

第9 定時制の課程の再募集

9001 第 1009 項によって再募集を行う場合には、高等学校長は再募集に関する届（様式 15）を 3 月 19 日（火）に所管教育委員会に届け出なければならない。

9002 再募集により定時制の課程を志願する者は、次の書類及び高等学校の各設置者が定める入学検査料を、3 月 20 日（水）又は 3 月 22 日（金）に、出身中学校長を経て志願先高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、14:00～19:00 とする。

なお、志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は、配達日指定（3 月 20 日（水））の簡易書留にしなければならない（封筒表面に「願書在中」と朱書すること。）。また、受検票の送付用として 362 円分の切手（速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手。）を貼り、送付先を記入した返信用定形長 3 号封筒（12cm×23.5cm）を同封する。

【提出書類】

- (1) 入学願書・受検票（様式 5 の A）
- (2) 写真票（様式 7）（高等学校長が必要と認める場合に限り必要。この場合、写真の大きさは、縦 40mm、横 30mm とする。）
- (3) その他志願先高等学校長が必要とする書類

なお、成人特例入学者選抜を志願する者の出願書類については、第 8 による。

（入学検査料）

9003 入学検査料は、下表に従って納入する。

設置区分	金額	納 入 方 法
県立高等学校	950 円	兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付する（消印のあるものは無効。）。
市立高等学校	尼崎市立は 950 円 神戸市立は 300 円	志願先高等学校に現金により直接納入する。ただし、郵送による出願の場合は、入学検査料分の定額小為替を同封する。

9004 志願者は、願書受付締切後、志願変更の期間に 1 回に限り、志願校、志願学科を変更することができる。

このための手続は次のとおりとする。この場合、郵送は認めない。

- (1) 志願変更の取扱日は、3 月 25 日（月）又は 3 月 26 日（火）とする。受付時間は、3 月 25 日（月）は 14:00～19:00 とし、3 月 26 日（火）は、14:00～17:00 とする。
- (2) 志願変更する者は、志願変更願（甲）・（乙）（様式 8 の A）を、出身中学校長を経て、先に出願した高等学校長に提出し、所定の証明を受けた乙票及び先に提出した第 9002 項の書類（ただし、入学願書はその写し。）の返還を受けて、志願変更先の高等学校長に提出する。

なお、先に出願した高等学校の受検票は、その高等学校に返還しなければならない。

- (3) 第 11101 項及び第 11201 項に該当する者は、先に出願した高等学校長から証拠書類の返還を受け、志願変更先の高等学校長に提出し、審査を受けなければならない。

(4) 志願変更の場合の入学検査料については、第 9003 項による。

県立高等学校間の志願変更の場合は、改めて入学検査料を要しない。

県立高等学校から市立高等学校に志願変更する場合及び市立高等学校から県立高等学校に志願変更する場合は、改めて入学検査料を納入する。ただし、先に納入した入学検査料は還付しない。市立高等学校間の志願変更の場合の入学検査料は、所管教育委員会の定めるところによる。

9005 高等学校長は、志願者総数等を、毎日、県教育委員会事務局高校教育課長に報告しなければならない。その方法については、別途指示する。

9006 高等学校長は、願書・志願変更受付期間中、毎日、その学校の学科別の志願者総数を学校内に掲示する。

9007 中学校長は、志願者の調査書（様式 1）を 3 月 26 日（火）までに、志願先高等学校長に提出する。

9008 学力検査及び成人特例入学者選抜における面接等の期日は、3 月 27 日（水）とし、その時間表は次のとおりとする。

(1) 学力検査

8 : 40 ～	集 合
8 : 50 ～ 9 : 00	注 意
9 : 20 ～ 10 : 10	検 査 1
10 : 30 ～ 11 : 20	検 査 2
11 : 40 ～ 12 : 30	検 査 3

なお、検査の内容は、「国語」、「社会」、「数学」、「理科」、「英語（聞き取りテストは含まない。）」の 5 教科とし、各教科 100 点、総配点 500 点とする。

(2) 成人特例入学者選抜における面接等

8 : 40 ～	集 合
8 : 50 ～ 9 : 00	注 意
9 : 20 ～ 10 : 10	作 文
10 : 20 ～	面 接

9009 高等学校長は、別途指示する方法に従って、3 月 26 日（火）に学力検査問題を受領する。

9010 高等学校長は、学力検査問題等の関係書類を、入学者選抜事務の開始から合格者の発表までの間、厳重に保管しなければならない。その際、検査問題等の受領から採点終了までは学力検査問題等保管責任者 2 名を定める。

9011 合格者の発表は、3 月 28 日（木）までに、校内に受検番号を掲示して行う。その日時は高等学校長が決定する。

なお、合否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

9012 高等学校長は、学力検査についての調査の結果を、別途指示する様式により、4 月 4 日（木）までに県教育委員会事務局高校教育課長に報告する。

9013 高等学校長は、合格者が募集定員に満たない場合には、所管教育委員会の承認を得て、更に募集を行うことができる。ただし、合格者の決定は、4 月末日までに行う。

9014 その他必要な事項については、第 1、第 3、第 4 の 1 及び第 4 の 2 による。

第 10 通信制の課程における入学者選抜実施要領

（実施校）

10001 通信制の課程を設置し、入学者選抜を実施する高等学校は、次のとおりとする。

- (1) 県立青雲高等学校
- (2) 県立網干高等学校

（出願資格）

10002 入学を志願することができる者は、平成 31 年 3 月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第 57 条及び同施行規則第 95 条に規定する者で、次の条件を満たす者とする。

- (1) 本県の区域内に住所を有する者又はその勤務地が本県の区域内にある者。
- (2) 本県の区域内に居住を予定している者又はその勤務地を本県の区域内に予定している者。

（出願手続）

10003 志願者は、次の書類及び入学考査料を、2 月 18 日（月）から 2 月 25 日（月）まで（2 月 19 日（火）及び 2 月 23 日（土）を除く。）の間に、志願先高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、9:00～16:30（2 月 25 日（月）は 9:00～15:00。）とする。

なお、郵送による提出も可とし、その場合は、配達日指定（2 月 18 日（月）から 2 月 22 日（金）まで（2 月 19 日（火）を除く。））の簡易書留にしなければならない（封筒表面に「願書在中」と朱書すること。）。また、受検票の送付用として 362 円分の切手（速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手。）を貼り、送付先を記入した返信用定形長 3 号封筒（12cm×23.5cm）を同封する。

【提出書類】

- (1) 入学願書（兵庫県立高等学校の通信制の課程に関する規則の様式第 1 号による。）
- (2) 調査書（様式 1）
- (3) その他志願先高等学校長が必要とする書類

（入学考査料）

10004 志願者は、入学考査料として 950 円分の兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付して出願する（消印のあるものは無効。）。

（選抜方法）

10005 志願者に対しては面接を実施する。

なお、入学者選抜のための学力検査については、これを行わない。

10006 面接日及び場所については、次のとおりとする。

面接日…… 3 月 3 日（日）及び 3 月 4 日（月）

ただし、協力校においては、3 月 3 日（日）のみとする。

場 所…… 県立青雲高等学校の志願者は、県立青雲高等学校又は次の協力校のうちいずれか 1 校

県立柏原高等学校、県立洲本実業高等学校

県立網干高等学校の志願者は、県立網干高等学校又は次の協力校のうちいずれか 1 校

県立阪神昆陽高等学校、県立西脇北高等学校、県立豊岡高等学校

10007 面接は、面接グループが実施し、その方法及び時間については、高等学校長が決定する。

10008 可否の判定は、調査書その他必要な書類及び面接の結果を資料とし、これらを総合して行う。

(合格者の発表)

10009 合格者の発表の日時、方法については、高等学校長が決定する。

なお、可否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

(再募集)

10010 第 1013 項によって再募集を行う場合には、高等学校長は再募集に関する届（様式 15）を 3 月 8 日（金）までに県教育委員会に届け出なければならない。

10011 出願期間、面接日及び面接の場所は次のとおりとする。

(1) 出 願 期 間…… 3 月 18 日（月）から 3 月 22 日（金）まで（3 月 21 日（木）を除く。）

(2) 面 接 日…… 3 月 24 日（日）

(3) 面接の場所……県立青雲高等学校の志願者は、県立青雲高等学校
県立網干高等学校の志願者は、県立網干高等学校

(その他)

10012 その他必要な事項については、第 1、第 3、第 4 の 1 及び第 4 の 2 による。

第 11 特別の事情のある者の手続

1 本県に居住している者で、特別の事情のある者の入学志願手続

11101 県内の中学校卒業見込みの者及び卒業者で、本県公立高等学校全日制の課程に入学を志願する者のうち、第 4104 項等の特別の事情のある者は、「入学志願承認申請書」（様式 16）により、志願先高等学校長の承認を得なければならない。

なお、この場合、郵送は認めない。

11102 特別事情の内容、添付書類については、〔付 1－1〕による。

11103 この件に関する事務手続は、1 月 15 日（火）から 2 月 21 日（木）まで（土曜、日曜、祝日を除く。）志願先高等学校において行う。ただし、推薦入学及び特色選抜志願者の場合は、1 月 15 日（火）から 2 月 1 日（金）までとする。

また、受付時間は 9:00～16:30（2 月 21 日（木）は 9:00～12:00。）とする。

11104 前項の手続により志願先高等学校長から交付された「入学志願承認書」（様式 17）を、入学願書に添えて、志願先高等学校長に提出しなければならない。

2 県外から本県の公立高等学校全日制の課程を志願する者等の手続

11201 県外の中学校卒業見込みの者及び卒業者等で、本県公立高等学校全日制の課程に入学を志願する者は、「入学志願承認申請書」（様式 16）により、志願先高等学校長の承認を得なければならない。（別表 3 の県外からの入学志願の特例による者及び通学区域を定めない高等学校の特色選抜を除く。）

なお、この場合、郵送は認めない。

11202 特別事情の内容、添付書類については、〔付 1－2〕による。

11203 この件に関する事務手続は、1 月 15 日（火）から 2 月 21 日（木）まで（土曜、日曜、祝日を除く。）志願先高等学校において行う。ただし、推薦入学及び特色選抜志願者の場合は、1 月 15 日（火）から 2 月 1 日（金）までとする。

また、受付時間は 9:00～16:30（2 月 21 日（木）は 9:00～12:00。）とする。

11204 前項の手続により志願先高等学校長から交付された「入学志願承認書」（様式 17）を、入学願書に添えて、志願先高等学校長に提出しなければならない。

11205 第 11203 項の事務手続期間終了後に、保護者の転勤等正当な理由が生じ、本県公立高等学校全日制の課程に入学を県外から志願する者（特別出願）は、「特別出願許可申請書」（様式 18）を提出し、本県教育長の許可を受けなければならない。

なお、この場合、特別出願許可申請書及び添付書類（第 11202 項に定めるもの。）は 2 部提出（1 部は写しで可。）することとし、郵送は認めない。

11206 前項に関する事務手続は、2 月 22 日（金）から 3 月 4 日（月）まで（土曜、日曜を除く。受付時間は、9:00～17:00。ただし、3 月 4 日（月）は 9:00～12:00。）本県教育委員会事務局学事課で行うこととし、学事課長が内容を審査し、適正と認められたときは、即日申請者へ「特別出願許可書」（様式 19）を交付する。

なお、申請者は交付された特別出願許可書を、入学願書提出時に志願先高等学校長に提出しなければならない。

11207 中学校長は、次の(1)～(4)の書類を、下表に従って提出する。

書 類		月 日	時 間		提出先
			全日制	定時制	
(1)	第 4107 項の書類 (入学願書等) <郵送可>	2 月 22 日(金) 2 月 25 日(月) 2 月 26 日(火)	9:00 ～ 16:30 9:00 ～ 16:30 9:00 ～ 12:00	14:00 ～ 19:00	志 願 先 高等学校
(2)	第 4110 項の書類 (志願変更願等) <郵送不可>	2 月 28 日(木) 3 月 1 日(金) 3 月 4 日(月)	9:00 ～ 16:30 9:00 ～ 16:30 9:00 ～ 12:00		
(3)	調査書(様式 1) <郵送可>	3 月 5 日(火) 3 月 6 日(水)	9:00 ～ 16:30 9:00 ～ 16:30		
(4)	学年学習評定一覧表 (様式 2) <郵送可>	3 月 5 日(火) 3 月 6 日(水)	9:00 ～ 16:30 9:00 ～ 16:30	14:00 ～ 19:00 14:00 ～ 19:00	志 願 先 高等学校
		3 月 5 日(火) 3 月 6 日(水)	9:00 ～ 17:00 9:00 ～ 17:00		神戸市教委 各教育事務所 高校教育課

※ 第 4109 項に定める特別出願により出願する場合、(1)の書類の受付期間は、3 月 1 日(金)及び 3 月 4 日(月)、受付時間は、全日制については 9:00～16:30 とし、定時制については 14:00～19:00 とする。その際、第 4107 項(4)の入学志願承認書に代えて特別出願許可書を提出する。

11208 前項(1)～(4)の書類は、中学校長が志願先高等学校長に提出する。

前項(4)の書類は、志願先高等学校長への提出分とは別に、兵庫県教育委員会事務局への提出分 1 部を作成し、兵庫県教育委員会事務局高校教育課長に提出する。ただし、通信制の課程及び過年度卒業者のみが出願している高等学校については提出を必要としない。

なお、前項(4)の書類は、その中学校の所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて作成する。

前項(3)、(4)の書類を郵送する場合は、それぞれ受付最終日必着とし、書留にしなければならない。

第 12 本県から県外の公立高等学校を志願する者の手続

12001 本県から県外の公立高等学校に入学を志願する者は、志願先高等学校の所在する都道府県教育委員会の定めるところにより手続を行う。

12002 前項の手続により本県教育長の証明等を必要とする書類がある場合は、その書類を、各中学校が所在する地域の県教育委員会教育事務所に提出しなければならない。ただし、神戸市内に所在する各中学校の場合は、本県教育委員会事務局学事課長に提出しなければならない。この場合、郵送は認めない。

別表1 評 定 換 算 表

- 「国語」、「社会」、「数学」、「理科」、
「外国語」（5教科）
ただし、総合学科においては、
受検教科（5教科）

評 定 点	換 算 点
25	100
24	96
23	92
22	88
21	84
20	80
19	76
18	72
17	68
16	64
15	60
14	56
13	52
12	48
11	44
10	40
9	36
8	32
7	28
6	24
5	20

- 「音楽」、「美術」、「保健体育」、
「技術・家庭」（4教科）
ただし、総合学科においては、
受検教科以外（4教科）

評 定 点	換 算 点
20	150
19	142.5
18	135
17	127.5
16	120
15	112.5
14	105
13	97.5
12	90
11	82.5
10	75
9	67.5
8	60
7	52.5
6	45
5	37.5
4	30

別表2 隣接区域（第4304項関係）

- 下表に掲げる市区町に居住する者は、隣接区域にある高等学校を出願することができる。

居住市区町	隣接区域	高等学校名
神戸市北区	西宮市	鳴尾、西宮北、西宮甲山、西宮南、西宮、西宮今津、市立西宮、市立西宮東
	三田市	北摂三田、三田西陵、三田祥雲館、有馬
	三木市	三木、三木北、吉川、三木東
神戸市西区	明石市	明石、明石北、明石城西、明石清水、明石西、明石南
	三木市	三木、三木北、吉川、三木東
西宮市	神戸市北区	神戸鈴蘭台、神戸北、神戸甲北
三田市	神戸市北区	神戸鈴蘭台、神戸北、神戸甲北
明石市	神戸市西区	伊川谷北、伊川谷、神戸高塚
	淡路市	津名、淡路
淡路市	明石市	明石、明石北、明石城西、明石清水、明石西、明石南
三木市	神戸市北区	神戸鈴蘭台、神戸北、神戸甲北
	神戸市西区	伊川谷北、伊川谷、神戸高塚
高砂市	姫路市	姫路別所、姫路西、姫路飾西、姫路南、網干、家島、夢前、姫路東、香寺、市立姫路、市立琴丘、市立飾磨
姫路市	高砂市	高砂、高砂南、松陽
神河町	朝来市	生野、和田山
朝来市	神河町	神崎

別表3 県外からの入学志願の特例（第11201項関係）

- 下表に掲げる対象地域に保護者とともに居住している者は、同表に掲げる高等学校を出願することができる。ただし、複数志願選抜を実施する学科を志願した場合は、第1志望のみ志願可能とする。

対象地域	高等学校名
岡山県美作市のうち平成17年3月31日合併前の英田郡大原町及び東栗倉村	佐用
岡山県英田郡西栗倉村	

〔付 1－1〕 第 11 の 1 による特別事情について〔県内〕

特 別 事 情 の 内 容					必 要 書 類							
					A	B	C	D	E	F		
1	保護者と共に転居し、転居先の学区の高等学校を受検する場合	(1)	家屋を新築又は購入し転居			○						
		(2)	借家・社宅等へ転居				○					
		(3)	親族等の家に同居		○			○				
		(4)	空家（持家）への転居						○			
2	保護者と別居しており、転居により同居し、保護者が居住する学区の高等学校を受検する場合	(1)	保護者の居住地に転居		○							
		(2)	新たに居住地を定め転居	ア	家屋を新築又は購入する場合			○				
				イ	借家・社宅等				○			
				ウ	親族等の家に同居		○			○		
3	家庭事情等のため、本人の親族のもとに居住し通学している者が、その学区の高等学校を受検する場合									○		
4	養子縁組をしているが、実父母等のもとに居住し通学している者で、養父母先の学区の高等学校を受検する場合				中学校長が家庭事情等を説明する副申書							
5	上記に当てはまらない場合		志願しようとする高等学校に事前に連絡									

<承認申請に必要な添付書類一覧>

A・・・ 転居先住所の表示がある公共料金（ガス、水道）等の領収書（写）、または通知書（写）
（3か月以内のもの）

B・・・ 転居先及び平成 31 年 4 月 7 日までに転居できることを証明する書類（建築物確認済証（写）、入居決定通知書（写）、売買契約書（写）、家屋の登記事項証明書のうちいずれか）
ただし、住宅建築事情等によりやむを得ない場合は、8 月 31 日までとする。

C・・・ 転居先及び平成 31 年 4 月 7 日までに転居できることを証明する書類（家屋賃貸証明書、使用賃借証明書、家屋賃貸契約書（写）、入居決定通知書（写）のうちいずれか）

D・・・ 親族等の同居承諾書

E・・・ 固定資産税納付書（写）又は家屋の登記事項証明書
なお、持家を他人に賃貸中の場合は、平成 31 年 4 月 6 日までに退居する旨の賃借者の承諾書

F・・・ 養育依頼書及び承諾書
ただし、親権者からの依頼が難しい場合は、中学校長が家庭事情等を説明する副申書

※ 上記の添付書類で（写）としている書類の場合は、確認のためにその原本も持参すること。
※ 推薦入学・特色選抜と学力検査を同じ学校に出願する者が、同一日に申請手続きを行う場合は、原本を必要とする添付書類について、1 部はコピーで可とする。

〔付 1－2〕 第 11 の 2 による特別事情について〔県外〕

特 別 事 情 の 内 容					必 要 書 類								
					A	B	C	D	E	F	G		
1	保護者と共に転居し、転居先の県内の高等学校を受検する場合	(1)	家屋を新築又は購入し転居		○		○						
		(2)	借家・社宅等へ転居		○			○					
		(3)	親族等の家に同居		○	○			○				
		(4)	空家（持家）への転居		○					○			
2	保護者と別居しており、転居により保護者が居住する県内の高等学校を受検する場合	(1)	保護者の居住地に転居		○	○							
		(2)	新たに居住地を定め転居	ア	家屋を新築又は購入する場合		○		○				
				イ	借家・社宅等		○			○			
				ウ	親族等の家に同居		○	○			○		
3	外国に居住しているが、帰国により県内の高等学校を受検する場合	(1)	保護者と共に帰国	・ 上記 1 に同じ （ただし、住民票記載事項証明書は除く） ・ 在留先・在留期間を証明する書類 （海外在留証明書、会社が発行する辞令等）									
		(2)	本人のみの帰国									○	
4	県内に保護者と共に居住し県外の中学校へ通学している者及び中学校卒業程度認定試験合格者が県内の高等学校を受検する場合				○								
5	養子縁組をしているが、県外の実父母等のもとに居住し通学している者で、養父母先の県内の高等学校を受検する場合				・ 本人・養父母の住民票記載事項証明書 （様式 6） ・ 中学校長が家庭事情等を説明する副申書								
6	上記に当てはまらない場合			志願しようとする高等学校に事前に連絡									

＜承認申請に必要な添付書類一覧＞

- A・・・ 本人及び保護者の現住所の住民票記載事項証明書（様式 6）
 （平成 30 年 12 月 1 日以降に、市（町）長の証明を受けたもの）
- B・・・ 転居先住所の表示がある公共料金（ガス、水道）等の領収書（写）、または通知書（写）
 （3 か月以内のもの）
- C・・・ 転居先及び平成 31 年 4 月 7 日までに転居できることを証明する書類（建築物確認済証（写）、入居決定通知書（写）、売買契約書（写）、家屋の登記事項証明書のうちいずれか）
- D・・・ 転居先及び平成 31 年 4 月 7 日までに転居できることを証明する書類（家屋賃貸証明書、使用賃借証明書、家屋賃貸契約書（写）、入居決定通知書（写）のうちいずれか）
- E・・・ 親族等の同居承諾書
- F・・・ 固定資産税納付書（写）又は家屋の登記事項証明書
 なお、持家を他人に賃貸中の場合は、平成 31 年 4 月 6 日までに退居する旨の賃借者の承諾書
- G・・・ a 在留先・在留期間を証明する書類（会社が発行する辞令等）
 b 身元引受依頼書及び承諾書
 c 身元引受人の住民票記載事項証明書（様式 6）

※ 上記の添付書類で（写）としている書類の場合は、確認のためにその原本も持参すること。

※ 推薦入学・特色選抜と学力検査を同じ学校に出願する者が、同一日に申請手続きを行う場合は、原本を必要とする添付書類について、1 部はコピーで可とする。

〔付 2〕書類作成上の一般的注意

- 1 文字は楷書で書くこと。
- 2 文字を訂正又は追加したときは、訂正又は追加箇所に中学校長の私印を押すこと。
なお、受検者又は保護者が自書した箇所の訂正又は追加については、受検者又は保護者の私印でもよい。
- 3 記入した文字を消すときは、二重線を引き、その上に中学校長の私印を押すこと。
なお、受検者又は保護者が自書した文字を消すときは、受検者又は保護者の私印でもよい。
- 4 全日制の課程・定時制の課程、生年月日の年号、卒業・卒業見込み等については、該当する項目を○で囲むか、不要な項目を削除又は二重線を引く等、適切に記入すること。

〔付 3〕学年学習評定一覧表（様式 2）の在籍者等の欄の記入例

	5段階評定をした数 A	5段階評定をしなかった数 B	在 籍 者 数 C = A + B	5段階評定をした後 転入出した数 D	現 在 籍 者 数 E = C + D
通常の学級	男129名 女131名	男 2名 女 1名	男131名 女132名	男+1名 女-1名	男132名 女131名
特別支援学級	男 1名 女 0名	男 1名 女 2名	男 2名 女 2名	男 0名 女 0名	男 2名 女 2名
休学その他		男 0名 女 1名	男 0名 女 1名		男 0名 女 1名

- (1) 在籍のまま施設等に入っている生徒の場合は、「休学その他」の欄に記入する。
- (2) 「特別支援学級」、「休学その他」の欄は、通常の学級の外数として記入する。
- (3) D欄は5段階評定をした後の転入出について記入するもので、転入者数に「+」、転出者数に「-」をつけて、それぞれ男女別に記入する。

〔付 4〕入学者選抜に関する問い合わせ先

- 1 入学志願承認申請書及び特別出願許可申請書について

県教育委員会事務局 学事課	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 電話 078-341-7711 内線 5676、5677
志願先高等学校	—

- 2 調査書、学年学習評定一覧表等について

所 管 教 育 事 務 所	阪 神 教 育 事 務 所 教育振興課	〒662-0854 西宮市櫛塚町2番28号 電話 0798-39-6153
	播 磨 東 教 育 事 務 所 教育振興課	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97番地の1 電話 079-421-9249
	播 磨 西 教 育 事 務 所 教育振興課	〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地 電話 079-281-9585
	但 馬 教 育 事 務 所 教育振興課	〒668-0025 豊岡市幸町7番11号 電話 0796-26-3774
	丹 波 教 育 事 務 所 教育振興課	〒669-2341 篠山市郡家451番地2 電話 079-552-7486
	淡 路 教 育 事 務 所 教育振興課	〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4番5号 電話 0799-26-3205
	神 戸 市 教 育 委 員 会 学校教育課	〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話 078-331-8181
	県教育委員会事務局 高校教育課	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 電話 078-341-7711 内線 5736、5745

〔付5〕

平成 31 年 度
兵庫県公立高等学校入学志願手続等に関する期限等の一覧表

1 推薦入学及び特色選抜等に関するもの

事項 \ 項目	期 限	作成者又は 発 行 者	提出先又は通知先
各高等学校募集要項	平成30年11月 9 日(金)	各 高 等 学 校 長	県教委高校教育課長
県外、県内からの入学 志願承認申請の手続	自 1 月15日(火) 至 2 月 1 日(金)16:30まで	志 願 者	当 該 高 等 学 校 長
願書受付、志願理由書	自 2 月 4 日(月) 至 2 月 6 日(水)12:00まで	志 願 者 か ら 中 学 校 長 経 由	当 該 高 等 学 校 長
推薦書及び調査書	自 2 月 4 日(月) 至 2 月 6 日(水)12:00まで	各 中 学 校 長	当 該 高 等 学 校 長
志願者数報告、掲示	願書受付期間中	各 高 等 学 校 長	県教委高校教育課長
面接・適性検査等	2 月15日(金) ※一部の学科は2 月16日(土)も (備考参照)		
合 格 者 の 発 表	2 月20日(水) 14:00～15:00 (備考参照)	各 高 等 学 校 長	合 格 者 当 該 中 学 校 長
志願者数、受検者数 及び合格者数報告	2 月27日(水)	各 高 等 学 校 長	県教委高校教育課長
調 査 報 告	2 月27日(水)	各 高 等 学 校 長	県教委高校教育課長
学年学習評定一覧表	自 3 月 5 日(火) 至 3 月 6 日(水) 神戸市教委、各教育事務所は 17:00まで 志願先高等学校全日制は16:30 まで、定時制は19:00まで	神戸市立中学校長	当該高等学校長及び 神 戸 市 教 育 長
		県内公立中学校長	当該高等学校長及び 各 教 育 事 務 所 長
		国立・私立中学校長 国公立特別支援学校長 県 外 中 学 校 長	当該高等学校長及び 県教委高校教育課長
	3 月11日(月)	神 戸 市 教 育 長 各 教 育 事 務 所 長	県教委高校教育課長

備考 2 月 16 日(土)に面接・適性検査等を実施する学科等の一覧

学 校	学科等	面接・適性検査等	合格者の発表
県立西宮高等学校	音 楽	2 月 15 日(金)・16 日(土)	2 月 20 日(水)
県立宝塚北高等学校	演 劇	2 月 16 日(土)	

2 学力検査に関するもの

項目 事項	期 限	作 成 者 又 は 発 行 者	提出先又は通知先
各高等学校募集要項	平成 30 年 11 月 9 日(金)	各 高 等 学 校 長	県教委高校教育課長
県外、県内からの入学 志願承認申請の手續	自 1 月 15 日(火) 至 2 月 21 日(木)12:00 まで	志 願 者	当 該 高 等 学 校 長
特別出願許可申請の手續 (入学志願承認済の者は不要)	自 2 月 22 日(金) 至 3 月 4 日(月)12:00 まで	志 願 者	県 教 委 学 事 課 長
願 書 受 付	自 2 月 22 日(金) 至 2 月 26 日(火)12:00 まで (定時制は 19:00 まで) 特別出願 自 3 月 1 日(金) 至 3 月 4 日(月)16:30 まで (定時制は 19:00 まで)	志 願 者 か ら 中 学 校 長 経 由	願書提出先高等学校長
志 願 変 更 受 付	自 2 月 28 日(木) 至 3 月 4 日(月)12:00 まで (定時制は 19:00 まで)	志 願 者 か ら 中 学 校 長 経 由	願書提出先高等学校長
志願者数報告、掲示	願書・志願変更受付期間中	各 高 等 学 校 長	県教委高校教育課長
調 査 書	自 3 月 5 日(火) 至 3 月 6 日(水)16:30 まで (定時制は 19:00 まで)	各 中 学 校 長	当 該 高 等 学 校 長
学年学習評定一覧表	自 3 月 5 日(火) 至 3 月 6 日(水) 神戸市教委、各教育事務所は 17:00まで	神戸市立中学校長	当該高等学校長及び 神 戸 市 教 育 長
	志 願 先 高 等 学 校 全 日 制 は 16:30 まで、定時制は 19:00 ま で	県内公立中学校長	当該高等学校長及び 各 教 育 事 務 所 長
		国立・私立中学校長 国公立特別支援学校長 県 外 中 学 校 長	当該高等学校長及び 県教委高校教育課長
	3 月 11 日(月)	神 戸 市 教 育 長 各 教 育 事 務 所 長	県教委高校教育課長
問 題 受 領	3 月 11 日(月)		各 高 等 学 校 長
学 力 検 査	3 月 12 日(火)		
総合学科の実技検査	3 月 13 日(水)		
合 格 者 の 発 表	3 月 19 日(火)	各 高 等 学 校 長	合 格 者
学力検査調査報告	3 月 25 日(月)	各 高 等 学 校 長	県教委高校教育課長

※ 1 定時制の課程の再募集の日程

願 書 受 付	3 月 20 日(水)・3 月 22 日(金)	志 願 変 更	3 月 25 日(月)・3 月 26 日(火)
学 力 検 査	3 月 27 日(水)	合格者の発表	3 月 28 日(木)まで

※ 2 多部制における募集及び通信制の課程の募集については本文による。

平成 31 年度 兵庫県公立高等学校入学者選抜の主な日程

推薦入学及び特色選抜等に関するもの	月 日 等	学力検査に関するもの
各高等学校募集要項 県外・県内からの入学志願承認申請の手続	11月 9日(金) 提出先 志願先高等学校 ↑ 1月15日(火)から ↓ 2月21日(木)12時まで (推薦入学及び特色選抜は 2月1日(金)16時30分まで) 提出先 県教育委員会学事課 ↑ 2月22日(金)から ↓ 3月 4日(月)12時まで	各高等学校募集要項 県外・県内からの入学志願承認申請の手続 特別出願許可申請の手続
願 書 受 付 面接・適性検査等 合 格 者 の 発 表	↑ 2月 4日(月)9時から ↓ 2月 6日(水)12時まで 2月15日(金) ※一部の学科は2月16日(土) 2月20日(水)14時～15時	
	↑ 2月22日(金)から ↓ 2月26日(火)12時まで ※定時制は 19 時まで ↑ 2月28日(木)から ↓ 3月 4日(月)12時まで ※定時制は 19 時まで 3月12日(火) 3月13日(水) 3月19日(火)	願 書 受 付 志 願 変 更 受 付 学 力 検 査 総合学科の実技検査 合 格 者 の 発 表
	↑ 3月20日(水)または ↓ 3月22日(金)19時まで ↑ 3月25日(月)または ↓ 3月26日(火)17時まで 3月27日(水) 3月28日(木)まで	定時制再募集 願 書 受 付 志 願 変 更 受 付 学 力 検 査 合 格 者 の 発 表

多部制(Ⅰ期試験、Ⅱ期試験A)については、当該高等学校の募集要項を参照してください。

平成 31 年 度

兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱

〔 様 式 集 〕

兵庫県教育委員会

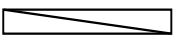
目 次

(様式 1)	調 査 書	p 1
(様式 2)	学年学習評定一覧表	p 2
(様式 3)	(中学校長からの) 副申書	p 3
(様式 4)	自己申告書	p 4
(様式 5 の A)	入学願書・受検票	p 5
(様式 5 の B)	入学願書・受検票	p 7
(様式 6)	住民票記載事項証明書	p 10
(様式 7)	写真票	p 11
(様式 8 の A)	志願変更願 (甲) (乙)	p 12
(様式 8 の B)	志願変更願 (甲)・志願変更願受理書	p 13
(様式 9)	「英語」の聞き取りテストにおける特別措置願	p 14
(様式 10)	総合学科実技検査教科届・写真票	p 15
(様式 11)	志願理由書	p 16
(様式 12)	推 薦 書	p 17
(様式 13)	面接調査票	p 18
(様式 14)	成人特例入学者選抜による受検届	p 19
(様式 15)	再募集に関することについて (届出)	p 20
(様式 16)	入学志願承認申請書	p 21
(様式 17)	入学志願承認書	p 22
(様式 18)	特別出願許可申請書	p 23
(様式 19)	特別出願許可書	p 24

調 査 書

(様式1)

課程・学科	全日制・定時制・通信制				科	受検番号	
志願者名 ふりがな	性 別 () 昭和・平成 年 月 日生				学 歴	昭和・平成 年 月 日 中学校入学	
						昭和・平成 年 月 日 中学校卒業・卒業見込み	
各 教 科 の 学 習 の 記 録					出 欠 の 記 録		
評 定	教 科	1 年	2 年	3 年	学 年	欠 席 日 数	欠 席 の 主 な 理 由
	国 語				第1学年	日	
	社 会						
	数 学				第2学年	日	
	理 科						
	音 楽				第3学年	日	
	美 術						
	保 健 体 育				特 別 活 動 の 記 録 等		
	技 術 ・ 家 庭						
	外 国 語						
参 考 事 項							
上記の記載事項に誤りのないことを証明する。					平成 年 月 日		
中学校名							
校 長 名					印		

- ※ 用紙はA4判縦長とし、中学校が上記の様式により作成する。
- ※ 「課程・学科」欄には、課程、学科（コース）の名称を記入する。
(例)「全日制 普通科（〇〇コース）」、「多部制〇〇科〇〇部」、「全日制〇〇群」など。
- ※ 「課程・学科」、「志願者名」、「学歴」欄は、該当する項目を○で囲むか、不要な項目を削除または二重線を引く等、適切に記入すること。
- ※ 記入事項のない欄には  のように斜線を引く。
- ※ この様式によりがたい場合は、県教育委員会と協議のうえ、様式を一部変更することができる。

(様式2)

学 年 学 習 評 定 一 覧 表

〇〇立〇〇中学校第3学年

	5段階評定をした数 A	5段階評定をしなかった数 B	在 籍 者 数 C = A + B	5段階評定をした 後転入出した数D	現 在 籍 者 数 E = C + D
通常の学級	男 名 女 名	男 名 女 名	男 名 女 名	男 名 女 名	男 名 女 名
特別支援学級	男 名 女 名	男 名 女 名	男 名 女 名	男 名 女 名	男 名 女 名
休学その他		男 名 女 名	男 名 女 名		男 名 女 名

(通常の学級用、特別支援学級用)

教科 評定		国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保 健 体 育	技 術 ・ 家 庭	外 国 語	合 計 (人 数)	学習の評定合計の人数分布			
												評 定 合 計	人 数	評 定 合 計	人 数
与 え た 人 数 の 計	5											45		25	
												44		24	
												43		23	
	4											42		22	
												41		21	
												40		20	
	3											39		19	
												38		18	
												37		17	
	2											36		16	
												35		15	
												34		14	
	1											33		13	
												32		12	
												31		11	
	合 (人 数 計)											30		10	
												29		9	
												28		合 計	
												27			
												26			

平成 年 月 日

〇〇立〇〇中学校長 校長名



調査書作成委員会

委員

委 員 名

委 員 名

委 員 名

委 員 名

委 員 名

委 員 名

備 考

- 特別支援学級から志願する者のある場合は、通常の学級、特別支援学級ごとに、それぞれ作成すること。
特別支援学級から志願する者のない場合は、特別支援学級の学年学習評定一覧表を要しない。
 - 「調査書作成委員会委員」の欄には、すべての委員名を書くこと。
 - 委員のうち、学級担任は、学級名を委員名の頭に（ ）をつけて記入すること。ただし、1 学年 1 学級のときは（○）と記入すること。
 - 県外の中学校から出願する場合には、その所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて作成したものを提出する。
- ※ 用紙はA 4 判縦長とし、中学校が上記の様式により作成する。

(様式3)

副 申 書

平成 年 月 日

兵庫県立(〇〇市立)〇〇高等学校長 様

〇〇立〇〇中学校長 校長名



次の者について、調査書の「各教科の学習の記録」の評定を選抜要綱第3006項(2)に基づいて
行うことが困難な事情等を、次のとおりお知らせします。

(ふりがな)
志願者名

平成 年 月 日生 性別()

※ 用紙の大きさはA4判縦長とし、中学校が上記の様式により作成する。

(様式4)

自 己 申 告 書

年 月 日

兵庫県立（〇〇市立）〇〇高等学校長 様

中 学 校 名

志 願 者 名

私は、貴校の志願に当たり、次のとおり申告します。

志願者の記入欄

志願の動機・理由、自分の長所や努力したことがら、高校生活への抱負など

中学校長経由証印

平成 年 月 日

〇〇立〇〇中学校長 校長名

印

- ※ 用紙の大きさはA4判縦長とし、中学校が上記の様式により作成する。
- ※ 「志願者の記入欄」への記入については、本人の自筆とする。

(様式5のA) おもて

受検番号

※

ふりがな
志願者名
生年月日

出身
中学校
性別

立

志願者
保護者名

〒

現住所

〒

※

※

立

高等学校長 様

年 月 日

入 学 願 書

ふりがな
志願者名

ふりがな
保護者名

私は、貴校に入学したいので、志願します。

志願課程名

全日制・定時制

志願学科名

※

志願者

現住所

生年月日

年 月 日

性別

出身中学校

立

中学校

(年 月 卒業・卒業見込み)

保護者

現住所
(志願者と同じ場合は「同上」と記入)

〒

電話番号

()

〒

立

中学校長

校長名

印

平成 年 月 日

立

裏面の注意事項をよく読んで記入してください。

受検票

〇〇高等学校〇〇〇課程

ふりがな
志願者名

年 月 日生 性別 ()

志願学科名

受検番号

※

出身中学校名

立

中学校

※

受付印
(入学検査料・願取日付印)

〒

現住所

1 学力検査日 平成 年 月 日 ()

2 学力検査の時間表

8:20	集 合
8:30 ~ 8:40	注 意
9:00 ~ 9:50	国 語
10:05 ~ 10:55	数 学
11:10 ~ 12:00	社 会
	[昼 食]
12:50 ~ 13:40	理 科
13:55 ~ 14:45	英 語

* 昼食の時間も校舎の外には出られません。

- 5 -

3 持ってくる物

受検票、筆記用具（鉛筆またはシャーペン、消しゴム）、直定規、コンパス、腕時計、昼食、水筒、上履き、靴を入れる袋。

4 注意事項

(1) 持ち込みできない物

下敷き、筆箱、三角定規、分度器、計算機（時刻表示付きを含みます）、分度器・計算機等が付いた定規、計算機や辞書機能等が付いた時計等、携帯電話、その他受検に必要ないもの。

所持していることが判明した場合、不正行為とみなすことがあります。

(2) 各検査開始後10分以内の運動の場合においては受検を認めませんが、検査時間の延長は行いません。

(3) この受検票は検査日に必ず持参してください。忘れた場合は、事務室へ申し出て再交付を受けてください。

また、合格者発表日の月日（○）にも必ず持参してください。

合格後もこの受検票は必要ですので、紛失しないよう大切に保管してください。

入学願書・受検票記入に当たっての注意事項

1 全日制高等学校を志願する場合は、通学区域が定められています。

① 志願者及び保護者の住所がある通学区域の高等学校を志願してください。

② 原則として平成○○年4月7日までに転居することが予定されている場合は、転居先の通学区域の高等学校を志願してください。

なお、志願者及び保護者の住所がある通学区域以外の高等学校を志願する場合は、別に手続が必要となりますので、願書提出時までに所定の手続を済ませてください。

2 楷書で正確に記入してください。また、記入には黒のボールペンを使用してください。

3 ※印欄は、記入しないでください。

4 志願課程名の「全日制・定時制」、「卒業・卒業見込み」は、どちらかの文字を○で囲んでください。

5 生年月日等は、昭和・平成または、西暦で記入してください。

6 「志願学科名」の欄には、普通科、商業科、機械科、園芸科、家政科などを記入してください。

7 志願者の現住所は、丁目、番地まで記入し、数字は算用数字を用いてください。なお、例えば1丁目2番3号を、1-2-3のように省略して構いません。

8 保護者の現住所が志願者と同じ場合、保護者現住所の欄には「同上」と記入してください。

9 入学志願承認書又は特別出願許可書を添付する場合は、中学校長の証明は不要です。

10 入学願書・受検票は、折り曲げたり、切り離したりしないでください。

11 入学検査料相当額（○○○円分）の兵庫県収入証紙を購入し、右欄に貼り付けてください。

兵庫県収入証紙貼付欄

※国の収入印紙は無効
※消印のあるものは無効
※金額に過不足がないよう留意すること

入学願書・受検票の作成について（注意事項）

- 1 単独選抜の各高等学校においては、様式5のAに準じて入学願書・受検票を作成する。
- 2 用紙はA4判横長とし、紙厚は適当なものとする。
- 3 推薦入学の場合は、「入学願書」を「推薦入学願書」、「志願学科名」を「推薦入学願書・コース・課程名」と書き換える。また、特色選抜の場合は、「入学願書」を「特色選抜入学願書」、連携型中高一貫教育における入学者選抜の場合は、「入学願書」を「連携型入学者選抜入学願書」と書き換える。
- 4 全日制の課程あるいは定時制の課程のみの学校、普通科のみの学校については、「全日制」又は「定時制」、「志願課程名」の欄には「普通科」と記載する。
- 5 受検票の学力検査日、時間表等は各高等学校で必要に応じて記載する。

(様式5のB) おもて

受検番号	ふりがな 志願者名		出身 中学校 性別	志願者 保護者名	現住所
	生年月日				
	年 月 日				
※			立	〒	※

入学願書

年 月 日

立 高等学校長 様

(ふりがな)
志願者名

(ふりがな)
保護者名

私は、貴校に入学したいので、志願します。

志願課程名		全 日 制	受検番号	※
志願者	現住所	〒 -	生年月日	年 月 日
	性別			
保護者	現住所 (志願者と同じ場合は「同上」と記入)	〒 -	出身中学校	立 中学校
	電話番号	() -	(年 月 卒業・卒業見込み)	
志望校 (学科はどちらかを○で囲む)	第1志望	立	高等学校 (学科 普通科・総合学科)	
	第2志望 (無い場合は欄に○)	立	高等学校 (学科 普通科・総合学科)	
第1志望が総合学科の場合 (どちらかを○で囲む)		学力検査のみ	実技検査 (実技検査を希望する場合は別途届が必要)	

上記の入学願書は、平成 年度兵庫県公立高等学校入学希望者選抜要綱の趣旨に照らし、適当であると認めます。

平成 年 月 日 立 中学校長 校長名 印

裏面の注意事項をよく読んで記入してください。

受検票	
第〇学区複数志願選抜管理委員会 全日制課程	
(ふりがな) 志願者名	
年 月 日生 性別 ()	
※ 受検番号	
出身中学校名	
立	
中学校	
現住所	受付印 (入学希望料・願取日付印)
〒 -	※
第1志望高等学校 (受検会場)	
立 高等学校	

1 学力検査日 平成 年 月 日 ()

2 学力検査の時間表

8:20	集合
8:30 ~ 8:40	注意
9:00 ~ 9:50	国語
10:05 ~ 10:55	数学
11:10 ~ 12:00	社会
[昼 食]	
12:50 ~ 13:40	理科
13:55 ~ 14:45	英語

* 昼食の時間も校舎の外には出られません。

3 実技検査 (総合学科のみの志望で希望者が対象)

(1) 検査日 平成 年 月 日 ()

(2) 集合時間 午前 時 分

(3) 実施場所

教科	受検教科	場所
音楽		県立〇〇高等学校
美術		県立〇〇高等学校
保健体育		県立〇〇高等学校
技術・家庭		県立〇〇高等学校

* 「受検教科」 受検する教科に○をつける

4 持ってくる物

受検票、筆記用具（鉛筆またはシャープペンシル・消しゴム）、直定規、コンパス、腕時計、昼食、水筒、上履き、靴を入れる袋。
(実技検査については別紙参照)

5 注意事項

- (1) 持ち込みできない物
下敷き、筆箱、三角定規、分度器、計算機（時刻表示付きを含みます）、分度器・計算機等が付いた定規、計算機や辞書機能等が付いた時計等、携帯電話、その他受検に必要なもの。
所持していることが判明した場合、不正行為とみなすことがあります。
- (2) 各検査開始後10分以内の遅刻の場合においては受検を認めますが、検査時間の延長は行いません。
- (3) この受検票は検査日に必ず持参してください。忘れられた場合は、事務室へ申し出て再交付を受けてください。
また、合格者発表日の 月 日（○）にも必ず持参してください。
合格後もこの受検票は必要ですので、紛失しないよう大切に保管してください。

入学願書・受検票記入に当たっての注意事項

- 1 この書類は、第○学区で複数志願選抜を実施する全日制課程高等学校の共通願書です。
- 2 全日制高等学校を志願する場合は、通学区域が定められています。
- ① 志願者及び保護者の住所がある通学区域の高等学校を志願してください。
- ② 原則として平成○○年4月7日までに転居することが予定されている場合にあっては、転居先の通学区域の高等学校を志願してください。なお、志願者及び保護者の住所がある通学区域以外的高等学校を志願する場合は、別に手続きが必要となりますので、願書提出時までに所定の手続を済ませてください。
- 3 楷書で正確に記入してください。また、記入には黒のボールペンを使用してください。
- 4 ※印欄は、記入しないでください。
- 5 志願者の現住所は、丁目、番地まで記入し、数字は算用数字を用いてください。なお、例えば1丁目2番3号を、1-2-3のように省略して構いません。
- 6 生年月日等は、昭和・平成または、西暦で記入してください。
- 7 「卒業・卒業見込み」は、どちらかの文字を○で囲んでください。
- 8 保護者の現住所が志願者と同じ場合、保護者現住所の欄には「同上」と記入してください。
- 9 第1志望、第2志望については、志望する高等学校名を記入し、学科の「普通科・総合学科」はどちらかの文字を○で囲んでください。なお、第2志望校がない場合は、必ず「無」を○で囲んでください。
- 10 入学志願承認書又は特別出願許可書を添付する場合は、中学校長の証明は不要です。
- 11 入学願書・受検票は、折り曲げたり、切り離したりしないでください。
- 12 県立高等学校が第1志望の場合は、入学検査料相当額（2,200円分）の兵庫県収入証紙を購入し、右欄に貼り付けてください。

兵 庫 県
収 入 証 紙
貼 付 欄

(県立高等学校が
第1志望の場合)

※国の収入印紙は無効
※消印のあるものは無効
※金額に過不足がないよう
留意すること

入学願書・受検票の作成について（注意事項）

- 1 複数志願選抜においては、様式5のBにより学区ごとに入学願書・受検票を作成する。
- 2 用紙はA4判横長とし、紙厚は適当なものとす。

●記入上の注意

[illegible]

(様式6)

住 民 票 記 載 事 項 証 明 書

世 帯 主 氏 名		住 所	
世帯主との続柄		氏 名	生 年 月 日
1			年 月 日
2			年 月 日

上記の事項は住民票に記載のあることを証明する。

平成 年 月 日

市（町）長



備 考

- (1) 上記の様式に記入する内容をすべて満たしていれば、各市町で発行する住民票記載事項証明書でもよい。ただし、個人番号（マイナンバー）は記載しないこと。
- (2) 「1」の欄には志願者の保護者について、「2」の欄には志願者について、それぞれ世帯主との続柄、氏名及び生年月日を記入する。
- (3) 平成30年12月1日以降に、市（町）長の証明を受けたものであること。
- (4) 新しい住居表示が施行されたため、住民票記載事項証明書の住所と入学願書の住所とが異なる場合は、その事実を証明するものを添付すること。

(様式 7)

写 真 票	
〇〇立〇〇高等学校〇〇課程	
写真欄 ・上半身正面、無帽 ・最近 3 か月以内に撮影したもの ・縦 40mm、横 30mm ・カラー・白黒を問わない ・写真の裏に在学（又は出身）中学校名及び志願者名を記入して貼付すること	
(ふりがな) 志願者名	
年 月 日生 性別 ()	
出身中学校名	受検番号
立 中学校	※

※ 用紙はA 4 判横長の 3 分の 1 とし、紙厚は適当なものとする。
上記の様式により、高等学校が作成する。

(様式8のA)

兵庫県収入証紙 貼付欄

- ・市立高等学校から県立高等学校へ志願変更する場合は以下の金額分を貼る。
全日制課程：2,200円 定時制課程：950円
- ・県立高等学校の定時制課程から全日制課程へ志願変更する場合は差額（1,250円）分を貼る。
国の収入印紙は無効
- ・消印のあるものは無効
- ※県立高等学校から市立高等学校へ志願変更する場合は直接現金で納付する。

志願變更願(乙)

志願者の 出身校	立 業 中学校 卒業見込み
(ふりがながな) 志願者名	性別 年 月 日生 ()
先に出願 した学校 課程学科 受検番号	立 業 高等学校 全日制 科 定時制 番 番

先に、上記のように入学願書を提出しましたが、志願変更したいので、許可くださるようお願いいたします。

志願課程名	全日制 の課程 定時制	志願学科名	
総合学科の場合(どちらかを○で囲む)		学力検査のみ	実技検査

立 年 月 日 高等学校長 様

志願者	住所	
	志願者名	
保護者	住所	
	保護者名	

上の願書は、平成 年度兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱の趣旨に照らし、適当であると認めます。

平成 年 月 日 中学校長

上の志願者の志願変更願（甲）を受理したことを証明します。

平成 年 月 日 立 高等 学校 長

※用紙はA4判横長とし、中学校が上記様式により作成する。

※複数志願選抜実施校から志願変更する場合は、乙票の「先に出願した学校課程学科受
検番号」の欄に複数志願選抜における第1志望校についてのみ記載する。

(様式 8 の B) (複数志願選抜の第 2 志望校の変更)

志 願 変 更 願 (甲) 第 1 志 望 校 高等学校長あて																																																	
受 検 番 号		志 願 者 名																																															
① 課 程	全 日 制	性 別 年 月 日 生 ()																																															
② 学 科	普 通 科 ・ 総 合 学 科																																																
③ 番 号																																																	
変 更 前	第 2 志 望 校 (無い場合は 無を○で囲む)	立	高 等 学 校 (普 通 科 ・ 総 合 学 科)				無																																										
変 更 後	第 2 志 望 校 (無い場合は 無を○で囲む)	立	高 等 学 校 (普 通 科 ・ 総 合 学 科)				無																																										
第 1 志 望 が 総 合 学 科 の 場 合 (ど ち ら か を ○ で 囲 む)		学 力 検 査 の み		実 技 検 査																																													
先に、貴校に入学願書を提出しましたが、上記のように志願変更したいので、許可くださるようお願いいたします。 年 月 日 立 高 等 学 校 校 長 様 <table><tr><td>志 願 者</td><td>住 所</td><td colspan="8"></td></tr><tr><td></td><td>志 願 者 名</td><td colspan="8"></td></tr><tr><td>保 護 者</td><td>住 所</td><td colspan="8"></td></tr><tr><td></td><td>保 護 者 名</td><td colspan="8"></td></tr></table>										志 願 者	住 所										志 願 者 名									保 護 者	住 所										保 護 者 名								
志 願 者	住 所																																																
	志 願 者 名																																																
保 護 者	住 所																																																
	保 護 者 名																																																
上の願書は、平成 年度兵庫県公立高等学校入学選抜要綱の趣旨に照らし、適当であると認めます。 平成 年 月 日 立 中 学 校 校 長 印																																																	

切 取 り 線

志 願 変 更 願 受 理 書									
受 検 番 号		志 願 者 名							
① 課 程	全 日 制	性 別 年 月 日 生 ()							
② 学 科	普 通 科 ・ 総 合 学 科								
③ 番 号									
変 更 前	第 2 志 望 校 (無い場合は 無を○で囲む)	立	高 等 学 校 (普 通 科 ・ 総 合 学 科)				無		
変 更 後	第 2 志 望 校 (無い場合は 無を○で囲む)	立	高 等 学 校 (普 通 科 ・ 総 合 学 科)				無		
第 1 志 望 が 総 合 学 科 の 場 合 (ど ち ら か を ○ で 囲 む)		学 力 検 査 の み		実 技 検 査					
上の志願者の志願変更願 (甲) を受理したことを証明します。 平成 年 月 日 立 高 等 学 校 校 長 印									

※用紙は A 4 判横長とし、中学校が上記様式により作成する。

(様式9)

「英語」の聞き取りテストにおける特別措置願

平成 年 月 日

兵庫県立(〇〇市立) 〇〇高等学校長 様

志願者名

保護者名

次の理由により、聞き取りテストに関して、特別の措置をお願いします。

理 由

障害の程度

志願課程等

課 程	学 科

上記の事情に相違ありません。

〇〇立〇〇中学校長 校長名



- 備考 (1) 「障害の程度」は〇〇デシベル等と具体的に記入する。
(2) 学科名は、専門教育を主とする学科については、小学科名を記入する。
※ 用紙の大きさはA4判縦長とし、中学校が上記の様式により作成する。

総合学科実技検査教科届

私は、貴校への受検に当たり、実技検査において、下記の教科を受検したいので、
選抜要綱第1007項の規定に基づき、届け出ます。

〇〇立〇〇高等学校長 様

志願者名

性別 ()

記

受検する教科及び実技検査の選択課題
・学力検査

〔希望する4教科に○印〕
〔をつけること

国語	社会	数学	理科	英語

・実技検査 [実技検査の領域・種目等の中から希望するもの一つに○をつけること]

音楽		美術		保健体育		技術・家庭	
領域・種目等		領域・種目等		領域・種目等		領域・種目等	
〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃	

中学校長経由証印

平成 年 月 日

立

中学校長 校長名

印

(作成上の注意) 高等学校長は、選択課題については具体的にその領域・種目を記載する。
用紙の大きさはA4判横長とし、高等学校が上記の様式により作成する。

写真票

〇〇立〇〇高等学校 総合学科

写真欄

- ・上半身正面、無帽
- ・最近3か月以内に撮影したもの
- ・縦 40mm、横 30mm
- ・カラー・白黒を問わない
- ・写真の裏に在学（又は出身）中学校名及び志願者名を記入して貼付すること

(ふりがな)
志願者名

年 月 日生 性別 ()

出身中学校名	受検番号
立 中学校	※

・実技検査 [実技検査の領域・種目等の中から希望するもの一つに○をつけること]

音楽		美術		保健体育		技術・家庭	
領域・種目等		領域・種目等		領域・種目等		領域・種目等	
〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃	

(様式11) おもて

受検番号 ※	年 月 日
志 願 理 由 書	
〇〇立〇〇高等学校長 様	
志願者名	保護者名
下記により、貴校への入学を志願します。 記	
1 本校を志願した理由は何ですか。	
2 将来の夢は何ですか。	
※欄は記入しないでください。	

(様式11) うら

3 本校でどのような学校生活を送りたいと考えていますか。	
4 あなたの自己PRをしてください。	
※ 特色選抜については、中学校長経由証印を必要とし、裏面下に次の様式を追加する。	
中学校長経由証印 平成 年 月 日 立 中学校長 校長名	
印	

※ 用紙の大きさはA4判縦長とし、上記の様式により高等学校が作成する。

(様式 12)

推 薦 書	
平成 年 月 日	
兵庫県立（〇〇市立）〇〇高等学校長 様	
〇〇立〇〇中学校長 校長名	印
次の者は、下記の推薦理由により、貴校 科（ 系コース・単位制による課程） の入学が適当と認められるので推薦します。	
平成 年 月 日 卒 業 卒業見込み	
(ふりがな) 志願者名	
平成 年 月 日生 性別（ ）	
推 薦 理 由	
適 性 興味・関心	
人物所見等	

※ 用紙の大きさはA 4 判縦長とし、中学校が上記の様式により作成する。

(様式 13)

面 接 調 査 票

〇〇立〇〇高等学校		受検番号	
志 願 者 名		生年月日	年 月 日
志 願 学 科・ コース・課 程 名			
出 身 中 学 校 名	立 中学校		
通 学 方 法	J R、私鉄、バス、自転車、徒歩、その他 ()		
通 学 時 間	自宅から () 時間 () 分、寄留先から () 時間 () 分		
好 き な 教 科			
部 活 動 等 の 状 況			
特技、資格・検定等			
希 望 す る 進 路			
志 望 理 由			
高等学校で学びたいこと			

(記入上の注意) 1 本人が自署すること。(手書きコピー可)

2 通学方法は該当事項を○で囲むこと。

※ 用紙の大きさはA 4 判縦長とし、高等学校が上記の様式により作成する。

成人特例入学者選抜による受検届

兵庫県立（〇〇市立）〇〇高等学校長 様

私は、貴校への受検に当たり、成人特例入学者選抜による受検を希望するので、選抜要綱第1012項の規定に基づき、届け出ます。

年 月 日

志願者名 _____ 性別 _____

生年月日 _____ 年 月 日 生

住 所 _____

電 話 _____

勤 務 先 _____

勤務先電話 _____

注 1 志願者名欄は自署すること。

2 勤務先、勤務先電話は勤めていない場合は記入しなくてよい。

※ 用紙の大きさはA4判縦長とし、高等学校が上記の様式により作成する。

(様式 15)

(電子メール施行)
文 書 番 号
平 成 年 月 日

〇〇教育委員会 様

兵庫県立 (〇〇市立) 〇〇高等学校長
校 長 名

平成 年度再募集に関することについて (届出)

本校の再募集を、選抜要綱に基づいて下記のとおり実施しますので、届け出ます。

記

1 学 校 名

2 学 科 名

3 学力検査 (3 月 12 日実施) の結果

学 科 名	募 集 定 員	志 願 者 数	受 検 者 数	合 格 者 数	定員不足数	備 考

4 再募集の内容等

再募集する人数	面接実施の有無
	有 ・ 無

5 合格者の発表の日時及び方法

※ 用紙の大きさはA 4 判縦長とし、高等学校が上記の様式により作成する。

立 高等学校入学志願承認申請書

私は、下記の事情により、貴校に入学を志願したいので、保護者と連署して申請します。
なお、入学後、申請した内容と相違した場合は、入学を取り消されても異存はありません。

年 月 日

立 高等学校長 様

(ふりがな)
志願者名

(ふりがな)
保護者名

記

- 1 志願者の現住所
- 2 保護者の現住所
- 3 連絡先電話番号 () ー
- 4 転居予定地
- 5 志願者と保護者の続柄 志願者の
- 6 出身中学校 立 中学校 卒業 卒業見込み
- 7 志願学科名 (国際文化系コース、自然科学系コース、総合人間系コース、健康福祉系コース又は単位制による課程を志願する者は、そのコース・課程名を記入すること。) 科 (系コース・単位制による課程)
- 8 特別の事情 (具体的に記載のこと)
 - ・家屋新築又は購入による転居 (転居予定年月日 年 月 日)
 - ・保護者の転勤等による転居 (転居予定年月日 年 月 日)
 - ・その他

上記の事情に相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

中学校名

校長 名



【推薦入学及び特色選抜志願者のみ記入】

兵庫県公立高等学校の学力検査に志願する場合は、下記に記入すること。
(複数志願選抜の場合は、第1志望を記入)

立 高等学校 科

※ 用紙の大きさはA4判縦長とする。

〇〇〇第 号

兵庫県立（〇〇市立）〇〇高等学校入学志願承認書

志願者名

保護者名

出身中学校

立

中学校

志願者現住所

転居予定地

審査の結果、上記の者が本校 科（ 系コース・単位制による課程）へ入学志願
することを承認します。

※なお、入学願書の提出までに平成 年度兵庫県公立高等学校入学者選抜における推薦入学及
び特色選抜に合格している場合は無効とします。

平成 年 月 日

兵庫県立（〇〇市立）〇〇高等学校長 校長名



- ※ 1 用紙の大きさはA4判縦長とし、高等学校が上記の様式により作成する。
※ 2 下線部については、学力検査の場合のみ挿入する。

(様式 18)

兵庫県公立高等学校特別出願許可申請書

私は、下記の事情により、兵庫県公立高等学校に入学を志願したいので、保護者と連署して申請します。

なお、入学後、申請した内容と相違した場合は、入学を取り消されても異存はありません。

年 月 日

兵庫県教育長 様

(ふりがな)
志願者名

(ふりがな)
保護者名

記

- 1 志願者の現住所
- 2 保護者の現住所
- 3 連絡先電話番号 () ー
- 4 転居予定地
- 5 志願者と保護者の続柄 志願者の
- 6 出身中学校 立 中学校 卒業
卒業見込み
- 7 志願先高等学校名及び学科名
立 高等学校 科
- 8 特別出願の事情（具体的に記載のこと）

上記の事情に相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

中学校名
校長 名



※ 用紙の大きさは、A4判縦長とする。

第 号

兵庫県公立高等学校特別出願許可書

志願者名

保護者名

出身中学校

立

中学校

志願者現住所

転居予定地

審査の結果、上記の者が兵庫県立（〇〇市立）〇〇高等学校 科へ
入学志願することを許可します。

平成 年 月 日

兵 庫 県 教 育 長 

※ この用紙は県教育委員会事務局学事課で作成する。

平成 31 年度兵庫県立中等教育学校入学者選考要綱について

「平成 31 年度兵庫県立中等教育学校入学者選考要綱」を別添のとおり定める。
平成 30 年度からの変更点は、下記のとおりである。

記

1 募集する対象者についての表記を変更

兵庫県立芦屋国際中等教育学校の入学者選考の対象者に関する表記を整理したことに伴う変更。

平成 31 年 度
(2019 年度)

兵庫県立中等教育学校入学者選考要綱

兵庫県教育委員会

目

次

I	入学者選考を実施する学校	1
II	通学区域	1
III	選考における志願者取扱	1
IV	合格者の手続	3
V	県外（海外を含む。）から志願する者の手続	4

○ 諸 様 式

（様式1）	入学願書・受験票	5
（様式2）	志願理由書	6
（様式3）	推薦書	7
（様式4－1）	可否通知書	8
（様式4－2）	合格通知書	9
（様式5）	入学意志確認書	10
（様式6）	入学予定者証明書	11
（様式7）	兵庫県立芦屋国際中等教育学校入学志願承認申請書	12
（様式8）	兵庫県立芦屋国際中等教育学校入学志願承認書	13

○ そ の 他

[付1]	Vによる特別事情について	14
[付2]	平成31年度兵庫県立芦屋国際中等教育学校入学志願手続等に関する期限 等の一覧表	15
（別紙様式）	海外在留証明書	16

兵庫県立中等教育学校入学者選考要綱

I 入学者選考を実施する学校

- 101 入学者選考を実施する学校は、次のとおりとする。
兵庫県立芦屋国際中等教育学校
- 102 兵庫県立芦屋国際中等教育学校（以下、「中等教育学校」という。）の入学者の選考については、この要綱の定めるところによる。
- 103 中等教育学校における募集人数は80人とし、その内訳は下表のとおりとする。

対 象 者	人数
日本語や日本文化への理解が不十分な外国人児童で、平成25年4月1日以降に来日し、かつ日本国籍を有しない児童	30人
継続して1年以上海外に居住した児童で、平成25年4月1日以降に海外から帰国した児童	30人
本校の教育目標を理解し、留学や海外での生活等を目指して特に入学を希望する児童	20人

ただし、各対象者の合格者がそれぞれの募集人数に満たない場合は、他の対象者により満たすものとする。

II 通学区域

- 201 通学区域は、県下全域とする。

III 選考における志願者取扱

（出願資格）

- 301 入学を志願することのできる者は、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者で、6年間を継続して中等教育学校で学ぶ意欲があり、かつ、中等教育学校長がその特色ある教育内容に応じて別に定める要件を満たす者とする。
- (1) 平成31年3月に小学校又はこれに準ずる学校（以下、「小学校」という。）を卒業見込みの者
 - (2) 小学校に在籍していない者で平成18年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者
- 302 中等教育学校を志願する者については、通学区域内に保護者（本人に対して親権を行う者をいい、親権を行う者がいないときは、本人の後見人をいう。以下同じ。）とともに居住している者に限る。

303 第302項の他、特別の事情のある場合は、Vによる。

(出願手続)

304 中等教育学校の志願者の保護者は、次の書類に入学考査料を添えて、第309項に定める受付期間に、中等教育学校長に出願しなければならない。

なお、この場合、郵送は認めない。

ただし、第301項(2)に該当する志願者については別途指示する。

(1) 入学願書・受験票(様式1)

(2) 志願理由書(様式2)

志願理由書は志願者本人が記載する。

(3) 推薦書(様式3)

(4) 第302項の保護者が後見人の場合は、小学校長が確認した旨の副申書(様式自由)

(5) 中等教育学校長が発行した入学志願承認書(Vに該当する者に限り必要。)(様式8)

(6) その他、中等教育学校長が必要と認める書類

(面接・作文等)

305 志願者に対しては、面接及び作文を実施する。

306 面接及び作文は、中等教育学校において実施する。

307 面接及び作文の期日は、平成31年2月2日(土)とし、その方法及び時間表は別途、中等教育学校長が決定する。

(小学校長の任務)

308 小学校長は、第304項に定める書類について、保護者が中等教育学校長に第309項の受付期間に提出できるように作成する。

(受付期間)

309 受付期間は、平成31年1月15日(火)から平成31年1月18日(金)の9:00~16:30(ただし、1月18日(金)は9:00~12:00)の間とする。

(中等教育学校長の任務)

310 入学願書等を受理した中等教育学校長は、受験票を交付する。

311 中等教育学校長は、小学校長から受験における特別措置についての連絡・協議があった場合は、県教育委員会事務局高校教育課長と協議する。

(入学者選考実施本部等の設置)

312 面接及び作文を実施する中等教育学校には、入学者選考を厳正に実施する責任体制を明確にするため、入学者選考実施本部を設ける。入学者選考実施本部長は、中等教育学校長とし、入学者選考の実施に係る業務を総括する。

313 入学者選考実施本部には、選考委員会を設ける。

314 選考委員会には、次の作業グループを設ける。

書類審査グループ

面接グループ

作文審査グループ

(選考委員会)

- 315 選考委員会は、中等教育学校長が委員長、教頭が副委員長となり、中等教育学校の教職員の中から中等教育学校長が任命した委員をもって組織する。
- 316 選考委員会は、中等教育学校の教育目標に照らして、書類審査グループ、面接グループ、作文審査グループから報告された諸資料を総合して合格候補者の選考を行う。

(書類審査グループ)

- 317 書類審査グループは、中等教育学校の教員の中から中等教育学校長が任命したグループ長1名、メンバー若干名をもって組織する。
- 318 書類審査グループの任務は、次のとおりとする。
- (1) 中等教育学校の教育目標に照らして、志願理由書等、保護者から提出された書類の記載事項を厳正に審査し、判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、1書類につき3名以上が審査に当たる。
 - (2) (1)によって作成した判定資料を選考委員会に報告する。

(面接グループ)

- 319 面接グループは、面接を実施する中等教育学校の教員の中から中等教育学校長が任命したグループ長1名、メンバー若干名をもって組織する。
- 320 面接グループの任務は、次のとおりとする。
- (1) 志願理由書の記載内容や6年間の継続的な学習への意欲等を踏まえて面接を実施し、その結果に基づいて判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、2名以上が面接に当たる。
 - (2) (1)によって作成した判定資料を選考委員会に報告する。

(作文審査グループ)

- 321 作文審査グループは、中等教育学校の教員の中から中等教育学校長が任命したグループ長1名、メンバー若干名をもって組織する。
- 322 作文審査グループの任務は、次のとおりとする。
- (1) 作文の内容を審査し、判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、各作文につき3名以上が審査に当たる。
 - (2) (1)によって作成した判定資料を選考委員会に報告する。

(合格者の決定)

- 323 中等教育学校長は、選考委員会の選考に基づいて合格者を決定する。

(合格者の発表)

- 324 合格者の発表は、平成31年2月7日(木)とし、校内に受験番号を掲示して行う。
併せて小学校長及び合格者本人あてに選考結果を通知(様式4-1及び4-2)する。

IV 合格者の手続

(「入学意志確認書」の提出)

- 401 合格者の保護者は、平成31年2月16日(土)から平成31年2月20日(水)までの9:00~16:30(た

だし、日曜を除く。)の間に「入学意志確認書」(様式5)を中等教育学校長に提出する。

(「入学予定者証明書」の交付)

402 中等教育学校長は、第401項の手続きを行った者に「入学予定者証明書」(様式6)を交付する。

(市町組合教育委員会への届出)

403 「入学予定者証明書」の交付を受けた入学予定者の保護者は、市町組合立中学校に入学しない旨を速やかに当該教育委員会に届け出なければならない。

(入学の辞退)

404 入学予定者が、保護者の転勤等のやむを得ない事情により、入学を辞退しようとする場合、その保護者は、速やかに「入学辞退届」(様式自由)を中等教育学校長に提出する。

V 県外(海外を含む。)から志願する者の手続

(入学志願承認申請)

501 県外(海外を含む。)に居住する者、または県内に在住し県外の小学校に在籍している者で、特別事情により、中等教育学校に入学を志願する者は、「入学志願承認申請書」(様式7)により、中等教育学校長の承認を得なければならない。

なお、この場合、原則として郵送は認めない。

502 特別事情の内容、添付書類については、[付1]による。

503 この件に関する事務手続は、平成31年1月8日(火)から平成31年1月11日(金)まで、中等教育学校において行う。

なお、受付時間は9:00~16:30とする。

504 志願者の保護者は、前項の手続により中等教育学校長から交付された「入学志願承認書」(様式8)を入学願書に添えて、第304項の手続により、中等教育学校長に提出しなければならない。

505 推薦書等、小学校(海外の日本人学校、現地校等)において作成する書類の提出は、第304項による。

ただし、海外から志願する場合で、海外における最終学校の校長の推薦書等を提出できない場合は、志願者の保護者はその旨を中等教育学校長に届け出ること。

(様式1)

※

入 学 願 書

年 月 日

兵庫県立芦屋国際中等教育学校長 様

(フリガナ)

志願者名

(フリガナ)

保護者名

私は、貴校第1学年に入学

したいので、保護者と連署し、入学検査料を添えて志願します。

		受験番号	※	
志願者	現住所	〒		
	生 年 月 日	年 月 日 生	性別	
	出 身 小学校	立 小学校 (平成 年 月 卒業見込み)		
保護者	現住所	〒		
面接・作文での 使用希望言語		面 接	作 文	

上記の入学願書は、平成31年度兵庫県立中等教育学校等入学者選考要綱の趣旨に照らし、適当であると認めます。

平成 年 月 日

立

小学校長

校長名

印

受付 月 日	受験 番号	フリガナ	出身小学校	志願者 現住所	入学検査料(2,200円) 領収日付印		合否
		志願者名		保護者名	出納員 領収印	取扱者 印	
※	※	生 年 月 日	性 別	小学校	※	※	受験票と の割り印
		・ ・ 生					

- ・ ※印欄は記入しないでください。
- ・ 志願者と保護者の住所が同じ場合、保護者住所の欄には「志願者と同じ」と記入してください。

受 験 票

兵庫県立芦屋国際中等教育学校

(写 真) 縦40mm, 横30mm	(フリガナ) 志願者名 年 月 日 生 性別 ()		入学検査料 領収日付印
	受験番号	※	※
	出 身 小学校名		
現 住 所			

1 面接・作文の期日

平成31年2月2日(土)

2 日 程

受付 9:40~10:10

作文 11:00~12:00

(昼食)

面接 13:00~

(様式2)

※

志 願 理 由 書

年 月 日

兵庫県立芦屋国際中等教育学校長 様

小学校名 立 小学校

(フリガナ)

志願者名

私が兵庫県立芦屋国際中等教育学校を志願する理由は次のとおりです。

本人が記入する欄

- ・ 本人が必要事項を記入する。日本語での記入が困難な場合は、英語または母語で記入してもよい。
※印欄は記入しない。

(様式3)

※

推 薦 書

志願者	(フリガナ) 志願者名					国籍	
	年 月 日生 性別 ()					年齢	歳 (2019年4月1日現在)
	現住所 〒						
	出身小学校名 平成 年 月 (卒業見込み)						
欠席日数	4学年	日	5学年	日	6学年	日 (12月末現在)	欠席の主な理由
海外での 生育歴	国 名	居住地名	期 間			教育機関名 (在籍していない期間は空欄のまま)	
			年 月 ～ 年 月 (歳)				
			年 月 ～ 年 月 (歳)				
			年 月 ～ 年 月 (歳)				
			年 月 ～ 年 月 (歳)				
在留 期間	海外在留期間	就学前の期間	【現地校・国際学校】在学期間 (該当するものを○で囲む)			日本人学校在学期間	日本語補習授業校在学期間
	継続して 年 か月	年 か月	年 か月			年 か月	年 か月
言語 状況	日 本 語 の 能 力		外 国 語 の 能 力				
			()語			()語	
	1 聞く力 () 2 話す力 () 3 読む力 () 4 書く力 ()		1 聞く力 () 2 話す力 () 3 読む力 () 4 書く力 ()			1 聞く力 () 2 話す力 () 3 読む力 () 4 書く力 ()	
言語能力は右の記号で記入する：A (よくできる) B (できる) C (あまりできない) D (全くできない)							
趣味 特技				得意 教科			不得意 教科
推 薦 理 由							
上記の記載事項に誤りのないことを証明する。 平成 年 月 日 小学校名 校長名							

- ・ この推薦書は、小学校長が作成した後、厳封の上、志願者の保護者を経て、中等教育学校長へ提出する。その際、封筒の表に、小学校名と志願者名を記入する。※印欄は記入しない。
- ・ 「海外在留期間」の欄は、継続して在留した最長の期間を記入する。
- ・ 「言語状況」の欄は、外国人児童あるいは帰国児童のみ記入する。

(様式4－1)

合 否 通 知 書

平成 年 月 日

立 小学校長 様

兵庫県立芦屋国際中等教育学校長 印

貴校からの受験者について、合否を下記のとおり決定しましたのでお知らせします。
なお、合格者には、合格通知書を別途送付しております。

記

番	受 験 者 名	受験番号	合 否

※ 本用紙は、兵庫県立芦屋国際中等教育学校長が作成する。

(様式4-2)

合格通知書

平成 年 月 日

立 小學校

受験番号 ()

受験者名 様

兵庫県立芦屋国際中等教育学校長 印

あなたは、平成31年度兵庫県立芦屋国際中等教育学校入学者選考において、本校に合格したので通知します。

※ 本用紙は、兵庫県立芦屋国際中等教育学校長が作成する。

(様式5)

にゅう がく い し かく にん しょ

入 学 意 志 確 認 書

年 月 日

兵庫県立芦屋国際中等教育学校長 様

き こう

私は、貴校に入学します。

(フリガナ)

合 格 者 名

(合格者本人がボールペン書きするものとする)

現 住 所

出身小学校

立

小学校

(フリガナ)

保 護 者 名

(保護者本人がボールペン書きするものとする)

現 住 所

※ 合格者の保護者が受験票とともに持参し、兵庫県立芦屋国際中等教育学校長に提出すること。

入 学 予 定 者 証 明 書

(フリガナ)
入学予定者名

現 住 所

出身小学校 立 小学校

(フリガナ)
保護者名

現 住 所

上記の者は、平成31年度兵庫県立芦屋国際中等教育学校入学予定者であることを証明します。

平成 年 月 日

兵庫県立芦屋国際中等教育学校長 校長名



※ 本用紙は、兵庫県立芦屋国際中等教育学校長が作成する。

兵庫県立芦屋国際中等教育学校入学志願承認申請書

私は、下記の事情により、貴校に入学を志願したいので、保護者と連署して申請します。
なお、入学後、申請した内容と相違した場合は、入学を取り消されても異存はありません。

年 月 日

兵庫県立芦屋国際中等教育学校長 様
(フリガナ)
志願者名

(フリガナ)
保護者名

記

- 1 志願者の現住所
- 2 保護者の現住所
- 3 連絡先電話番号 () —
- 4 転居予定地
- 5 志願者と保護者の続柄 志願者の
- 6 出身小学校 立 小学校
- 7 特別の事情（具体的に記載のこと）
 - ・家屋新築又は購入による転居（転居予定年月日 年 月 日）
 - ・保護者の転勤等による転居（転居予定年月日 年 月 日）
 - ・その他

上記の記載事項に誤りのないことを証明します。

平成 年 月 日

小学校名

校長名



※ 本用紙は、兵庫県立芦屋国際中等教育学校長が作成する。

(様式8)

〇〇〇第 号

兵庫県立芦屋国際中等教育学校入学志願承認書

志 願 者 名

保 護 者 名

出身小学校 立 小学校

志願者現住所

転居予定地

審査の結果、上記の者が本校へ入学志願することを承認します。

平成 年 月 日

兵庫県立芦屋国際中等教育学校長 校長名



※ 本用紙は、兵庫県立芦屋国際中等教育学校長が作成する。

【付1】 Vによる特別事情について

特 別 事 情 の 内 容					必 要 書 類							
					A	B	C	D	E	F	G	
1	保護者と共に転居し県内の中等教育学校を受験する場合	(1)	家屋を新築又は購入し転居		○		○					
		(2)	借家・社宅等へ転居		○			○				
		(3)	親族等の家に同居		○	○			○			
		(4)	空家（持家）への転居		○					○		
2	保護者と別居しており、転居により保護者が居住する県内の中等教育学校を受験する場合	(1)	保護者の居住地に転居		○	○						
		(2)	新たに居住地を定め転居	ア	家屋を新築又は購入する場合	○		○				
				イ	借家・社宅等	○			○			
				ウ	親族等の家に同居	○	○			○		
3	現在外国に居住し、平成31年4月7日までに帰国を予定している場合	(1)	保護者と共に帰国	・上記1に同じ （ただし、住民票記載事項証明書は除く） ・在留先・在留期間を証明する書類 （会社が発行する証書等）（別紙様式参照）								
		(2)	本人のみの帰国									○
4	県内に保護者と共に居住し県外の小学校へ通学している場合				○							
5	養子縁組をしているが、県外の実父母のもとに居住し通学している者で、養子先が県内にあり中等教育学校を受験する場合				・本人・養父母の住民票記載事項証明書 ・小学校長が家庭事情等を説明する副申書							
6	上記1～5に当てはまらない場合		志願しようとする中等教育学校に事前に連絡									

<承認申請に必要な添付書類一覧>

- A…… 本人及び保護者の現住所の住民票記載事項証明書
- B…… 転居先住所の表示がある公共料金（ガス、水道）等の領収書(写)、または通知書（写）（3ヶ月以内のもの）
- C…… 転居先及び平成31年4月7日までに転居できることを証明する書類（建築物確認済証(写)、入居決定通知書(写)、売買契約書(写)、家屋の登記事項証明書のうちいずれか）
- D…… 転居先及び平成31年4月7日までに転居できることを証明する書類（家屋賃貸証明書、使用貸借証明書、家屋賃貸契約書(写)、入居決定通知書(写)のうちいずれか）
- E…… 親族等の同居承諾書
- F…… 固定資産税納付書(写)又は家屋の登記事項証明書
 なお、持家を他人に賃貸中の場合は、平成31年4月6日までに退居する旨の賃借者の承諾書
- G…… a 在留先・在留期間を証明する書類（会社が発行する証書等）（別紙様式参照）
 b 保護者の身元引受依頼書及び承諾書
 c 身元引受人の住民票記載事項証明書

※ 上記の添付書類で（写）としている書類の場合は、確認のためにその原本も持参すること。

平成 31 年 度
兵庫県立芦屋国際中等教育学校入学志願手続等に関する期限等の一覧表

項目 事項	期 限	作 成 者 又 は 発 行 者	提出先又は通知先
県外、海外からの入学 志願承認申請の手続	自 1月8日(火) 至 1月11日(金)16:30 まで	志 願 者	芦屋国際中等教育 学校長
願 書 受 付	自 1月15日(火) 至 1月18日(金)12:00 まで	志 願 者 の 保 護 者	芦屋国際中等教育 学校長
選 考 日 (面接及び作文)	2月2日(土)		
合 格 者 発 表	2月7日(木)	芦屋国際中等教育 学校長	小学校長及び合格者
入 学 意 志 確 認 書	自 2月16日(土) 至 2月20日(水)16:30 まで (ただし、日曜を除く)	合 格 者 の 保 護 者	芦屋国際中等教育 学校長

(別紙様式)

兵庫県立芦屋国際中等教育学校長 様

海外在留証明書

所属者名	
志願者名	

上記の所属者は、志願者を伴い、以下のとおり海外に在留していたことを証明します。

年 月 日

会社等名称

所在地

役職・記載責任者名

印

期 間	海外在留地
年 月 日 ～ 年 月 日	
年 月 日 ～ 年 月 日	
年 月 日 ～ 年 月 日	

(注) 様式は、各会社等で使用している証明書の様式でも可です。原則として保護者の所属する機関の人事部(課)等の責任者による証明を行ってください。

自営業等のため上記の証明が得られない場合は、保護者及び志願者の滞在期間を明らかにできるパスポートのコピーを貼付してください。